

包括外部監査結果報告書
及び報告に添えて提出する意見書
(平成20年度)

公共事業等入札制度及び契約事務の運用状況について

平成21年 2月27日

久留米市包括外部監査人

江 頭 章 二

第1章 監査の概要

第1	監査期間	1
第2	監査人	1
第3	外部監査の種類	1
第4	選定した特定の事件	1
第5	事件選定の理由及び監査の視点	1
1	入札・契約制度の調査・検討について	1
2	業務委託契約の調査・検討について	3
第6	監査事項及び監査の方法	3
1	監査事項	3
(1)	入札・契約制度について	3
(2)	日弁連提言	3
(3)	その他	5
2	監査の方法	9
(1)	入札・契約制度について	9
(2)	業務委託等に関する契約制度について	10
3	監査の対象期間	10
第7	利害関係	10

第2章 契約制度概要

第1	契約締結の方法	25
1	契約に関する規制	25
2	契約締結の方法	25
(1)	一般競争入札	25
(2)	指名競争入札	26
(3)	随意契約	26
(4)	せり売り	26
第2	久留米市における契約締結方式	26
(1)	一般競争入札	26
(2)	指名競争入札	26
(3)	随意契約	27
(4)	せり売り	27

第3章 監査の結果及び監査人の意見

第1 監査の結果（指摘事項及び是正措置）	3 1
I 全般的指摘事項	3 1
1 工事関連書類の保管方法	3 1
2 計算資料の明瞭性について	3 1
3 随意契約の契約内容についての経済性、合理性の検討	3 1
4 貸借対照表の作成	3 2
5 IT化の推進	3 2
6 民間活力の積極的活用	3 2
7 財政基盤の強化	3 3
II 入札制度について	3 8
1 問題点及び是正措置	3 8
2 個別案件ごとの問題点	3 9
第2 工事入札・契約サンプリング調査による報告	4 1
公共工事入札各論	4 1
(1) 花畑公園整備（2工区）工事他5件	4 1
概要	4 1
監査手続	4 4
問題点	4 6
(2) 三潴総合体育館新築工事	4 7
概要	4 7
監査手続	4 7
問題点	4 9
(3) 道路改良工事及び坂本繁二郎生家保存調査工事	5 1
概要	5 1
監査手続	5 2
問題点	5 4
(4) 共同企業体(JV)入札について	5 5
概要	5 5
監査手続	5 5
問題点	5 5
(5) 公共下水道合川・善導寺汚水幹線管渠敷設その6工事	5 6
概要	5 6
監査手続	5 6

問題点	5 7
(6) 南部浄化センター汚泥処理電気設備工事	5 8
概要	5 8
監査手続	5 9
問題点	5 9
(7) (特環) 公共下水道管渠敷設第1工区工事	5 9
概要	5 9
監査手続	6 0
問題点	6 0
(8) 公共下水道合川・善導寺汚水幹線管渠敷設その7工事	6 1
概要	6 1
監査手続	6 1
問題点	6 1
(9) 公共下水道管渠敷設第9工区工事	6 2
概要	6 2
監査手続	6 2
問題点	6 2
(10) 公共下水道管渠敷設第14工区工事	6 4
概要	6 4
監査手続	6 4
問題点	6 4
(11) 公共下水道合川・善導寺汚水幹線管渠敷設その9工事	6 6
概要	6 6
監査手続	6 6
問題点	6 6
(12) 公共下水道管渠敷設第11工区工事	7 0
概要	7 0
監査手続	7 1
問題点	7 1
(13) 公共下水道管渠敷設第8工区工事	7 2
概要	7 2
監査手続	7 2
問題点	7 3
(14) 公共下水道管渠敷設第34工区工事	7 3
概要	7 3
監査手続	7 4

問題点	7 4
(1 5) 公共下水道管渠敷設第 3 工区工事	7 5
概要	7 5
監査手続	7 5
問題点	7 6
(1 6) 文化街内水道・ガス管改良工事	7 7
概要	7 7
監査手続	7 7
問題点	7 8
(1 7) 西鉄津福駅西水道管改良工事	7 9
概要	7 9
監査手続	7 9
問題点	7 9
(1 8) 浄水場排水処理電気設備更新工事	8 1
概要	8 1
監査手続	8 2
問題点	8 2

第 4 章 業務委託契約等

第 1 はじめに	8 3
第 2 監査の方法	8 3
第 3 業務委託サンプリングの問題点の総括	8 3
第 4 業務委託等各論	8 6
(1) 指定管理者制度報告書	8 6
概要	8 6
監査手続	8 7
問題点	8 7
(2) 久留米市教育集会所指定管理	9 1
概要	9 1
監査手続	9 3
問題点	9 3
(3) 久留米市市民センター多目的棟指定管理	9 4
概要	9 4
監査手続	9 5

問題点	9 6
(4) 久留米市身体障害者福祉センター等指定管理	9 8
概要	9 8
監査手続	1 0 1
問題点	1 0 1
(5) 久留米市都市公園指定管理	1 0 1
概要	1 0 1
監査手続	1 0 3
問題点	1 0 5
(6) 中高年齢労働者福祉センター指定管理	1 0 5
概要	1 0 5
監査手続	1 0 8
問題点	1 0 8
(7) 久留米六角堂広場指定管理	1 0 9
概要	1 0 9
監査手続	1 1 3
問題点	1 1 4
(8) 久留米市民温水プール指定管理	1 1 4
概要	1 1 4
監査手続	1 1 5
問題点	1 2 0
(9) 自然休養村管理センター及び兜山キャンプ場指定管理	1 2 0
概要	1 2 0
監査手続	1 2 4
問題点	1 2 5
(10) 久留米市固定資産評価業務委託	1 2 6
概要	1 2 6
監査手続	1 2 9
問題点	1 2 9
(11) 保健事業実施業務委託	1 2 9
概要	1 2 9
監査手続	1 3 0
問題点	1 3 3
(12) 要介護認定調査業務委託	1 3 3
概要	1 3 3
監査手続	1 3 5

問題点	1 3 7
(1 3) 久留米市地域包括支援センターの設置及び運営委託	1 3 7
概要	1 3 7
監査手続	1 3 8
問題点	1 3 9
(1 4) 準用河川湯ノ尻川改修事業	1 4 2
概要	1 4 2
監査手続	1 4 2
問題点	1 4 4
(1 5) 指定公園以外の維持管理	1 4 4
概要	1 4 4
監査手続	1 4 5
問題点	1 4 7
(1 6) 自転車駐車場等管理業務委託	1 4 8
概要	1 4 8
監査手続	1 4 8
問題点	1 5 0
(1 7) 可燃物及び粗大ごみ収集運搬業務委託	1 5 1
概要	1 5 1
監査手続	1 5 2
問題点	1 5 7
(1 8) 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託	1 5 8
概要	1 5 8
監査手続	1 5 9
問題点	1 5 9
(1 9) (北野) 可燃物収集運搬業務委託	1 6 0
概要	1 6 0
監査手続	1 6 1
問題点	1 6 1
(2 0) 久留米市学童保育所運営委託	1 6 1
概要	1 6 1
監査手続	1 6 2
問題点	1 6 4
(2 1) 学校校務員業務委託	1 6 4
概要	1 6 4
監査手続	1 6 5

問題点	1 6 6
(2 2) 市庁舎の清掃業務委託	1 6 7
概要	1 6 7
監査手続	1 6 8
問題点	1 6 9
(2 3) 市庁舎設備管理業務委託	1 6 9
概要	1 6 9
監査手続	1 7 1
問題点	1 7 1
(2 4) 包括的アウトソース業務委託	1 7 2
概要	1 7 2
監査手続	1 7 4
問題点	1 7 5
(2 5) こんにちは赤ちゃん事業	1 7 5
概要	1 7 5
監査手続	1 7 7
問題点	1 7 8
(2 6) 下水道使用料徴収業務委託	1 8 0
概要	1 8 0
監査手続	1 8 0
問題点	1 8 2
(2 7) 田主丸浄化センター建設費	1 8 2
概要	1 8 2
監査手続	1 8 3
問題点	1 8 3
(2 8) 中央浄化センター運転管理業務委託	1 8 3
概要	1 8 3
監査手続	1 8 4
問題点	1 8 4
(2 9) 南部浄化センター運転管理業務委託	1 8 5
概要	1 8 5
監査手続	1 8 6
問題点	1 8 6
第5 監査人の意見	1 8 8

第1章 監査の概要

第1 監査期間

平成20年4月1日から平成21年2月27日まで

第2 監査人

久留米市包括外部監査人	江 頭 章 二	(公認会計士)
同補助者	稲 葉 武 彦	(公認会計士)
同補助者	大 石 昌 彦	(弁護士)
同補助者	木 下 文 雄	(公認会計士)
同補助者	黒 岩 延 峰	(公認会計士)
同補助者	黒 岩 延 時	(公認会計士)
同補助者	寺 島 義 道	(公認会計士)
同補助者	馬 場 範 夫	(公認会計士)
同補助者	福 田 有 史	(公認会計士)

第3 外部監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第252条の37第1項に基づく監査

第4 選定した特定の事件

公共事業等入札制度及び契約事務の運用状況について

第5 事件選定の理由及び監査の視点

1 入札・契約制度の調査・検討について

日経コンストラクション編「入札激震」の“はじめに”に「入札・契約制度に大きな転機をもたらしたとされる一般競争入札が導入されたのは約十年前のことだった。今でこそ様々な制度が存在するが、当時は入札参加者を発注者が事前に選ぶ指名競争入札がほとんど。それが、1993年の「ゼネコン汚職事件」や海外企業からの「外圧」などを受けて、希望する者はすべて入札に参加できる一般競争入札へと日本の公

共工事は大きくかじを切り始めた。

以来、一般競争入札と指名競争入札が併存する形で、透明性や客観性、競争性の向上を掲げて入札・契約制度改革は続いている。しかし、さまざまな矛盾を内包しながらの改革だけに、決め手と呼べるものは少ない。いまだに試行錯誤の状態である。」と記載されているように、久留米市においても改革に手を尽くしているにもかかわらず、いまだ十分な成果を上げているとは言えず改善の余地はあるものと判断した。

さらに、一昨年の米国のサブプライムローンの破綻による世界的な不況の影響は地方公共団体の財政状態にも深刻な影響を与えている。その結果、自治体の財政状態は窮迫している。自治体の厳しい財政は入札契約制度改革の重要性をますます高めており、今後の更なる入札・契約制度改革が必要であると考えている。

当久留米市は1市4町が合併し中核市となったため、本年度より包括外部監査が義務付けられたので、久留米市新行政改革行動計画（20年度改訂版）を基にテーマ選定会議を開き、最終的に入札・契約制度を調査することとした。

平成19年8月開催の全国市民オンブズマン千葉大会において全国市民オンブズマン連絡会議が発表した2007年度入札調書の分析結果についての報告（以下「オンブズマン報告」という。）には、次の統計資料が掲載されている。

- (1) 47都道府県・17政令指定都市の予定価格（税抜き）1億円以上の入札が行われた工事（東京都は予定価格3億円以上が対象、業務委託を含むPFI等の入札は除く）
合計件数 都道府県 4,836件 政令指定都市 1,490件
- (2) 33県庁所在地市の予定価格（税抜き）5,000万円以上の工事
合計件数 県庁所在地市 1,493件
総合計 7,819件
- (3) 47都道府県、17政令指定都市、33県庁所在地の2007年度「いくら以上の工事を一般競争入札で行うか」調査

同報告書の各種データは後掲（11～13頁参照）のとおりであり、平成19年度の久留米市における5,000万円以上の工事87件の平均落札率は89.0%で、県庁所在地市で一番低い徳島市76.1%と比較して12.9%の開きがある。仮に久留米市が徳島市と同様の落札率によって契約した場合には14億2千万円余が節約できることになる。

また、オンブズマン報告によれば2002～2007年度にかけて、都道府県、政令市、県庁所在地とも落札率は下落傾向にあると指摘している。久留米市においても同様に下落傾向にある（14～18頁参照）が、平成19年度においても4件の談合情報が寄せられていた事実があった。

このような指摘によれば、久留米市においても入札・契約制度の運用を工夫すれば、まだ節約の余地があるものと思われるので、初年度の包括外部監査においては、入札・契約制度の運用について調査し、今後の改革の方向性について検討することにした。

2 業務委託契約の調査・検討について

久留米市においては、業務委託契約の締結は契約監理室を通さず、各部局が直接締結している。また、各部局が締結する契約の多くは随意契約等によっており、その実態について系統的に整理されていない。したがって各部局ごとの業務委託の一覧は作成されていないので、その一覧をあらたに長時間かけて作成・提出してもらい、それを基にサンプルを抽出した。さらに、久留米市でも地方自治法の改正により、3年前に「指定管理者制度」を採用しているが、本年再選定の時期を迎えている。今回初めての包括外部監査において「指定管理者制度」の過去の実績の検証、再選定を含めて業務委託契約制度について調査・検討することは意義あるものと思われる。

今回の監査においては、業務委託の一覧により原則として委託料・指定管理料3,000万円以上の契約について、担当部局ごとに監査サンプルを抽出し、監査委員事務局を通じて監査資料の提出を依頼し、各部局が締結事務を行っている業務委託等に関する契約について調査することとした。

第6 監査事項及び監査の方法

1 監査事項

(1) 入札・契約制度について

公共工事に関する入札制度改革のための提言や報告等のうち、日本弁護士連合会が平成13年(2001年)2月に発表した入札制度改革に関する提言(以下「日弁連提言」という。)と過去の談合事件や贈収賄事件等の教訓及び国や地方公共団体の入札・契約制度の改革の詳細な実態調査の結果とそれを基に、入札の透明性、客観性、競争性を向上させ、談合防止に必要な具体的な方策を記載した、鈴木満著「入札談合の研究[第二版]」及び国、地方公共団体が実施している最新の入札手法を紹介する、日経コンストラクション編「入札激震」を参照しながら、それに対する久留米市の対応を見ていくこととする。

(2) 日弁連提言

第一 入札制度改革に関する提言の趣旨

次の通り入札制度を改革することを求める。

1 国、特殊法人、地方公共団体は、談合が困難な入札にするため、

- ① 一般競争入札、公募型(工事希望型)指名競争入札を実施する場合、競争が確認できるまで地域制限、経営事項審査に基づく総合評点制限を緩和し、おおむね30者ないし100者の入札参加を可能とし公正競争の確保をする。

(注) 久留米市においては、公募型(工事希望型)指名競争入札は実施されていない。

久留米市における条件付き一般競争入札に応札可能な者は、平成19年度実績では平均30者程度、実際の入札者は12者程度である。

- ② 指名競争入札を実施する場合、地域制限、経審点数を緩和するとともに、市外に本店を有する業者を指名するなど、指名業者の予測が難しい指名を実施し、事前に指名業者を公表しない。

指名競争入札における指名業者数は、久留米市指名業者選定要領第5条に、「別表第2に定める入札参加定数の最低数に2を加えた数以上の入札参加者を選定するよう努めなければならない。」と規定されているが、契約監理室では原則として3を加えた数を選定することとし、実際ほとんどの工事・契約で実行されているが、規定による最高の選定数でも17者にすぎない。

また、久留米市の平成19年度建設工事市内外発注一覧によれば、市外業者の受注率は、金額にして20.8%、件数にして5.3%と少数である。

- ③ 共同企業体（JV）を入札参加条件としない。

久留米市共同企業体運用要領第3条第2項において、「前項の規定により共同企業体を採用する対象工事は、次の各号に掲げる規模のものとする。

- (1) 土木工事一式・建築一式工事

設計金額が3億円以上

- (2) その他工事

設計金額が3億円以上

と規定し共同企業体（JV）を参加条件とし、JV以外の単独業者の参加は認めない。

- ④ 入札業者に対し、詳細な積算内訳と下請契約書の提出を義務付ける。

久留米市においては、落札業者には義務付けている。

2 国、特殊法人、地方公共団体は、談合によるペナルティを強化し、

- ① 入札業者に対し、「入札談合が判明した場合、入札業者は発注者に対し、契約額の10%以上の損害賠償をする」との誓約書を提出させる。
- ② 入札・談合が明らかになった場合、談合業者に対する損害賠償請求を実施するとともに、当該業者に対する入札資格剥奪期間を原則2年とする。

久留米市談合情報対応マニュアルに、誓約書及び誓約保証金の規定がある。

別表第1（第9条関係）

誓約保証金額一覧

予定価格	誓約保証金額
250万円未満	20万円
250万円以上～15,000万円未満	100万円
15,000万円以上	200万円

久留米市指名停止等措置要綱別表その2の（4）

市発注工事等に関して、建設業者の代表役員等、一般役員等又は使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

逮捕又は公訴を知った日から6ヵ月以上12ヵ月以内（指名停止期間）と規定されている。

第二 提言の理由

都道府県及び政令指定都市等に対するアンケート調査や聞き取り調査、談合防止に成果を上げている自治体への聞き取り調査、競売入札妨害罪や独禁法違反罪あるいは入札談合に絡む贈収賄罪の刑事事件記録の調査のほかアメリカ合衆国における入札制度調査等を実施した結果、次のことが明らかになった。

- 一 日本の入札は談合が蔓延している。
- 二 談合蔓延の原因は、受注者の談合容認姿勢にも原因がある。
- 三 談合放置の日本の実態
- 四 ペナルティが少ない日本の入札
- 五 談合の防止に成果を上げている横須賀市、座間市、久居市においては、平均落札率が70%ないし85%になっている。
- 六 建設省の入札・契約の改善推進の通達
- 七 公共工事の入札及び契約適正化の促進に関する法律の成立
- 八 談合が蔓延していることを前提とした談合防止対策が必要

（3）その他

鈴木 満 著 「入札談合の研究[第二版]」には、「加速する入札制度改革と克服すべき課題」として

第一に、恣意性を排除した入札改革を実施し落札率を大幅に低下させた自治体は、平成16年2月の調査によれば、40にも上っており（19～24頁参照）、電子入札の導入を機にさらに加速する可能性があること。

恣意性を排除した入札方式として、条件付き一般競争方式、受注希望型指名競争入

札、郵便入札、電子入札等を、従来型指名競争の運用改善として、市外業者の指名業者への追加、指名業者数増加、ランク数減少などを挙げている。

入札改革を実施して結果

- ① タイプⅠの24自治体(19頁参照)は、平均落札率が94.9%から84.7%に10.2ポイント低下
- ② タイプⅡの8自治体(22頁参照)は、平均落札率が95.1%から85.6%に9.5ポイント低下
- ③ タイプⅢの8自治体(23頁参照)は、平均落札率が93.4%から81.0%に12.4ポイント低下(導入部分について)
- ④ タイプⅠ～Ⅲまでの平均落札率は、94.6%から84.1%に10.5ポイント低下

久留米市においては、平成20年4月1日以降の1,000万円以上の公共工事は原則として条件付き一般競争入札を実施することとしているので、今後の公共工事にどのような影響があるかに注意する必要がある。また、電子入札は導入していないが郵便入札を実施している。

第二に、入札改革を推進する上で、次の五つの課題を克服することが重要であること。

(1) 不良不適格業者をいかに排除するか

岡山県、広島県、岡山市、倉敷市などの自治体では、要綱において自治体発注工事への暴力団関係者の介入を排除する措置について必要な事項を定め対処している。

多くの自治体が工事能力のない業者の排除については、工事ごとに一定の資格要件を設定し、この要件を満たさない業者の入札参加を認めないという方法をとっている。

資格要件は、経審の総合評価点数(「客観点数」)に、工事成績点、災害時対応貢献点等(「主観点数」)が加味されるが、経審の総合評価点数が大きなウェイトを占めているのが実状であること。

久留米市指名停止等措置要綱別表その3「暴力的組織等に対する措置基準」において必要な事項を定めている。また、経審によるランク基準点、発注金額を定めている。

最近久留米市に拠点を置く指定暴力団と住民との確執が報道機関で大きく取り上げられており、暴力的組織等との関係には注意する必要があるので、規定の見直しなど検討する必要がある。

(2) 工物品質をいかに確保するか

イ 工事検査要員を大幅に増員し、施工後はもとより工事途中でも抜き打ち的な検査を行う。

ロ その結果を基に工事成績データベースを作成し、いい仕事をする業者を優遇するとともに手抜きをする不良業者に対してはペナルティを課す仕組みを構築しつつある。またこの仕組みは不良業者の排除にも役立つものと思われる。

久留米市においては予定価格1億5千万円以上の工事等については、低入札調査制度を採用し工事検査を実施しているが、調査結果で工事中止になったことはないとのことである。また、工事成績データベースは作成されているとのことである。

(3) ダumpingをいかに効果的に防止するか

イ 公共工事における不当廉売規制の必要性

- ・談合はダumping防止を目的として行われることが多く、両者は密接に関連しているため、談合規制の強化と併せて不当廉売規制の強化が要請される。
- ・公共工事に依存する中小建設工事業者が多く、極端な安値受注が行われた場合、経営上深刻な打撃を受けるおそれがある。
- ・元請業者の極端な安値受注は下請業者など取引先に弊害がしわ寄せされる可能性がある。

ロ 公共入札における不当廉売を規制する方策

- ・独占禁止法の不当廉売として規制する方法
- ・最低制限価格制を適切に運用する方法

最低制限価格制は、基準価格を少しでも下回った場合は無条件で契約の相手方から排除してしまうという問題がある。

変動型最低制限価格制

(長野県) 入札価格の低い順に五者を選定しその平均価格の80%

(横須賀市) 同十者の平均価格の90%

それぞれ最低制限価格にする制度を導入。

長野県では、平成16年1月から[県積算の直接工事費の80%に相当する直接工事費]と[業者が見積もった直接工事費に25%(土木)または15%(建築)を乗じた経費]の合計額に1.03(調整値)を乗じた額を「基準価格」とする最低制限価格制を導入している。

久留米市においては、1,000万円以上の工事について、最低制限価格制を採用しているが、最低制限価格(予定価格の75%)での入札者が多数のため「くじ引き」により落札者を決める場合が多発しているとのことである。平成19年度までは有効な対策は講じられていないが、平成21年度以降において最低制限価格を事前公表せず、案件ごとに異なる価格を設定することによって解決しようと試みている。平成19年度においては、1,000万円以上の建設工事265件の入札のうち101件(3

8. 1%) が最低制限価格による落札であった。

(4) 発注事務をいかに効率化するか

・入札制度改革を実施した自治体の事務効率が低下した理由

ア 一般競争入札により参加する業者数が増加し、参加資格や工事費内訳書等の審査、必要書類の作成等の事務が煩雑になった。

イ 新しい入札制度では募集期間を設けなければならず発注準備期間が長期化した。

ウ 新しい入札制度導入により低入札価格調査件数が増加した。

・入札改革で事務効率を高めた例

- ① 予定価格の事前公表により 1 回の入札で落札者が決まるようになり、入札執行時間が短縮できた。
- ② 指名制度の廃止に伴い指名業者選定作業が不要になった。
- ③ 入札後に最低提示者についてのみ資格審査を行う事後審査方式を導入した結果、資格審査業務が大幅に削減できた。
- ④ 郵便入札を導入したことにより入札参加者が一々入札会場に出向く必要がなくなり、移動コストを減らす効果があった。
- ⑤ 電子入札を導入したことにより発注事務量が大幅に減少した。

久留米市においては、

・ 1, 000 万円以上の公共工事について原則として条件付き一般競争入札を平成 20 年度から実施する。

・ 郵便入札は既に導入済み。

・ 電子入札は実施していない。

・ 予定価格の事前公表は平成 13 年度から実施済み。

・ 平成 20 年度から入札後に最低提示者のみ資格審査を行う事後審査方式を実施する。

・ 事務効率の低下は今のところ見られないとのことである。

(5) 地元業者をいかに育成するか

・ 自治体はまず買い手の立場を優先させるべきである。

・ 自治体の発注担当者は、住民（納税者）の利益を考えて調達活動をする義務を負っている。

・ 法第 234 条では、一般競争入札を原則とする旨明確に規定し、自治体に対し「買い手」の立場で行動するよう求めている。

・ 自治体も厳しい財政状況にあり、予算の効率的支出が要請されている。地元業者の優遇は、競争性が確保される範囲内で行うべきである。

・ 入札参加可能業者数が 100 者以上存在する自治体の場合は、入札参加者を市内業

者に限定しても競争性が損なわれないことが経験的に分かっているが、業者数がこれ未満の自治体の場合は競争性を確保することは難しい。

久留米市においては、原則として条件付き一般競争入札参加資格として「久留米市内に本社を有していること」という条件を設定している。

以上のほかに次のような改善策が提言されている。

- ・指名競争入札の欠点を補う方式として公募型指名競争入札方式、工事希望型（意向確認型）指名競争入札方式の導入（久留米市においては導入されていない。）
- ・入札談合情報マニュアルの制定（久留米市は制定している。）
- ・入札監視委員会の設置（久留米市には設置されていない。）
- ・入札監視委員会とは、一般競争入札における競争参加条件の設定・資格の確認や指名競争入札における指名理由及び入札経緯などについて、発注者が学識経験者等の第三者を加えて審議する組織
- ・総合評価落札方式：価格のほか、技術、性能等価格以外の条件も含めて落札させる方式。
- ・（総合評価方式の例）奈良県橿原市では次の3件について採用した。
 - 1 工事中等の情報を市民に提供するための地図情報システムの作成
 - 2 駅前整備に伴う福祉施設の建設
 - 3 生態調査が可能な昆虫館の建設（課題）提案された内容を適切に評価し得る組織をいかに作るか
- ・受注した業者が費用節約の提案をし、それが認められると節約分の一部を業者が受け取る「V E (Value Engineering) 方式」を採用するとより効率を追求することができるとしている。

この他前記「入札激震」にはいま話題の入札制度として、設計・施工一括発注方式、民間の見積もり合わせを導入する“交渉方式”、技術提案対話方式、技術提案付き価格合意方式、双方向提案型入札時V E方式などが紹介されているが、今回の監査では時期尚早であると判断し検討の対象から外すことにした。

2 監査の方法

(1) 入札・契約制度について

入札関係の事務を所管している契約監理室に対しヒアリングを行い、契約事務についての事務の流れ及び入札件数、金額の概要を把握した。次に、平成19年4月1日から平成20年3月31日までに締結された工事等に係る全契約922件の入札日、工事名、基準ランク、業種名称、業者名、入札方式、予定価格、入札金額、落札率の一覧表の提出を受け、予定価格、落札率を目安としてのサンプルを抽出し一件記録を調査した。

(2) 業務委託等に関する契約制度について

新たに作成されたサンプル抽出のための資料を基に契約金額3,000万円以上を目安に指定管理者との協定、業務委託契約から抽出し、各部局に対しヒアリングを実施するとともに個別契約ごとに一件資料の提出を求め、問題点を調査・検討した。

3 監査の対象期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの平成19年度を対象としたが、必要に応じて過去の年度にも及ぶこととした。

第7 利害関係

包括外部監査人及び補助者らは、何れも監査対象事件につき法第252条の29の規定による利害関係はない。

【 2007年度 県庁所在地市落札率一覧表 】

順位		入札 件数	複数回 の入札 回数	一位 不動	予定価格 税抜(千円)	落札価格 税抜(千円)	07年度 落札率	06年度 落札率	05年度 落札率	04年度 落札率	03年度 落札率	02年度 落札率	大分県 の落札 率との 差	節約 可能額 (千円)
	全国計：前回	1,510	7	7	198,470,137	170,712,129	86.0%							
	全国計：今回	1,493	7	7	203,388,589	176,430,403	86.7%	86.0%	90.5%	91.0%	92.7%	91.3%	11.8%	24,092,350
1	徳島市	26	-	-	2,033,344	1,546,994	76.1%	81.6%	90.3%	93.7%	91.3%	95.2%	1.2%	24,019
2	高知市	29	-	-	2,716,679	2,076,230	76.4%	82.5%	88.4%	83.4%	88.4%	93.6%	1.5%	41,438
3	津市	63	-	-	6,420,280	4,910,437	76.5%	74.7%	89.8%	84.9%	88.7%	93.8%	1.6%	101,647
4	佐賀市	38	-	-	4,004,571	3,118,851	77.9%	86.9%	92.5%	94.1%	91.6%	94.1%	3.0%	119,427
4	和歌山市	75	-	-	10,775,025	8,391,920	77.9%	76.3%	82.8%	85.3%	86.3%	81.8%	3.0%	321,426
6	福島市	38	0	0	3,543,815	2,771,230	78.2%	92.3%	97.2%	98.1%	98.1%	98.7%	3.3%	116,913
7	金沢市	23	-	-	2,479,260	1,943,820	78.4%	89.7%	93.4%	94.2%	92.6%	96.7%	3.5%	86,854
8	山口市	31	-	-	3,507,855	2,781,334	79.3%	74.7%	92.9%	96.7%	98.4%	96.7%	4.4%	153,951
9	松山市	39	-	-	6,523,307	5,308,478	81.4%	79.9%	87.4%	90.0%	90.6%	92.7%	6.5%	422,521
10	岡山市	89	-	-	11,235,733	9,208,093	82.0%	83.7%	79.4%	86.1%	87.2%	79.9%	7.1%	792,529
10	福井市	32	0	0	2,675,330	2,194,038	82.0%	84.4%	91.8%	89.8%	94.7%	95.9%	7.1%	190,216
12	鳥取市	18	-	-	2,320,445	1,910,512	82.3%	81.6%	86.2%	80.2%	85.4%	80.8%	7.4%	172,499
13	盛岡市	36	0	0	3,992,186	3,296,922	82.6%	85.8%	92.9%	91.4%	91.0%	92.8%	7.7%	306,775
14	大分市	53	-	-	7,071,340	5,852,302	82.8%	81.4%	90.7%	90.2%	89.1%	90.9%	7.9%	555,868
15	大津市	13	-	-	2,082,981	1,737,571	83.4%	89.5%	91.6%	93.7%	91.1%	86.2%	8.5%	177,418
16	熊本市	115	-	-	17,971,607	15,070,113	83.9%	86.5%	89.1%	85.1%	97.7%	95.8%	9.0%	1,609,379
17	前橋市	31	-	-	6,226,320	5,256,500	84.4%	90.5%	93.5%	95.3%	98.0%	98.3%	9.5%	592,986
18	山形市	20	-	-	2,375,460	2,025,500	85.3%	86.9%	92.9%	91.8%	94.8%	95.4%	10.4%	246,280
19	長崎市	62	-	-	9,463,430	8,204,365	86.7%	85.5%	89.0%	89.2%	93.2%	91.4%	11.8%	1,116,256
20	岐阜市	47	-	-	6,223,333	5,496,250	88.3%	89.1%	94.4%	93.8%	92.6%	94.0%	13.4%	834,973
21	秋田市	24	-	-	3,852,759	3,441,287	89.3%	87.2%	92.9%	88.8%	94.9%	93.1%	14.4%	555,571
22	宇都宮市	46	-	-	7,317,660	6,538,700	89.4%	83.9%	90.9%	94.8%	94.7%	97.2%	14.5%	1,057,773
23	長野市	36	2	2	4,779,340	4,287,290	89.7%	88.2%	92.6%	82.0%	85.7%	92.3%	14.8%	707,564
24	高松市	73	-	-	12,389,100	11,124,549	89.8%	84.1%	90.2%	88.3%	88.6%	88.2%	14.9%	1,845,113
25	那覇市	51	-	-	11,534,600	10,392,625	90.1%	87.2%	85.2%	96.6%	96.9%	96.9%	15.2%	1,753,210
25	奈良市	9	-	-	2,126,262	1,916,170	90.1%	76.2%	89.5%	96.4%	95.8%	98.6%	15.2%	323,600
27	青森市	37	-	-	5,847,481	5,323,550	91.0%	89.9%	92.9%	91.6%	87.2%	88.4%	16.1%	943,787
28	鹿児島市	75	-	-	8,304,380	7,813,100	94.1%	94.9%	96.6%	95.4%	97.7%	67.7%	19.2%	1,593,119
29	宮崎市	31	-	-	3,848,400	3,638,863	94.6%	93.1%	97.9%	97.8%	97.5%	97.6%	19.7%	756,411
30	松江市	29	5	5	2,880,045	2,734,300	94.9%	89.9%	95.4%	97.7%	97.3%	99.2%	20.0%	577,146
31	甲府市	41	-	-	4,388,853	4,173,505	95.1%	92.5%	95.5%	97.4%	95.2%	94.8%	20.2%	886,254
32	富山市	62	-	-	11,499,847	11,188,943	97.3%	97.9%	98.1%	99.1%	99.2%	98.8%	22.4%	2,575,558
33	水戸市	101	-	-	10,977,560	10,756,060	98.0%	94.5%	94.4%	96.0%	96.8%	95.4%	23.1%	2,533,868

※予定価格税抜き5000万円以上の工事を対象にした（業務委託を含むPFI等の入札は除く）。

※“-”は、予定価格が事前公表のため、複数回入札なし。前橋市は事後公表だが、不調だと入札中止する為複数回入札なし

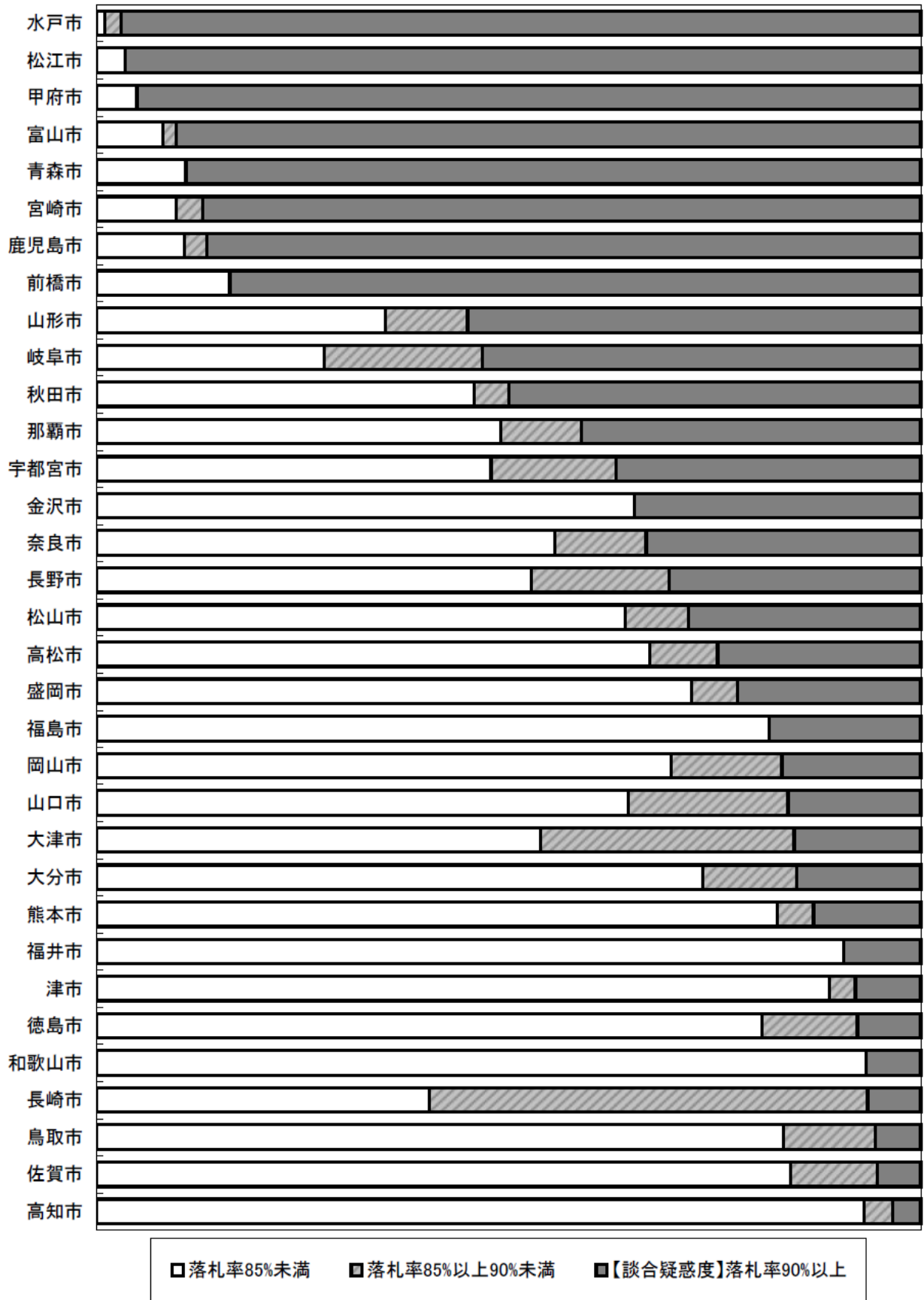
((全国市民オンブズマン連絡会議作成資料より引用))

【 2007年度 県庁所在地市落札率分布表（疑惑度順）】

順位	65%未満	65%～	70%～	75%～	80%～	85%～	90%～	95%～	件数	落札率 85%未満	落札率 85%以上 90%未満	落札率 90%以上 95%未満	落札率 95%以上	【談合疑惑 度】 落札率90% 以上
全国計：前回	1.2%	2.6%	13.8%	20.6%	9.5%	6.3%	23.7%	22.3%	1,510件	47.7%	6.3%	23.7%	22.3%	46.0%
全国計：今回	1.1%	3.3%	15.0%	18.1%	14.4%	8.4%	14.9%	24.7%	1,493件	51.9%	8.4%	14.9%	24.7%	39.7%
1 水戸市	0	0	1	0	0	2	2	96	101	1.0%	2.0%	2.0%	95.0%	97.0%
2 松江市	1	0	0	0	0	0	9	19	29	3.4%	0.0%	31.0%	65.5%	96.6%
3 甲府市	0	0	0	0	2	0	23	16	41	4.9%	0.0%	56.1%	39.0%	95.1%
4 富山市	0	2	0	0	3	1	1	55	62	8.1%	1.6%	1.6%	88.7%	90.3%
5 青森市	0	2	0	1	1	0	11	22	37	10.8%	0.0%	29.7%	59.5%	89.2%
6 宮崎市	0	0	0	0	3	1	20	7	31	9.7%	3.2%	64.5%	22.6%	87.1%
7 鹿児島市	0	0	2	6	0	2	11	54	75	10.7%	2.7%	14.7%	72.0%	86.7%
8 前橋市	0	2	1	1	1	0	6	20	31	16.1%	0.0%	19.4%	64.5%	83.9%
9 山形市	0	0	2	4	1	2	9	2	20	35.0%	10.0%	45.0%	10.0%	55.0%
10 岐阜市	0	0	3	4	6	9	24	1	47	27.7%	19.1%	51.1%	2.1%	53.2%
11 秋田市	4	3	0	3	1	1	9	3	24	45.8%	4.2%	37.5%	12.5%	50.0%
12 那覇市	1	0	2	7	15	5	9	12	51	49.0%	9.8%	17.6%	23.5%	41.2%
13 宇都宮市	0	4	3	7	8	7	11	6	46	47.8%	15.2%	23.9%	13.0%	37.0%
14 金沢市	6	2	3	3	1	0	3	5	23	65.2%	0.0%	13.0%	21.7%	34.8%
15 奈良市	0	0	3	0	2	1	3	0	9	55.6%	11.1%	33.3%	0.0%	33.3%
16 長野市	0	0	0	2	17	6	4	7	36	52.8%	16.7%	11.1%	19.4%	30.6%
17 松山市	0	0	15	2	8	3	10	1	39	64.1%	7.7%	25.6%	2.6%	28.2%
18 高松市	0	0	0	28	21	6	7	11	73	67.1%	8.2%	9.6%	15.1%	24.7%
19 盛岡市	0	0	16	3	7	2	7	1	36	72.2%	5.6%	19.4%	2.8%	22.2%
20 福島市	0	14	13	2	2	0	5	2	38	81.6%	0.0%	13.2%	5.3%	18.4%
21 岡山市	0	1	45	13	3	12	11	4	89	69.7%	13.5%	12.4%	4.5%	16.9%
22 山口市	0	13	4	1	2	6	3	2	31	64.5%	19.4%	9.7%	6.5%	16.1%
23 大津市	0	0	4	2	1	4	1	1	13	53.8%	30.8%	7.7%	7.7%	15.4%
24 大分市	0	0	9	21	9	6	6	2	53	73.6%	11.3%	11.3%	3.8%	15.1%
25 熊本市	0	0	35	30	30	5	8	7	115	82.6%	4.3%	7.0%	6.1%	13.0%
26 福井市	0	0	0	8	21	0	0	3	32	90.6%	0.0%	0.0%	9.4%	9.4%
27 津市	0	0	41	13	2	2	2	3	63	88.9%	3.2%	3.2%	4.8%	7.9%
28 徳島市	2	1	9	6	3	3	2	0	26	80.8%	11.5%	7.7%	0.0%	7.7%
29 和歌山市	0	0	0	59	11	0	2	3	75	93.3%	0.0%	2.7%	4.0%	6.7%
30 長崎市	0	0	0	0	25	33	2	2	62	40.3%	53.2%	3.2%	3.2%	6.5%
31 鳥取市	0	1	4	10	0	2	1	0	18	83.3%	11.1%	5.6%	0.0%	5.6%
32 佐賀市	2	5	9	7	9	4	1	1	38	84.2%	10.5%	2.6%	2.6%	5.3%
33 高知市	0	0	0	27	0	1	0	1	29	93.1%	3.4%	0.0%	3.4%	3.4%

(全国市民オンブズマン連絡会議作成資料より引用)

【2007年度 県庁所在地落札率分布表(疑惑度順)】



(全国市民オンブズマン連絡会議作成資料より引用)

平成17年度実績

建設工事 工種(業種)	条件付き一般競争入札			指名競争入札			随意契約			合計		
	件数	契約金額	落札率	件数	契約金額	落札率	件数	契約金額	落札率	件数	契約金額	落札率
土木	56	¥4,180,036,350	89.57	215	¥1,712,703,300	92.26	43	¥157,468,500	<u>95.32</u>	314	¥6,050,208,150	92.20
建築	17	¥1,871,829,750	85.61	50	¥390,076,050	85.43	4	¥15,981,000	<u>95.74</u>	71	¥2,277,886,800	86.05
大工	0			0			1	¥14,463,750	94.51	1	¥14,463,750	94.51
とび	0			13	¥36,083,250	75.47	9	¥7,138,950	91.58	22	¥43,222,200	82.06
電気	2	¥183,769,950	84.61	45	¥367,005,450	93.64	7	¥66,780,000	94.14	54	¥617,555,400	93.37
管	5	¥171,276,000	<u>95.70</u>	37	¥281,005,200	<u>96.29</u>	1	¥54,600,000	<u>99.70</u>	43	¥506,881,200	<u>96.30</u>
鋼構造	0			2	¥8,396,850	73.57	0			2	¥8,396,850	73.57
ほ装	4	¥89,092,500	91.19	56	¥318,457,650	<u>96.13</u>	9	¥7,812,000	<u>95.80</u>	69	¥415,362,150	<u>95.80</u>
塗装	2	¥41,517,000	92.63	11	¥82,086,900	85.24	0			13	¥123,603,900	86.37
防水	0			13	¥64,113,000	93.72	2	¥1,984,500	82.71	15	¥66,097,500	92.25
内装仕上げ	0			2	¥3,118,500	<u>95.38</u>	0			2	¥3,118,500	<u>95.38</u>
機械器具	3	¥537,600,000	93.48	3	¥22,177,050	82.71	6	¥65,362,500	<u>99.28</u>	12	¥625,139,550	93.68
電気通信	0			1	¥11,550,000	94.48	0			1	¥11,550,000	94.48
造園	2	¥77,876,400	79.38	27	¥233,715,300	84.42	2	¥2,152,500	94.93	31	¥313,744,200	84.77
さく井	0			1	¥43,575,000	<u>95.42</u>	0			1	¥43,575,000	<u>95.42</u>
建具	0			1	¥15,099,000	<u>96.90</u>	0			1	¥15,099,000	<u>96.90</u>
水道施設	19	¥661,765,650	94.74	53	¥828,537,150	<u>96.26</u>	5	¥29,190,000	<u>99.33</u>	77	¥1,519,492,800	<u>96.09</u>
消防施設	0			3	¥16,432,500	<u>95.19</u>	0			3	¥16,432,500	<u>95.19</u>
清掃施設	0			0			3	¥219,240,000	<u>99.60</u>	3	¥219,240,000	<u>99.60</u>
浄化槽	0			41	¥138,454,050	<u>95.43</u>	2	¥2,152,500	88.12	43	¥140,606,550	<u>95.09</u>
合計	110	¥7,814,763,600	90.07	574	¥4,572,586,200	92.08	94	¥644,326,200	95.15	778	¥13,031,676,000	92.17

業務委託 工種(業種)	条件付き一般競争入札			指名競争入札			随意契約			合計		
	件数	契約金額	落札率	件数	契約金額	落札率	件数	契約金額	落札率	件数	契約金額	落札率
一般測量	0			10	¥34,113,450	86.06	0			10	¥34,113,450	86.06
下水道設計	1	¥9,457,350	74.99	15	¥242,374,650	88.35	1	¥3,937,500	<u>97.86</u>	17	¥255,769,500	88.13
道路設計	0			19	¥202,363,350	88.25	1	¥7,455,000	86.17	20	¥209,818,350	88.14
河川設計	0			3	¥21,315,000	<u>95.09</u>	1	¥5,985,000	<u>99.49</u>	4	¥27,300,000	<u>96.19</u>
造園設計	0			4	¥41,885,550	90.01	0			4	¥41,885,550	90.01
上水道設計	0			4	¥45,885,000	92.59	1	¥2,047,500	<u>99.64</u>	5	¥47,932,500	94.00
鋼構造設計	1	¥13,916,700	74.99	0			0			1	¥13,916,700	74.99

平成 17 年度実績

建築設計	0			48	¥95,529,000	88.34	6	¥1,753,500	90.89	54	¥97,282,500	88.62
電気設備設計	0			4	¥5,586,000	93.92	0			4	¥5,586,000	93.92
機械設備設計	0			10	¥6,682,200	94.38	5	¥1,643,250	93.93	15	¥8,325,450	94.23
地質調査	0			11	¥38,963,400	91.68	4	¥1,659,000	95.43	15	¥40,622,400	92.68
補償コン	0			45	¥123,984,000	93.38	10	¥2,840,250	93.37	55	¥126,824,250	93.38
カメラ	0			1	¥13,650,000	94.30	0			1	¥13,650,000	94.30
合 計	2	¥23,374,050	74.99	174	¥872,331,600	90.48	29	¥27,321,000	93.57	205	¥923,026,650	90.76

落札率下線については、95%以上の率。

平成18年度実績

建設工事 工種(業種)	条件付き一般競争入札			指名競争入札			随意契約			合計		
	件数	契約金額	落札率	件数	契約金額	落札率	件数	契約金額	落札率	件数	契約金額	落札率
土木	55	¥4,498,075,050	89.66	224	¥1,507,977,450	92.06	16	¥76,364,400	97.47	295	¥6,082,416,900	91.90
建築	8	¥1,252,996,500	90.33	40	¥321,518,400	93.68	1	¥2,100,000	98.66	49	¥1,576,614,900	93.24
とび	0			18	¥96,698,700	82.19	0			18	¥96,698,700	82.19
電気	7	¥506,410,800	73.05	33	¥194,273,100	88.08	3	¥11,970,000	96.96	43	¥712,653,900	86.25
管	3	¥128,857,050	81.51	42	¥208,878,600	93.83	0			45	¥337,735,650	93.01
鋼構造	0			1	¥2,047,500	97.06	0			1	¥2,047,500	97.06
ほ装	2	¥94,920,000	91.12	54	¥250,346,250	96.11	1	¥2,730,000	93.02	57	¥347,996,250	95.88
塗装	2	¥46,777,500	95.15	8	¥76,335,000	91.37	0			10	¥123,112,500	92.13
防水	0			12	¥50,410,500	92.96	0			12	¥50,410,500	92.96
機械器具	6	¥748,630,050	74.17	4	¥23,625,000	84.21	6	¥85,522,500	98.08	16	¥857,777,550	85.64
電気通信	0			1	¥14,700,000	93.30	6	¥304,081,470	96.10	7	¥318,781,470	95.70
造園	4	¥212,721,600	90.13	15	¥109,061,400	87.87	0			19	¥321,783,000	88.35
さく井	0			2	¥4,956,000	49.70	0			2	¥4,956,000	49.70
建具	0			1	¥4,830,000	94.72	0			1	¥4,830,000	94.72
水道施設	21	¥947,252,250	89.97	47	¥572,133,450	93.96	6	¥71,137,500	98.60	74	¥1,590,523,200	93.21
消防施設	0			3	¥29,190,000	96.20	0			3	¥29,190,000	96.20
清掃施設	0			0			3	¥217,245,000	99.36	3	¥217,245,000	99.36
浄化槽	0			35	¥126,118,650	95.92	0			35	¥126,118,650	95.92
合計	108	¥8,436,640,800	87.75	540	¥3,593,100,000	92.28	42	¥771,150,870	97.54	690	¥12,800,891,670	91.89

業務委託 工種(業種)	条件付き一般競争入札			指名競争入札			随意契約			合計		
	件数	契約金額	落札率	件数	契約金額	落札率	件数	契約金額	落札率	件数	契約金額	落札率
一般測量	0			5	¥18,056,850	85.61	0			5	¥18,056,850	85.61
下水道設計	0			14	¥204,439,200	87.63	2	¥7,822,500	99.17	16	¥212,261,700	89.07
道路設計	0			21	¥70,344,750	88.66	1	¥4,620,000	93.53	22	¥74,964,750	88.88
河川設計	0			8	¥25,310,250	89.30	1	¥3,150,000	97.18	9	¥28,460,250	90.18
農業土木設計	0			3	¥11,392,500	93.27	0			3	¥11,392,500	93.27
造園設計	0			2	¥9,975,000	93.87	0			2	¥9,975,000	93.87
上水道設計	0			5	¥17,860,500	86.57	0			5	¥17,860,500	86.57
鋼構造設計	0			3	¥35,866,950	85.80	0			3	¥35,866,950	85.80
建築設計	0			36	¥146,494,950	85.59	1	¥3,150,000	94.36	37	¥149,644,950	85.83

平成 18 年度実績

電気設備設計	0		8	¥10,951,500	93.60	0		8	¥10,951,500	93.60	
機械設備設計	0		11	¥11,795,700	92.33	0		11	¥11,795,700	92.33	
地質調査	0		17	¥35,757,750	80.89	0		17	¥35,757,750	80.89	
補償コン	0		37	¥92,799,000	92.30	9	¥12,747,000	<u>95.33</u>	46	¥105,546,000	92.89
カメラ	0		1	¥9,240,000	94.22	0		1	¥9,240,000	94.22	
合 計	0	¥0	171	¥700,284,900	88.42	14	¥31,489,500	95.81	185	¥731,774,400	88.98

落札率下線については、95%以上の率。

平成19年度実績

建設工事 工種(業種)	条件付き一般競争入札			指名競争入札			随意契約			合計		
	件数	契約金額	落札率	件数	契約金額	落札率	件数	契約金額	落札率	件数	契約金額	落札率
土木	75	¥5,888,387,400	85.87	254	¥1,634,884,925	90.65	14	¥81,774,000	97.20	343	¥7,605,046,325	89.87
建築	14	¥3,426,404,100	85.51	48	¥473,815,626	88.30	3	¥18,006,500	98.69	65	¥3,918,226,226	88.18
とび	2	¥48,746,250	95.23	25	¥87,313,735	88.82	0			27	¥136,059,985	89.29
石	0			1	¥1,984,500	59.71	0			1	¥1,984,500	59.71
電気	10	¥806,410,500	77.29	30	¥222,062,400	88.56	0			40	¥1,028,472,900	85.75
管	9	¥665,065,800	79.60	67	¥293,944,350	89.01	0			76	¥959,010,150	87.90
ほ装	5	¥186,323,550	76.25	58	¥248,436,300	96.22	3	¥3,811,500	98.09	66	¥438,571,350	94.79
塗装	5	¥103,246,321	94.84	5	¥38,180,835	93.78	0			10	¥141,427,156	94.31
防水	0			11	¥74,844,315	93.36	0			11	¥74,844,315	93.36
内装仕上げ	0			2	¥3,034,500	87.78	0			2	¥3,034,500	87.78
機械器具	1	¥57,219,750	74.99	3	¥25,826,850	85.79	1	¥19,005,000	99.67	5	¥102,051,600	86.41
電気通信	0			1	¥4,410,000	90.03	0			1	¥4,410,000	90.03
造園	3	¥97,737,150	74.99	18	¥111,399,750	86.69	0			21	¥209,136,900	85.02
建具	0			2	¥9,460,500	91.62	0			2	¥9,460,500	91.62
水道施設	20	¥508,403,700	79.28	38	¥349,805,715	84.98	13	¥124,299,000	96.77	71	¥982,508,415	85.54
消防施設	0			1	¥4,872,000	96.94	0			1	¥4,872,000	96.94
合計	144	¥11,787,944,521	83.74	564	¥3,584,276,301	90.13	34	¥246,896,000	97.32	742	¥15,619,116,822	89.22

業務委託 工種(業種)	条件付き一般競争入札			指名競争入札			随意契約			合計		
	件数	契約金額	落札率	件数	契約金額	落札率	件数	契約金額	落札率	件数	契約金額	落札率
一般測量	0			7	¥11,755,800	79.96	0			7	¥11,755,800	79.96
下水道設計	1	¥8,753,850	74.99	20	¥224,525,700	88.37	1	¥2,100,000	98.37	22	¥235,379,550	88.22
道路設計	0			22	¥128,596,650	91.99	0			22	¥128,596,650	91.99
河川設計	0			8	¥35,889,000	93.57	0			8	¥35,889,000	93.57
造園設計	0			2	¥8,974,350	74.98	0			2	¥8,974,350	74.98
上水道設計	0			3	¥30,990,750	80.85	1	¥2,415,000	97.99	4	¥33,405,750	85.14
建築設計	0			36	¥133,876,050	84.81	2	¥9,880,500	99.69	38	¥143,756,550	85.60
電気設備設計	0			2	¥3,955,350	82.45	0			2	¥3,955,350	82.45
機械設備設計	0			13	¥14,742,000	93.91	0			13	¥14,742,000	93.91
地質調査	0			19	¥34,324,500	71.42	0			19	¥34,324,500	71.42
補償コン	0			39	¥69,835,500	91.87	2	¥2,136,750	93.38	41	¥71,972,250	91.94
カメラ	0			2	¥26,565,000	94.81	0			2	¥26,565,000	94.81
合計	1	¥8,753,850	74.99	173	¥724,030,650	87.06	6	¥16,532,250	97.08	180	¥749,316,750	87.32

落札率下線については、95%以上の率。

別紙

タイプ I 恣意性を排除した入札方式を中心にして落札率を大幅に低下させた自治体

落札率の推移	実施した入札改革
①[宮城県] H12年度 95.6% (全入札) H13 89.1 (同) H14 79.6 (同) H15 82.0 (同)	(H12年度まで従来型指名競争中心) H13年度 1000万円以上工事に条件付一般競争導入 H14年度 事後審査型郵便入札導入 H15年度 施工体制事前提出方式導入
②[長野県] 工事 委託 H13年度 97.4% 95.3% H15年度 72.9 51.6	(H13年度まで従来型指名競争中心) 業務委託H14年11月から・工事H15年2月から事後 審査型郵便入札受注希望型競争入札本格実施 H15年9月から予定価格事前公表廃止
③[千葉市] 全入札 希望型 H13年度 95.4% 92.9% H14 91.6 86.8 H15 90.6 86.5	H13年度から希望型指名競争一部実施 H14年度から希望型指名競争の範囲拡大
④[広島市] H13年度 92.9% (工事) H14年度 90.9% (同) H15年度 87.3 (同)	(H13年度まで従来型指名競争中心) H14年度から希望型指名競争一部実施 H15年1月から希望型指名競争中心
⑤[青森県八戸市] H13年度 95%前後 (土木) H14年度 86.2 (84.2%) H15年度 84.8 (76.4)	(H13年談合事件発生を受けて7月から指名業者事前公表と現場説明会を廃止、H14年7月簡易型一般競争本格導入 (土木1200万円以上)、H15年6月郵便入札移行 (括弧内は簡易型一般競争の落札率))
⑥[福島県会津若松市] H14年度 97.1% (工事) H15年11月以降 85.4 (同)	(H14年度まで従来型指名競争中心) H15年11月500万円以上制限付一般競争、ランク制廃止、H16年4月から130万円以上制限付一般競争
⑦[新潟市] H14年度 96.7% (全工事) H15年10月以降 86.0% (同)	(H15年9月30日公正取引委員会立入調査) H15年10月から制限付一般競争一部実施 " 指名業者多数増加 (市外業者を指名)

<p>⑧[群馬県太田市]</p> <p>H12年度 89.7% (82.5%) H13 89.5 (83.3) H14 89.3 (75.5)</p>	<p>H12年度以降郵便入札受注希望型競争等多様な入札方式実施 (括弧内は受注希望型競争の落札率)</p>
<p>⑨[神奈川県横須賀市]</p> <p>H9年度 95.4% (工事) H10 90.7 (同) H11 85.7 (同) H12 87.4 (同) H13 84.8 (同) H14 85.3 (同) H15 85.1 (同)</p>	<p>(H9年度まで従来型指名競争中心) H10年7月から希望型指名競争導入 H11年度から制限付一般競争に全面移行 " 工事5業種のランク制廃止 H11年6月から郵便入札実施 H13年10月から電子入札試行 H14年4月から電子入札本格実施</p>
<p>⑩[東京都豊島区]</p> <p>H13年度 94.8% H14 95.8 H15年4-9月 93.6 H15年10-12月 86.4</p>	<p>H15年10月から郵便入札条件付一般競争実施</p>
<p>⑪[東京都新宿区]</p> <p>H12年度 96.2% (指名競争) H13 86.0 (受注希望型) H14 82.3 (同)</p>	<p>(H12年度まで従来型指名競争中心) H13年10月 1000万円以上郵便入札工事受注希望型 H14年度 同500万円以上に拡大</p>
<p>⑫[東京都江戸川区]</p> <p>H12年度 96.4% (工事) H13 96.0 (同) H14 93.1 (同) H15 91.0 (同)</p>	<p>H11年度から制限付一般競争 (1.5億円以上) 希望型指名競争 (1.5億円未満) H14年度から郵便入札実施 H15年度から電子入札実施</p>
<p>⑬[千葉県船橋市]</p> <p>H13年度 91.6% (工事) H14 86.0 (同) H15 85.3 (同)</p>	<p>H13年10月から受注希望型郵便入札実施 H14年度 範囲拡大 H15年度 事後審査型一般競争導入</p>
<p>⑭[三重県四日市市]</p> <p>H13年度 93.1% (全工事) H14 88.0 (同) H15 87.7 (同)</p>	<p>(H13年度まで従来型指名競争中心) H14年4月郵便入札制限付一般競争一部試行、10月本格実施 H15年1月50万円以上全工事制限付一般競争</p>
<p>⑮[三重県桑名市]</p> <p>H13年度 93.9% (土木)</p>	<p>(H13年度まで従来型指名競争中心)</p>

H14	85.5	(同)	H14年度から土木130万円以上全工事希望型指名競争 H15年度から建築・電気工事も対象
⑩[三重県松坂市]	H13年度	96.9% (工事)	(H13年度まで従来型指名競争中心)
H14	85.5	(同)	H14年度から全工事郵便入札制限付一般競争実施
⑪[三重県伊勢市]	H14年4-6月	92.1% (土木)	(H14年5月まで従来型指名競争中心)
同年7月以降	85.9	(同)	H14年6月から受注希望型指名競争に全面移行
⑫[兵庫県明石市]	H13年度	92.6% (全入札)	(H13年度まで従来型指名競争中心)
H14	73.6	(同)	H14年6月から郵便入札制限付一般競争本格実施
⑬[兵庫県加古川市]	H13年度	92.2% (全入札)	(H14年度まで従来型指名競争中心)
H14	91.5	(同)	H15年7月130万円以上工事郵便入札制限付一般競争
H15	77.3	(同)	
⑭[兵庫県姫路市]	H12年度	92.0% (工事)	H13年度から1億円以上工事一般競争入札導入
H13	87.6	(同)	
H14	88.1	(同)	
⑮[広島県呉市]	H13年度	95.5% (工事)	H14年度から参加希望型指名競争実施
H14	89.6	(同)	
H15	87.6	(同)	
⑯[山口県下関市]	H12年度	96.9% (工事)	(H12年度まで従来型指名競争中心)
H13	90.7	(同)	H13年10月から公募型指名競争導入 (指名枠12社)
H14	81.0	(同)	H14年1月から指名枠を廃止、7月電子入札開始
H15	81~82%	(同)	H15年度から2,000万円以上工事条件付一般競争
⑰[高松市]	H12年度	95% (全入札)	(H12年度まで従来型指名競争中心)
H14	82	(同)	H13年6月から郵便入札公募型指名競争導入
H15	84	(同)	
⑱[佐賀市]	H14年度	96.9% (指名競争)	H14年度 申込同時入札型条件付一般競争導入
"	91.0	(郵便入札)	H15年度 同本格実施
H15	91.4	(全入札)	

(注1) 平成15年度は、原則として同15年4月から16年1月まで

(注2) 平均落札率については、積極的に公表していない自治体もあるが、入札経過書を基に計算すれば算出可能であることから、特に断らず掲載した。

(注3) 「全入札」とは入札執行したものすべて、「工事」とは工事のうち入札に付したものの、「土木」とは土木工事のうち入札に付したものをいう。

タイプⅡ 従来型指名競争の運用改善により落札率を大幅に低下させた自治体

落札率の推移	実施した入札改革
①[神奈川県座間市] H11年度 82.1% (工事) H12 85.2 (同) H13 84.6 (同) H14 83.7 (同) H15 83.7 (同)	(H10年4月公正取引委員会立入検査) H10年度以降市外業者を随時指名業者に追加、指名業者事前公表廃止
②[長野県上田市] 工事 コンサル H14年度 96.0% 89.3% H15 90.5% 75.4	H15年度から指名業者数増加、予定価格事前公表廃止
③[滋賀県大津市] H13年度 90.9% H14 86.3 H15 84.5	(H13年度までは市内7地区に分けて発注) H14年度から市内2地区に集約(指名枠15社) H15年度から指名枠を25社に拡大
④[大阪府岸和田市] H13年度 97.5% H14 89.2 H15 85.8	H14年度 指名業者事前公表廃止(指名枠10社限定) H15年度 指名枠12社に拡大
⑤[福岡県大牟田市] H13年度 94.6% H14 91.7 H15年1-10月 77.4	H15年1月から指名業者倍増(10社に)、指名業者事前公表廃止 H15年9月1億円以上工事条件付一般競争実施
⑥[山口県宇部市] H13年度 95% H14 85 H15年度以降も横ばい	H14年度から現場説明会、指名業者事前公表廃止 H15年度から公募型・簡易公募型指名競争導入
⑦[大阪府高槻市]	

H13年度 96～97% H14 90.4% H15年度以降も横ばい	H14年度 現場説明会廃止・4ランクを3に（C・Dランクを統一） H15年度A・Bランクを統一
⑧[山口県岩国市] H12年度 95.0% H13 85.6 H14 82.9 H15 87.6	H13年度から指名業者数倍増、指名業者名非公表 H15年7月 予定価格事前公表開始

タイプⅢ 一部に恣意性を排除した入札方式を導入し落札率を大幅に低下させた自治体

落札率の推移	実施した入札改革
①[香川県] 通常指名 希望型指名 H12年度 95.7% — H13 92.5 76.4% H14 91.9 83.0 H15 93.0 89.0	H13年4月から工事希望型指名競争導入
②[札幌市] 工事 土木 建築 H12年度 96.3% 96.1% 96.1% H13 92.5 89.1 88.1 H14 93.8 93.5 88.0 H15 92.8 91.5 87.5	H12年9月指名業者事前公表廃止 H13年度5億円以上工事に制限付一般競争導入 " 5000万円以上工事に公募型指名競争導入
③[さいたま市] 平成15年度 通常型指名 93～95% 制限付一般競争 92.6% (71.1%)	H14年8月から1億円以上制限付一般競争 H14年12月から参加意向確認型指名競争導入 (括弧内は参加意向確認型指名競争の落札率)
④[静岡市(旧静岡市)] 全工事 一般競争 H13年度 93.5% — H14 92.5 86.8% H15 91.9 (93.5) 82.5	公正取引委員会の建設談合摘発後S62年度から格付等級指定型制限付一般競争一部導入(全体の約30%、 H15年度から郵便入札導入) (括弧内は従来型指名競争の落札率)
⑤[長野県松本市]	

H14年度 95.7% (76.2%) H15 91.6 (68.8)	H14年度から参加希望型指名競争試行 (括弧内は参加希望型指名競争の落札率)
⑥[岡山市] H13年度 92.6% H14 88.4 (69.4) H15 89.3 (75.9)	H14年7月8000万円以上工事に郵便入札公募型指名競争実施 (括弧内は郵便入札公募型指名競争の落札率)
⑦[岡山県倉敷市] H15年度 全工事91.6% (81.6)	H15年度から郵便入札公募型指名競争導入 (括弧内は公募型指名競争の落札率)
⑧[福岡県久留米市] H13年度 97.1% H14 95.4 H15 92.2 (91.7)	H14年度条件付一般競争導入 H15年度条件付一般競争本格実施・指名業者事前公表廃止、(括弧内は条件付一般競争の落札率)

(鈴木満[2004]『入札談合の研究[第二版]』新山社より引用)

第2章 契約制度概要

第1 契約締結の方法

1 契約に関する規制

法は、第234条以下に契約の締結に関する定めを置いている。

地方公共団体の締結する私法上の契約は、原則として「契約自由の原則」が適用されるが、契約事務の公正を確保するとともに公金の効率的利用を図るため、法で特別の規制がなされている。

2 契約締結の方法

地方公共団体が行う売買、賃借、請負その他の契約は、原則として、一般競争入札の方法によるものとされ、政令で定める場合には、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることができるとされている（法234①、②）。これは、地方公共団体の契約事務の執行はまず公正を旨とすべきであり、このためには一般競争入札が最も基本となることを示すとともに、それぞれの契約締結の方法の長所及び短所を考慮して適宜使用しうる方途を講じているといわれている。

(1) 一般競争入札 一般競争入札は、契約に関する公告をして、不特定多数人の参加を求め、地方公共団体に最も有利な価格で申込みをした者と契約を締結する方法である。

(長所) 広くだれでも入札に参加することができ、契約手続も公開して行われるので、契約の機会均等及び公正性という点ですぐれていること。

(短所) 不誠実な者の参加によって公正な競争が妨げられたり、確実な契約の履行が保証されないという問題があり、また、手続が煩さで多額の費用と時間を要すること。

一般競争入札においては、入札に参加した者のうち、原則として地方公共団体にとって最も有利な価格をもって入札した者を落札者として、契約の相手方とするが（法234③）、次の例外がある。

一 工事又は製造の請負の契約について、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で申込みをした者のその価格では、契約内容の履行がされないおそれがあり又は公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、次順位者を落札者とすることができる（地方自治法施行令（以下「令」という。）第167の10①）。

二 いわゆる最低制限価格制度であり、工事又は製造の請負の契約について予め契約内容の履行を確保するため最低制限価格を設け、これ以上の価格で申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする事ができる（令第167の10②）。

(2) 指名競争入札 指名競争入札は、資力、信用等について適当と認める特定多数の入札参加者を選び、入札の方法で競争させ、相手方を決定する方法である。

(長所) 一般競争入札に比して手続きが簡単であり、また不誠実な入札参加者を排除できること。

(短所) 一部の者に固定しがちで指名をめぐる不正事件が起こりやすいこと。

指名競争入札ができるのは、契約の性質又は目的が一般競争入札に適しない場合、入札参加者が少数である場合及び一般競争入札に付することが不利な場合である。

(3) 随意契約 随意契約は、競争の方法によらず、任意に特定の相手を選んで契約を締結する方法である。

手続きが簡単で、しかも信用できる相手方を選ぶことができるが、情実に左右され、公正性の点で問題になりやすい欠点がある。

随意契約によることができるのは、契約の種類に応じ令で定める額の範囲において地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をする場合、契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合、緊急の必要のある場合等である。

(4) せり売り せり売りは、いわゆる競売の方法であり、買受者が口頭で価格の競争をするものである。これは、動産の売払いについてのみ認められる。

第2 久留米市における契約締結方式

(1) 一般競争入札

久留米市では、一般競争入札はすべて条件付き一般競争入札である。

平成20年4月1日からは設計金額1,000万円以上の工事等はすべて条件付き一般競争入札となった。

(2) 指名競争入札

久留米市の指名競争入札は、通常の名指競争入札一本であり、参加申出型指名競争入札や公募型指名競争入札は実施していない。

また指名競争入札における入札参加定数は、久留米市指名業者選定要領第5条第2項において、「別表第2に定める入札参加定数の最低数に2を加えた数以上の入札参加者を選定するよう努めなければならない。」と規定されているが、契約監理室では3を加えた数を選定している。

入札参加定数

工事請負		業務委託	
設計金額	定 数	設計金額	定 数
500 万円未満	4 以上	500 万円未満	4 以上
500～2,000 万円 "	6 "	500～2,000 万円 "	5 "
2,000～5,000 万円 "	8 "	2,000～5,000 万円 "	6 "
5,000～10,000 万円 "	10 "	5,000～10,000 万円 "	8 "
10,000～15,000 万円 "	12 "	10,000 万円以上	10 "
15,000 万円以上	14 "		

(3) 随意契約

久留米市が随意契約によることができるのは、次の場合である。

① 予定価格が下記の額以下である場合

久留米市契約事務規則 第20条の2 令第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

工事又は製造の請負	130 万円
財産の買入れ	80 万円
物件の借入れ	40 万円
財産の売払い	30 万円
物件の貸付け	30 万円
前各号に掲げるもの以外のもの	50 万円

② 契約の性質又は目的が、競争入札に適しないものをする場合

③ 令第167条の2に規定する特定の施設等から規則で定める役務の提供を受ける契約をするとき

④ 緊急の必要により、競争入札に付することができない場合

⑤ 競争入札に付することが不利と認められる場合

⑥ 時価に比して著しく有利な契約を締結する見込みがある場合

(久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領別表第2「随意契約運用基準」による)

また随意契約は見積合わせ及び特命随意契約である。

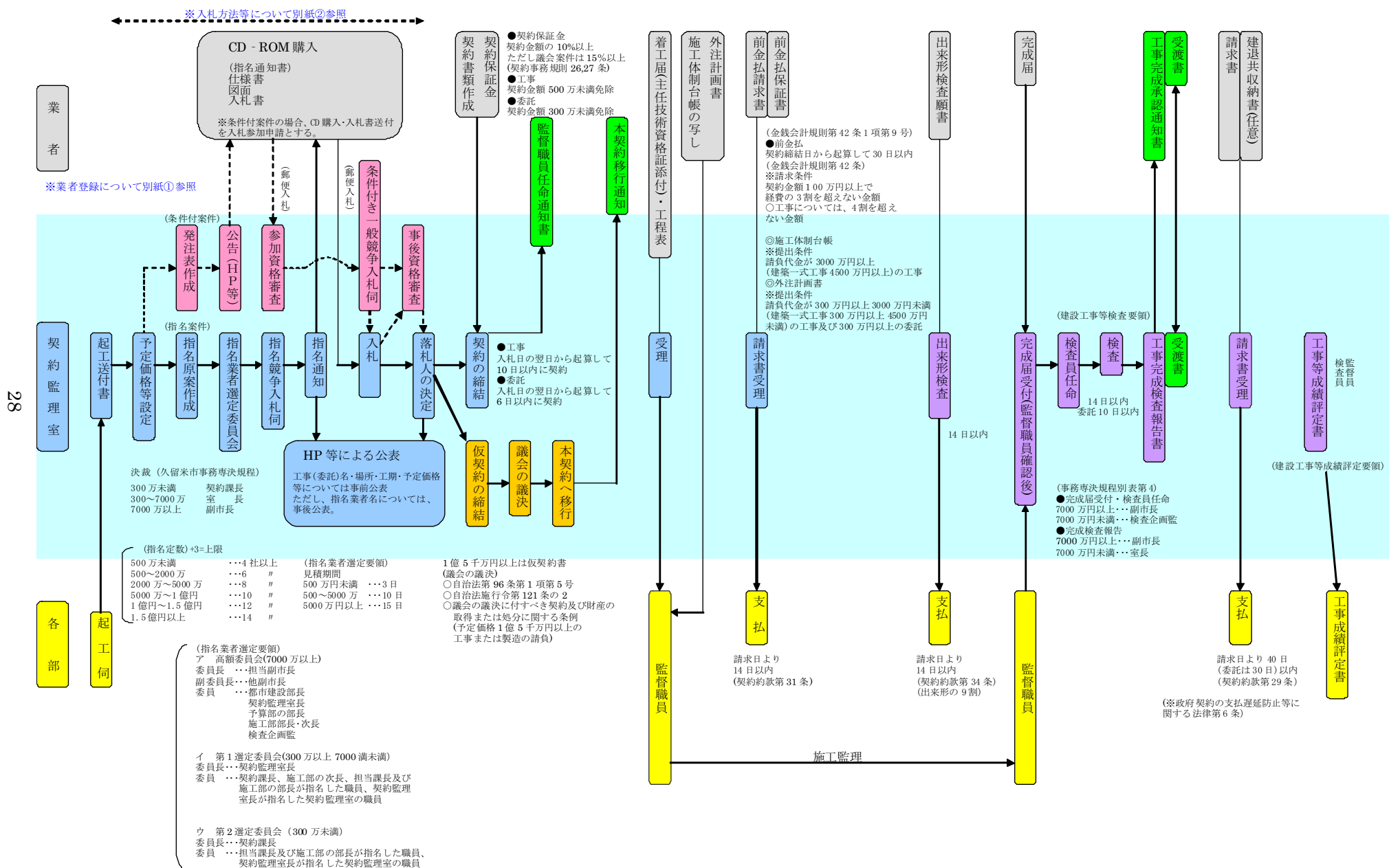
(4) せり売り

せり売りは行っていないとのことである。

契約監理室における契約事務の流れは別紙(28～30頁)のとおりである。

入札・契約事務

検査事務



資格審査申請事務 (久留米市競争入札参加者資格)

建設工事
(新規登録分)

(更新申請分)

業務委託

業者

- 競争入札参加資格審査申請書
- 建設業許可証明書
- 営業所一覧表
- 事務所等写真及び位置図
- 委任状(年間委任状)
- 使用印鑑届
- 納税証明書等
- 履歴事項全部証明書(身分証明)
- 技術者経歴書
- 技術者以外の職員名簿
- ※ 営業用機械器具調書
- 工事経歴書
- 経営事項審査結果通知書
- 業者登録票
- 審査結果通知書返信用封筒

- 資格審査結果通知書
- 久留米市建設更新工事競争入札参加資格更新申請書
- 経営事項審査結果通知書
- 委任状
- 納税証明書
- 工事経歴書
- 技術者経歴書及び雇用確認書類

- 競争入札参加資格審査申請書
- 登録等証明書
- 営業所一覧表
- 事務所等写真及び位置図
- 委任状(年間委任状)
- 使用印鑑届
- 納税証明書等
- 履歴事項全部証明書(身分証明)
- 技術者経歴書
- 業務経歴書
- 経営規模等総括表(決算報告書)
- 業者登録票
- 審査結果通知書返信用封筒

有効期間の基準
1年7ヵ月
初日の翌月末日迄

有効期限迄に申請

※については、市内業者のみ提出

書類審査
申請書受付
随時
データ入力
資格審査等委員会

書類審査
申請書受付
データ入力

書類審査
申請書受付
随時
データ入力
資格審査等委員会

(久留米市競争入札参加者資格審査要領)
委員の2/3以上の出席で成立
委員の1/2以上が担当助役者
委員長・副委員長・委員
環境部長
農政部長
建設部長
教育文化部長
水道部長
契約監理室長

新規登録分について6ヵ月間は指名回避

定期受付(有効期間2ヵ年)
中間受付有(有効期間1年)

(建設工事と同様)

有効期間

更新により有効期間延長

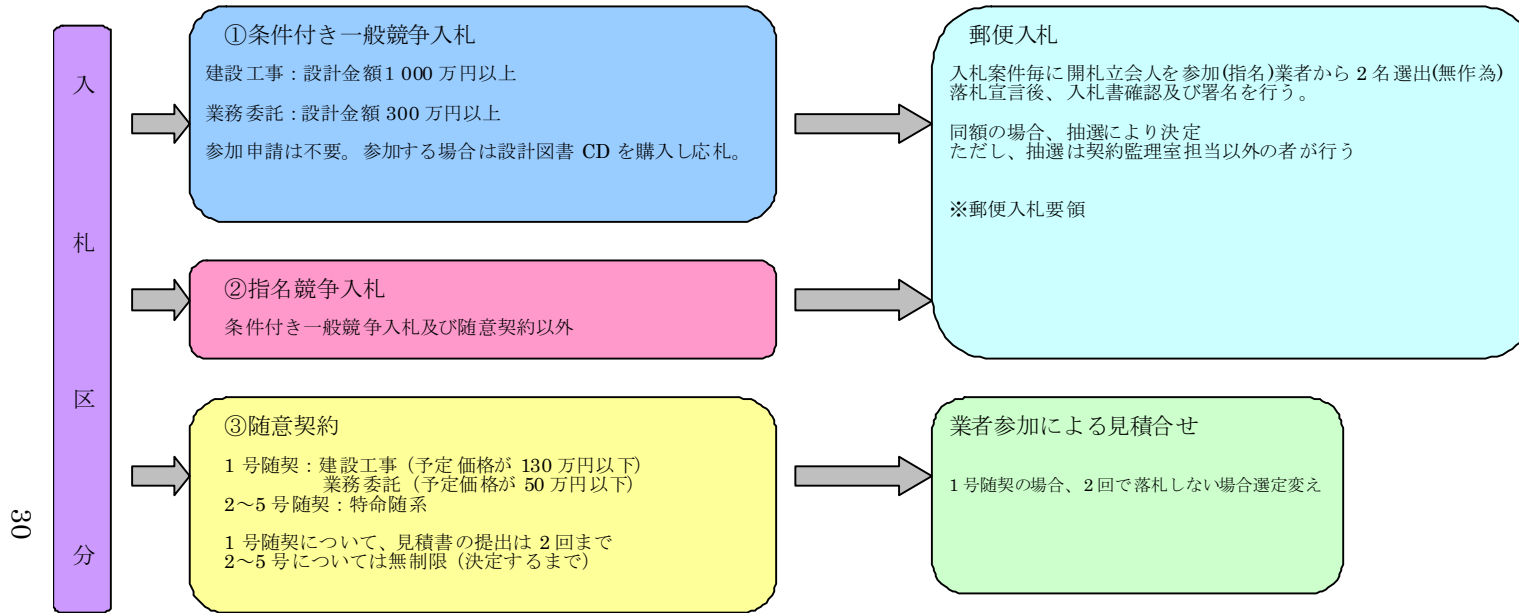
業種登録について、第3希望まで可能
なお、希望業種の変更については、更新時のみ可能

業種：土木・建築・電気・管・舗装・塗装・造園についてはランク設定有り

10業種まで登録可能(希望順位は無)

登録方法については、“登録”希望“”の区分有

契約監理室



- ①②について予定価格、最低制限価格、低入札調査基準価格の事前公表、参加業者名の事後公表。
 なお、建設工事については、予定価格 1000 万円以上 1 億 5 千万円未満の案件、
 業務委託については、予定価格 100 万円以上の案件について最低制限価格設定
 また、建設工事について 1 億 5 千万円以上の案件については、低入札調査基準価格を設定。
 上記公表事項いずれも HP 等で公表
- ②指名競争入札について、業者に対する指名通知は、参加業者がわからないように通知時点では番号と CD の価格のみを通知。
 通知する番号は、入札案件及び参加業者数により変化する為、業者は CD を購入し開かなければどの案件に指名されているかわからないようになっている。

第3章 監査の結果及び監査人の意見

第1 監査の結果(指摘事項及び是正措置)

I 全般的指摘事項

まず、入札・契約制度を検討する過程において検出した全般的指摘事項を挙げる。

1 工事関連書類の保管方法

久留米市新行政改革行動計画（20年度改訂版）では戦略プログラムとして、下記7つの主要項目を掲げている。

- 1) 市民との協働
- 2) 民間活力の積極的活用
- 3) 効果的・効率的な行政体制の構築
- 4) 情報（IT）化の促進
- 5) 事務事業の見直し（総合的コスト管理の徹底）
- 6) 財政基盤の確立
- 7) 特別会計・企業会計・外郭団体等改革

工事関連書類は、現在工事完了後工事別にファイリング保管されているが目次の添付がないため、必要な資料がすべて綴られているかどうかの検証がされていない。上記5) 事務事業の見直しの一環として各ファイルの先頭に目次を添付し、書類の完全性、網羅性の検証（検印）を実施すべきである。

なお、目次は、必要項目を標準化し所定の様式にすべきものと判断する。

2 計算資料の明瞭性について

久留米市新行政改革行動計画（20年度改訂版）5. 事務事業の見直し（総合コスト管理の徹底）（1）業務のスリム化・重点化、仕組みの見直しのなかで広域合併を含む環境の変化や市民ニーズの動向等を踏まえすべての事務事業について、その内容や仕組み、経費等を徹底的に見直し、スリム化・重点化を進め、経常経費など行政コストの縮減を図ると述べている。このためには、各種事務関連での作成資料は明瞭性を確保する必要がある。しかしながら、工事明細書等について計算の説明がないため明瞭性に欠けている箇所が散見される。

適宜番号を付す等により説明を行うべきである。

3 随意契約の契約内容についての経済性、合理性の検討

市の財務状況が厳しくなるなかで（経常収支比率の悪化等）契約時に経済性、合理性を十分検討すべきである。

4 貸借対照表の作成

現在、久留米市の予算、決算は収支計算書のみが作成されているが、久留米市新行政改革行動計画（6）財政基盤の確立のためには、貸借対照表を作成し、各種財務指標を算出し、他の自治体等と比較することにより財務基盤の改善を図るべきものと判断する。

5 IT化の推進

今回の包括外部監査（初年度）にあたり、一般競争入札及び随意契約の基礎データの提出依頼を行ったが必要とする基礎データの作成提出にかなりの時間を要した。

各種行動計画、包括外部監査等の効率的実施のため基礎データのデータベースを構築し必要とする情報のタイムリーな提供を図るべきである。

6 民間活力の積極的活用

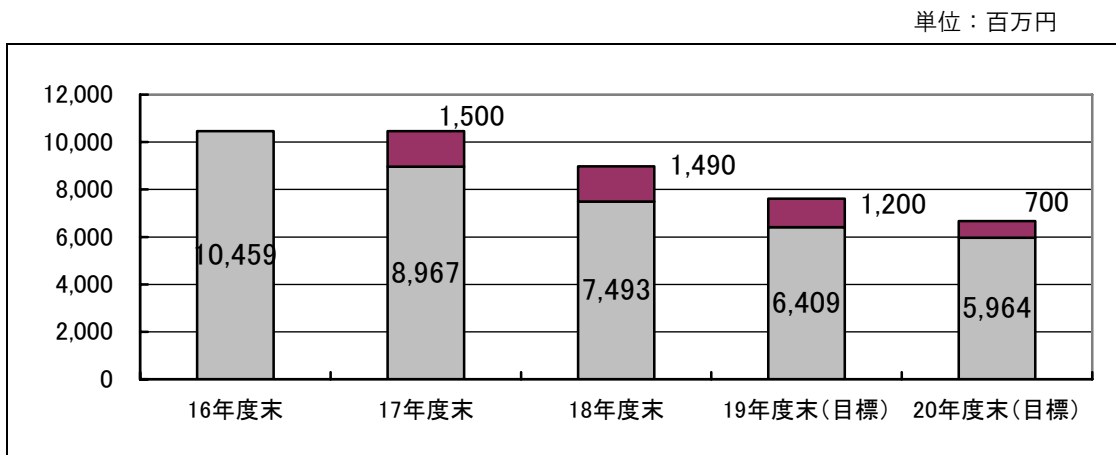
久留米市の外郭団体として下記14団体がある。（平成20年4月1日現在）外郭団体とは、団体設立時の市の出資額が基本財産の1/4以上の団体、又は団体の収入に占める市からの支出金の額が1/2以上の団体、あるいは市の職員を派遣している団体及び市の支援、調整を必要とする団体であるが、これらの団体と随意契約を締結している。このような状況では、久留米市新行政改革行動計画で掲げている7項目のうち（2）民間活力の積極的活用にはならないものと判断される。極力職員の派遣状況等を解消し公社等の自立化を図る努力を行うべきである。

- ・ 久留米市土地開発公社
- ・ （財）久留米市開発公社
- ・ （財）久留米市総合管理公社
- ・ （財）久留米観光コンベンション国際交流協会
- ・ （財）久留米文化振興会
- ・ （福）久留米市社会福祉協議会
- ・ （財）久留米市みどりの里づくり推進機構
- ・ （財）久留米地域地場産業振興センター
- ・ （職）久留米地区職業訓練協会
- ・ （社）久留米広域勤労者福祉サービスセンター
- ・ （社）久留米市シルバー人材センター
- ・ （財）久留米市都市公園管理センター
- ・ （財）久留米市体育協会
- ・ 久留米市学校給食会

7 財政基盤の強化

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる（法第241条①）。

基金というのは、一般には普通の会計とは独立した別個の会計によって処理される継続的な資金のことである。久留米市には24の基金がある。このうち主要4基金（「財政調整基金」「都市建設基金」「減債基金」「土地開発基金」）の推移は、



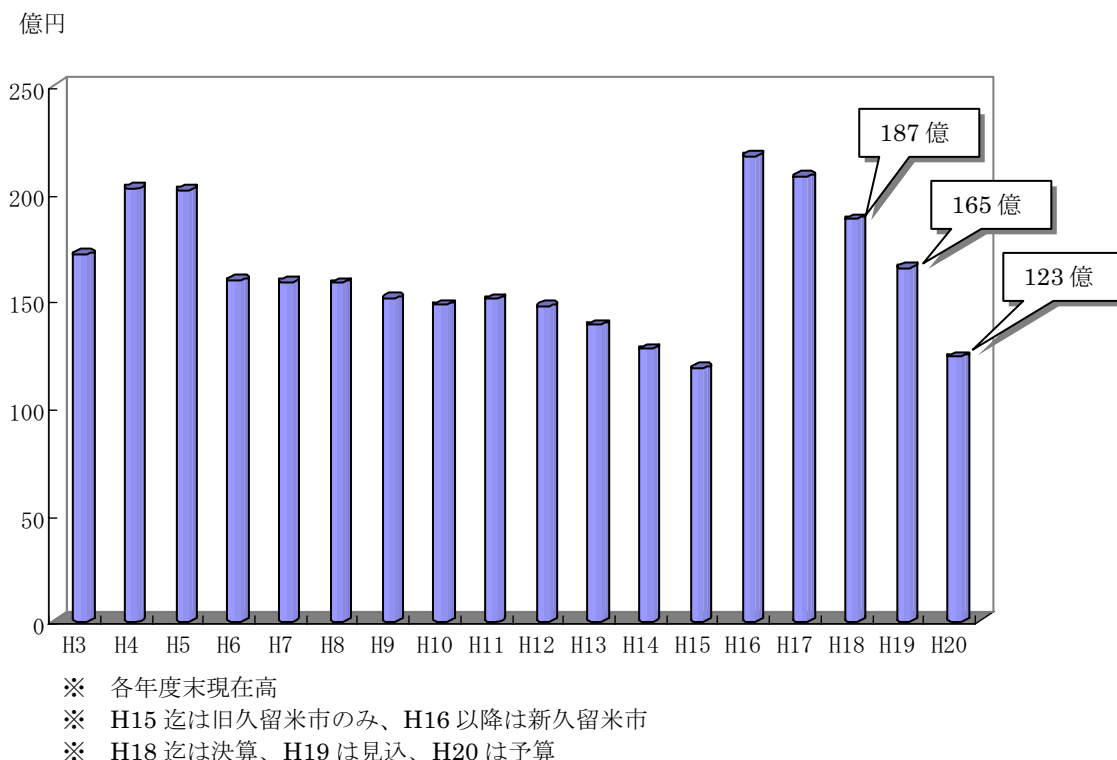
※ 主要4基金とは、比較的用途の限定を受けない「財政調整基金」「都市建設基金」「減債基金」「土地開発基金」を指す。

であり、24基金との対応は以下のとおりである。

	H16	H17	H18	H19	H20
主要4基金	10,459	8,967	7,493	6,409 (目標)	5,964 (目標)
24基金の推移		187	165	123	
					(単位：億円)

(次図参照)

基金残高の推移



以上のように年々減少している。ところで、基金については、法第241条に基づき、基金条例が定められている。

- 1 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。
- 2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び确实かつ効率的に運用しなければならない。
- 3 第1項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。
- 4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。
- 5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

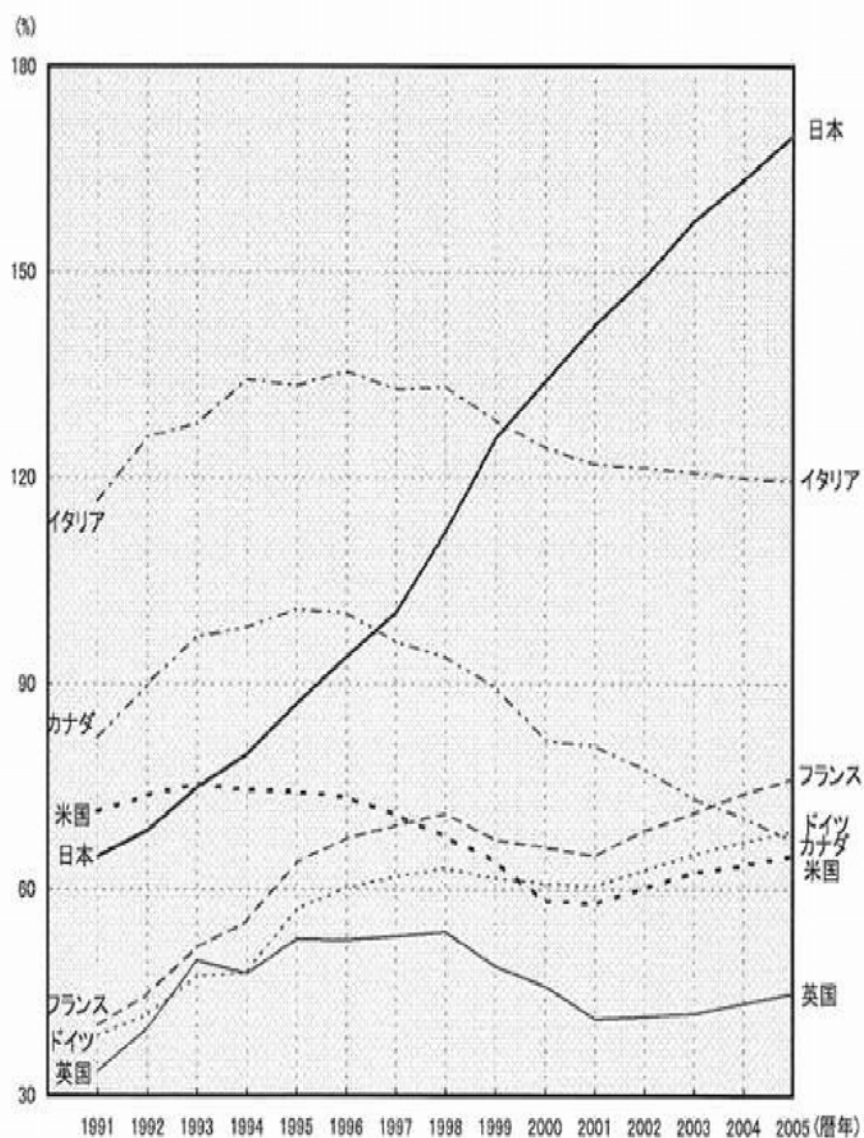
このような根本的な規定があるにもかかわらず、市が他の地方公共団体より少ないとはいえ公債に依存していることは、国際的に公会計が基金に基づく運用をベースにしていることに逆行しているといえるし、また民間企業でも純財産（資本金プラス剰余金）が潤っていることが組織の健全性を維持している大きな要因である。事実、我が国の最近の公会計制度でも総務省が発表している財務書類4表（貸借対照表・損益計算書・純資産変動計算書・キャッシュフロー計算書）の中でも純資産変動計算書が非常に重視されている。以下の図は、他の諸外国に比べ日本の財政基盤がいかに脆弱であるか（公債に依存しているか）を物語っている。

国及び地方の債務残高(国際比較)

(GDP比、%)

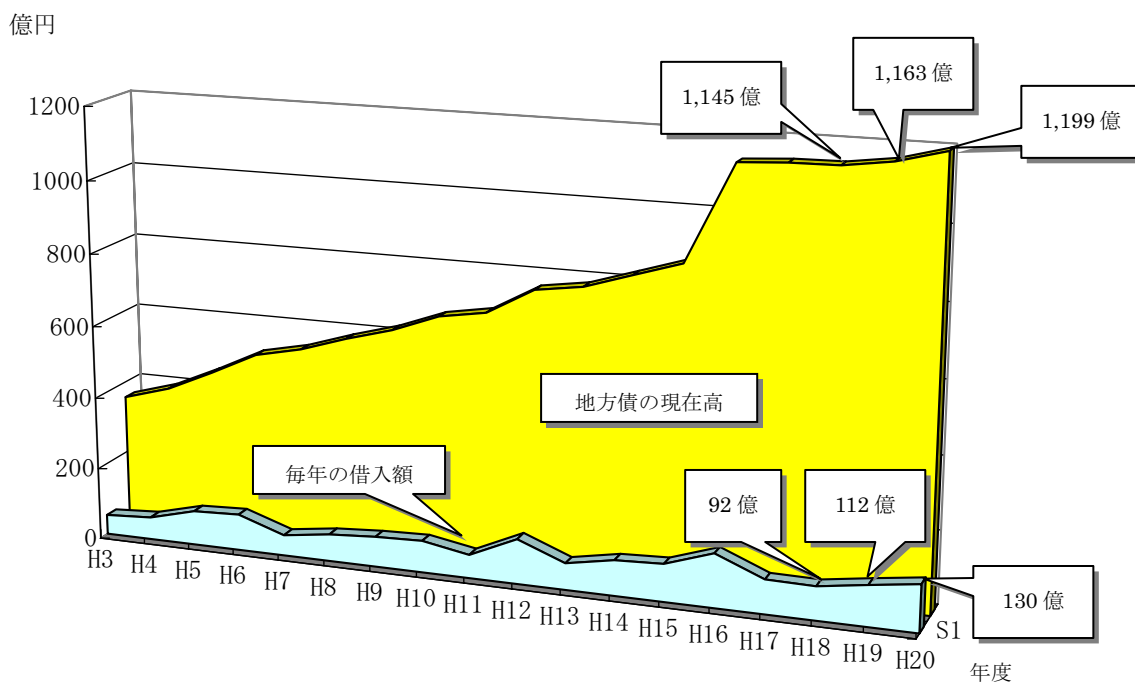
(暦年)	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
日本	64.8	68.7	74.9	79.7	87.1	93.9	100.3	112.2	125.7	134.1	142.3	149.3	157.5	163.5	170.0
米国	71.3	73.7	75.4	74.6	74.2	73.4	70.9	67.7	64.1	58.2	57.9	60.2	62.5	63.5	64.9
英国	33.6	39.8	49.6	47.8	52.7	52.6	53.2	53.8	48.8	45.9	41.2	41.5	42.0	43.4	44.9
ドイツ	38.8	41.8	47.4	47.9	57.1	60.3	61.8	63.2	61.6	60.9	60.5	62.9	65.1	67.0	68.6
フランス	40.3	44.7	51.6	55.3	63.9	67.5	69.4	71.1	67.3	66.2	64.9	68.7	71.2	74.0	76.2
イタリア	116.5	126.0	127.9	134.4	133.5	135.7	133.0	133.4	128.4	124.5	122.0	121.5	120.9	120.0	119.5
カナダ	82.1	89.9	96.9	98.2	100.8	100.3	96.2	93.9	89.5	81.8	81.0	77.7	73.3	70.6	67.2

※出典:OECD/エコノミック・アウトルック[76号(2004年12月)]。計数はSNAベース、一般政府。



ところが、下表のとおり、地方債は増加傾向にある。

地方債借入額と現在高の推移



- ※ H15 迄は旧久留米市のみ、H16 は旧 1 市 4 町単純合計、H17 以降は新久留米市
- ※ H18 迄は決算、H19 は見込、H20 は予算
- ※ H16 は減税補てん債借換え 34 億円を除く

平成 18 年度では、市民一人当たり負担額が 38 万円となっている。

これは、1 市 4 町合併による影響だけではなく、公共工事が平成 17 年 130 億、平成 18 年 128 億と微減するものの平成 19 年 156 億と増加しその財源として公債発行に依存する部分が大であることもその一因である。

よって、久留米市の財政状態が年々厳しくなっている現状から、今後の財政の健全化につなげていくためには、公共工事も財源をできるだけ公債に依存せずに運営することが望まれる。

II 入札制度について

1 問題点及び是正措置

久留米市における工事等に関する入札契約制度の運用は、過去の経験を基にかなり改善されてきているが、下記のような問題点があり是正すべき点が見られる。

- (1) 久留米市における入札・契約制度は毎年のように改正されており、その結果建設工事全体の落札率は平成17年度92.2%、平成18年度91.9%、平成19年度89.2%（オンブズマン報告と同じく5,000万円以上の工事に限定すると、89.0%となる。）と年々低下している。しかしながら、平成19年度のオンブズマン報告における県庁所在地市のトップの徳島市の落札率76.1%に比較すれば明らかに見劣りするものである。また、そして平成19年度においても4件の談合情報が寄せられていたことから、まだ改善の余地があるものと考えられる。
- (2) 入札改革は恣意性を排除した入札方式、すなわち、できるだけ多くの者が入札に参加できるような入札方式を構築することが基本である。
- (3) そこで、第1章 監査の概要で検討した入札制度改革手法やそれに対する久留米市の対応から、久留米市の入札制度の問題点を指摘し、その是正策を検討することとする。
 - ① 久留米市における一般競争入札はすべて条件付き一般競争入札であり、入札参加資格に、「久留米市内に本社を有すること」となっているため市外業者の参加は認められていない。したがって入札参加者が少なく談合が行われやすい状況になっている。この制度は地元業者の育成という地方自治体に課せられた課題の一つであるが、久留米市の厳しい財政状態を考えると、市外業者の入札参加を検討することも必要である。
 - ② ・指名競争入札における指名業者数は、久留米市指名業者選定要領の規定による最高数を選定しても17者にすぎず、また市外業者の入札参加も少数である。
・久留米市指名業者選定要領の改正の検討が必要であるかどうか、建設工事有資格者名簿登録者の増加が必要であるかどうか検討すべきである。
 - ③ ・久留米市では共同企業体（JV）を入札参加条件としている条件付き一般競争入札案件が平成19年度に12件ある。
・共同企業体（JV）だけでなく単体企業も入札に参加できるようにすべきである。
 - ④ ・談合によるペナルティの強化については、久留米市談合情報対応マニュアルに誓約書及び誓約保証金の規定があり、久留米市指名停止等措置要綱にも規定があるが、日弁連提言に比べて、緩やかである。
・上記の規定を日弁連提言並みにする必要がある。
 - ⑤ ・平成21年2月15日の日本経済新聞によると11の都道府県知事が競争徹底

よりも地元業者の保護や雇用確保を優先する姿勢から「落札率を引き上げることが必要」と回答し、これに対して、沢田克己新潟大教授は「ダンピング防止も重要だが、極端な低価格入札に対する調査を徹底しながら競争確保の努力を続けるべきだ」との注文をつけているとの記事が掲載されている。

- ・ 工品質の確保のために低入札価格調査制度はあるがほとんど機能していないようである。この制度の欠点である調査の有効性の確保が困難であるからである。
 - ・ 調査要員の増加、教育なども充実して今後低入札価格調査制度の強化を図る必要がある。
- ⑥・ 前記の「入札激震」によれば最近全国的にダンピング入札が多発しているとのことであるが、久留米市も例外ではない。ダンピングは種々の弊害を伴うから、ダンピング防止対策を講じる必要がある。
- ・ 変動型最低制限価格制とするか、工事ごとに最低制限価格を設定するか、どちらかが考えられる。なお、久留米市ではダンピング防止策として、後者の方法を検討中とのことである。
- ⑦公募型指名競争入札方式、工事希望型（意向確認型）指名競争入札方式の採用については平成20年度より1,000万円以上の建設工事は条件付き一般競争入札を採用することとしているため、今回の監査では検討しなかった。
- ⑧入札監視委員会の設置は談合の抑制的効果が期待されるので、設置すべきである。

2 個別案件ごとの問題点（詳しくは41～82頁参照）

(1) 花畑公園整備（2工区）工事他5件

- ・ 工事費計算書の数値から数%のディスカウント後の数値が予定価格となっているが、是正すべきである。
- ・ 変更見込み設計金額が30%以下には別契約の必要なしとなっているが、30%は大きすぎる。

(2) 三潞町総合体育館新築工事

- ・ 共同企業体による参加の場合、構成企業の参加条件を見直すことも必要である。
- ・ 一定金額以上の工事については予定価格を事後公表にする等を検討すべきである。

(3) 田主丸町の道路改良工事、坂本繁二郎生家保存調査工事

指名競争入札における指名業者の選定においては、他地域からの業者選定の割合を増加させること、指名回数を選定の条件としないこと等の見直しが必要である。

(4) 共同企業体（JV）入札について

- ・ JVでないと発注できないとすべきではない。
- ・ 入札参加希望者の枠を広く確保することにより落札率を下げることを期待される。

(5) 公共下水道合川・善導寺汚水幹線管渠布設その6工事他5件

- ・工事関連書類の整備保管状況
- ・事務簡素化
- ・入札参加企業数
- ・設計書総括情報の内容明瞭表示の改善
- ・本工事内訳表の明瞭表示
- ・工事費内訳表の注記
- ・工事台帳のデータベース化

(6) 公共下水道合川・善導寺汚水幹線管渠布設その9工事

随意契約理由書記載不十分

(7) 公共下水道管渠布設第34工区工事他1件

特定の地域の業者のみを選定することは公正な入札が行われない可能性を排除できない。

(8) 文化街内水道・ガス管改良工事他2件

工事変更に伴う増額計算においては、直接費の増加に留まらず、現場管理費等の間接工事費、事務費を含む一般管理費も自動的に増額される仕組みになっており、経済性の観点からは検討すべき課題である。

第2 工事入札・契約サンプリング調査による報告

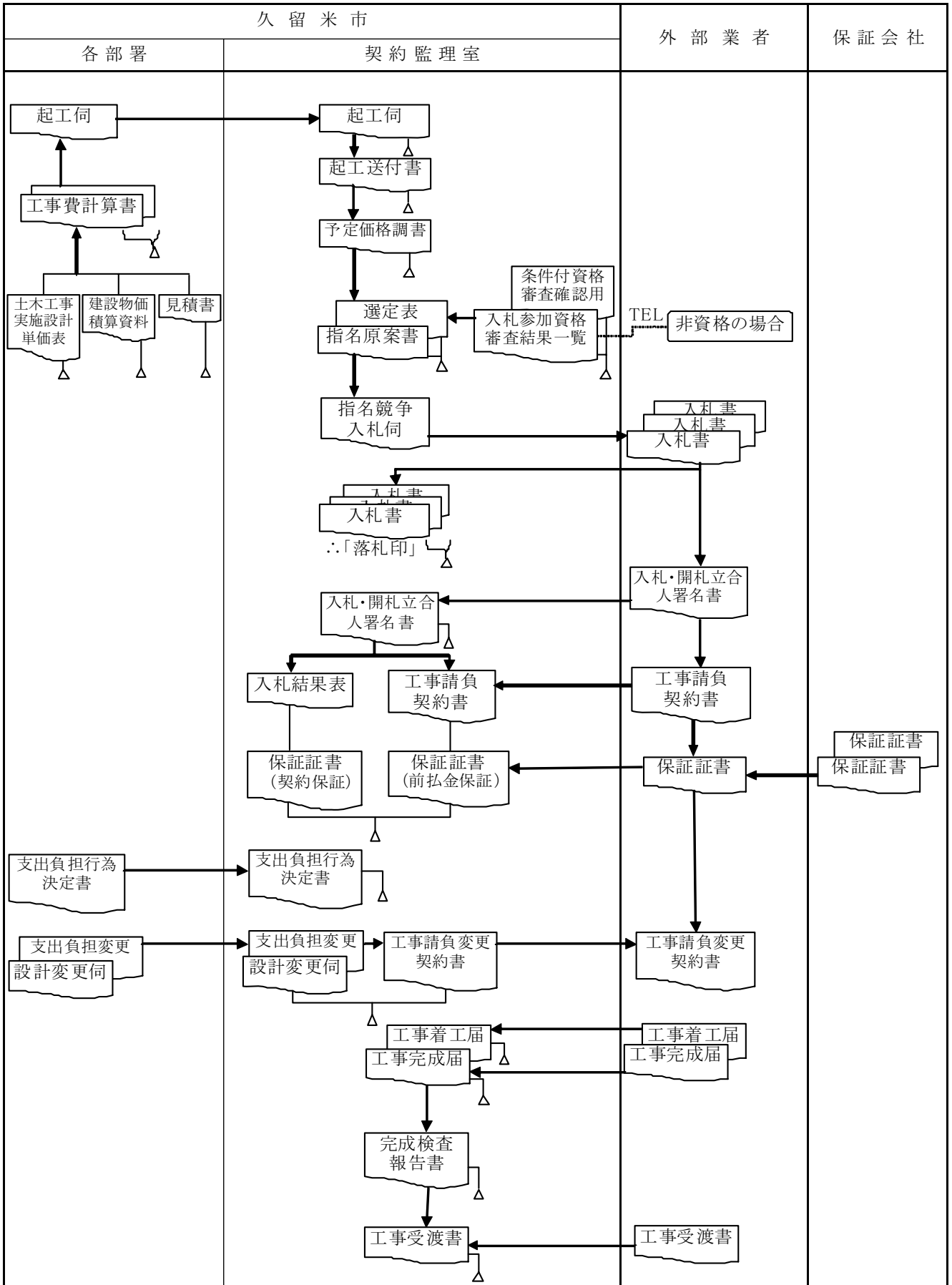
公共工事入札各論

(1) 花畑公園整備（2工区）工事他5件

<概要>

一連の入札制度

1. 「起工伺」策定の為には、「工事費計算書」の作成が必要であり、この積算根拠としては、①. 県土木課作成の「土木工事实施設計単価表」に基づく標準単価で行うが、②. ①の資料がない場合には「建設物価」本等の積算資料で行う。この②も入手不可の場合には、応札予定者3者以上から「見積書」を入手し、その後最低価格にある一定率を乗じて決定する。
2. 1に基づき「予定価格調書」を作成し「指名原案書」を作成する。
3. 「指名競争入札伺」に基づき外部業者からの「入札書」を入手し、落札がルールに基づき実施される。
4. 「入札・開札立会人署名書」を入手し、その後「工事請負契約書」を作成する。この間「保証証書」の作成も行う。
5. その後「支出負担行為決定書」を作成して支払う。
6. 仮に設計変更が行われた場合には、「設計変更伺」に基づき「工事請負変更契約書」を作成する。
7. その後「工事着工届」さらには、「工事完成届」を入手する。
8. 又、「完成検査報告書」を作成し、「工事受渡書」を作成する。上記の関係をフローチャートにし、監査手続を作成する。(別紙 有)



個別工事別の検討

1. 三瀨横断東西道路外実施測量・設計業務委託

予定価格 24,857,700 円 (23,674,000 円：税抜)
最低制限価格 18,642,750 円 (17,755,000 円：税抜) 約 75%
指名競争入札者数：9 者
契約金額 22,890,000 円 (21,800,000 円：税抜) 約 92% [落札率]
⇒ 変更：25,641,000 円 (24,420,000 円：税抜) 12%up

2. 道路改良（田主丸町益生田土木一式工事）

予定価格 29,368,500 円 (27,970,000 円：税抜)
最低制限価格 22,025,850 円 (20,977,000 円：税抜) 約 75%
指名競争入札者数：11 者
契約金額 27,300,000 円 (26,000,000 円：税抜) 約 93% [落札率]
⇒ 変更：29,201,550 円 (27,811,000 円：税抜) 7%up

3. 津福今町住宅No. 2棟塗装工事・外部塗装等改修工事

予定価格 24,207,750 円 (23,055,000 円：税抜)
最低制限価格 18,155,550 円 (17,291,000 円：税抜) 約 75%
条件付き一般競争入札者数：13 者
契約金額 23,057,821 円 (21,959,829 円：税抜) 約 95% [落札率]

4. 花畑公園整備（2工区）工事

予定価格 23,628,150 円 (22,503,000 円：税抜)
最低制限価格 17,720,850 円 (16,877,000 円：税抜) 約 75%
指名競争入札者数：11 者
契約金額 22,186,500 円 (21,130,000 円：税抜) 約 94% [落札率]
⇒ 変更：27,339,900 円 (26,038,000 円：税抜) 23%up

5. 歩道舗装（第一工区）工事

予定価格 76,802,250 円 (73,145,000 円：税抜)
最低制限価格 57,600,900 円 (54,858,000 円：税抜) 約 75%
条件付指名競争入札者数：12 者
契約金額 57,600,900 円 (54,858,000 円：税抜) 約 75% [落札率]

6. 雨水枝線排水施設整備工事

予定価格 23,542,050 円 (22,421,000 円：税抜)

最低制限価格 17,655,750 円 (16,815,000 円：税抜) 約 75%

指名競争入札者数：11 者

契約金額 22,260,000 円 (21,200,000 円：税抜) 約 95% [落札率]

⇒ 変更 24,200,400 円 (23,048,000 円：税抜) 9%up

< 監査手続 >

1. 工事別・業者別一覧表より一定の基準に基づきサンプリングし、「サンプル・リスト」を作成し、担当者別に以下の手続を実施する。

2. 「起工伺」に基づき「予定価格調書」を閲覧して選定要領に準じた決定方法か、又予定価格の妥当性を検討する。

「予定価格」については以下の手続を実施する。

① 県土木課作成の「土木工事実施設計単価表」に基づく標準単価で行う。

② ①が不可の場合には、「建設物価」等の積算資料で行う。

③ ①、②共に不可の場合には、応札予定者3者以上から「見積書」を入手、その後最低価格に率を乗じて決定する。

上記内容に基づき「工事費計算書」の妥当性を検討する。

又、これに基づき「予定価格調書」の妥当性、さらには「起工伺」の妥当性について検討する。

3. 指名競争入札が適切に実施されているかの検討のため、「選定表」「指名原案書」等を閲覧して入札参加資格の妥当性を検討する。

4. 「指名競争入札伺」に基づき、外部業者からの「入札書」を入手し、落札印がルールに基づき実施されているかの検討を行う。

5. 「入札・開札立会人署名書」を入手し、その後「工事請負契約書」との突合を行い、入札金額・契約金額・日付等の妥当性を検討する。
又「保証証書」を閲覧し、相互の債権保全のチェックを行う。

6. 「支出負担行為決定書」を入手して、支出関係の妥当性を検討する。

7. 仮に変更がなされた場合には、「工事請負変更契約書」又その根拠となる「設計変更伺」等を閲覧して処理の妥当性を検討する。

8. 「工事着工届」さらには「工事完成届」を閲覧し、工期等の妥当性を検討する。
9. その後「完成検査報告書」を閲覧し「工事受渡書」に基づく一連の工事完成引渡しの妥当性を検討する。

個別工事入札状況等

1. 現在予定価格と最低制限価格（75%）は公表されており、この間の価格での入札が実施されている。
2. 前述の工事においては、サンプル5件の内は落札率92%～95%の間にあり、入札呈示価格としては最低価格であり、同額の場合にはくじ引きで落札されている。
3. 但し、一件〔歩道舗装（第一工区）工事〕については、落札率75%になっており条件付となっている。又、この工事については高額案件であるため別途決裁になっており、副市長の決裁印がある。
4. さらに落札後工事請負変更があった工事が6件中4件あった。

①三潯横断東西道路外実施測量・設計業務委託

当初契約金額	22,890,000円	(21,800,000円：税抜)
	↓	12% up
変更後契約金額	25,641,000円	(24,420,000円：税抜)

②道路改良（田主丸町益生田土木一式工事）

当初契約金額	27,300,000円	(26,000,000円：税抜)
	↓	7% up
変更後契約金額	29,201,550円	(27,811,000円：税抜)

③花畑公園整備（2工区）工事

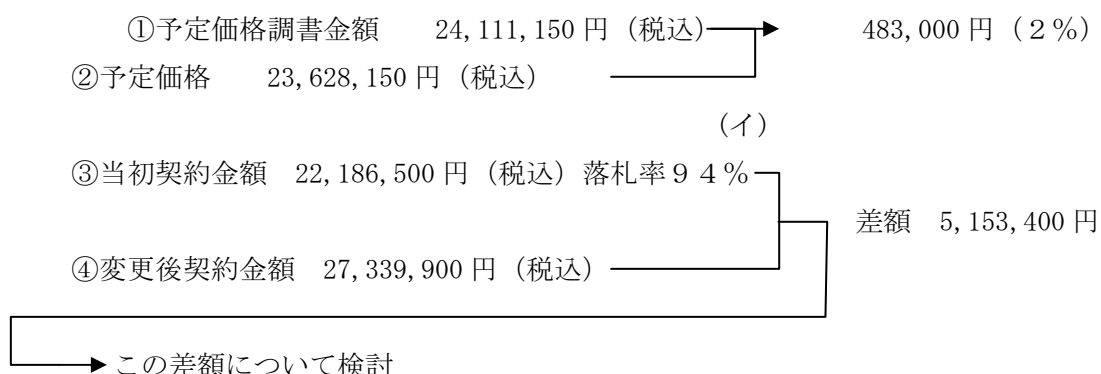
当初契約金額	22,186,500円	(21,130,000円：税抜)
	↓	23% up
変更後契約金額	27,339,900円	(26,038,000円：税抜)

④雨水枝線排水施設整備工事

当初契約金額	22,260,000円	(21,200,000円：税抜)
	↓	9% up
変更後契約金額	24,200,400円	(23,048,000円：税抜)

<上記4の内up率が最も高かった③について検討する。>

[花畑公園整備（2工区）工事]



② 予定価格 23,628,150円 × (イ) 落札率94% × 0.3 [久留米市単独事業の設計変更の事務取扱について] ÷ 6,663,138円 > 5,153,400円

上記のように予定価格調書金額と予定価格との差2%の件と、上記計算の30%以内の件については、後の問題点検討の箇所に記載する。

予定価格の決定方法について

[中央浄化センター電気設備改築工事]

土木工事費計算書の内以下の項目をサンプリングする。

- ① 機器費No. 1 引込盤 ← 5者からなる「単価算出調書」つまり相見積りの内最低価格の業者を選びその価格に80%を乗じた価格とする。
- ② 高圧ケーブル6KVCVT ← 「建設物価」「積算資料」の「単価比較表」に基づき決定する。
- ③ 電工（据付）～配管～普通作業 ← 「土木工事実施設計単価表」の労務単価を基に積算されている。

<問題点>

1. 予定価格の決定について

予定価格の積算については、「工事費計算書」に集積されているが、その積算根拠においては県土木課作成の「土木工事実施設計単価表」又、雑誌である「建設物価」等の資料、さらには概算資料がない場合には応札予定者数から「相見積り」を入手する等客観的な積算数値となっており妥当と思われる。

しかし、その「工事費計算書」の数値を「予定価格調書」に記載するが、その数値から1.5%・2%・2.5%等のディスカウント後「入札予定価格」が決定されており、このディスカウント等には規約上又理論的な根拠のある数値ではないため是正すべきである。但し平成21年度からディスカウントは廃止される予定である。

2. 設計変更関係協議決定事項について

変更見込み設計金額が30%以下の場合には、別契約の必要がないことになっているが、当初の入札価額を少額（もちろん、最低制限価格以上）にして落札し、その後30%上乗せも可能であり、この30%は大きすぎると思われる。

(2) 三瀨総合体育館新築工事

<概要>

本件建設工事の概要は次のとおりである。

1. 工事の内容

- (1) 工事名 三瀨総合体育館新築工事
- (2) 工期 平成19年6月29日～平成21年1月19日
- (3) 入札日 平成19年6月20日
- (4) 予定価格 1,251,099,000円
- (5) 予定価格の公表の時期 事前公表

2. 落札価格 1,200,000,000円

3. 落札率 95.9%

4. 入札企業 1者

5. 入札方法 条件付き一般競争入札

6. 落札企業 間・篠原・テラシマ特定建設工事共同企業体

<監査手続>

入札希望者の競争に参加する機会が確保されているか、予定価格の計算方法が適正か等の検証のため、次の資料の閲覧、照合、担当者への質問により監査を実施した。

資料名

- 当初設計書・仕様書
- 契約承認議案
- 仮工事請負契約書
- 入札結果表
- 入札・開札立会人署名書

入札書
条件付き一般競争入札伺
起工伺・添付設計書
業者の工事着工届・工程表
工事履行保証証券
工事発注表

入札について

(1) 入札参加者（共同企業体を含む）が1者となった場合について

入札を実施したところ、入札辞退あるいは無効な入札等により、適正な入札参加者が1者となった場合、一般競争入札はそのまま執行できるが、指名競争入札の場合は執行できないとされている。

一般競争入札は、入札公告により工事概要や入札参加条件を明らかにして、入札参加意欲のある者は誰でも入札に参加できるのであり、入札参加機会は確保されており、1者であっても入札における競争性は確保されていると考えられている。

これに対し、指名競争入札は発注者が入札参加者を選定しているため、他の建設業者を選定すれば入札参加者が確保できる余地があるためである。

(2) 制限（条件）付き一般競争入札について

制限付き一般競争入札は建設工事の場合で、競争参加希望者に対して入札公告で示した一定の資格審査を実施した後、その資格を有する建設業者に限り競争入札に参加できる方式とされている。このため、特に制限付き一般競争入札といわれることもある。しかし、公共工事発注のための一般競争入札で、同種又は類似の施工実績や、配置技術者の資格や経験を求めないこと等はあり得ない。

したがって、すべての一般競争入札は施工実績等の制限付きで実施されていることから、通常は、特に制限付き一般競争入札とはいわず、単に一般競争入札とよばれている。

(3) 一般競争入札における競争参加資格

一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、入札を適切かつ合理的に行うため特に必要がある場合、工事発注公告ごとに具体的な参加条件として参加する者の事業所の所在地、工事等についての経験、技術的適性の有無等に関する資格を設けることができるとされている（令第167条の5の2）。

(4) 本件の参加資格

久留米市条件付一般入札実施要領の第5条では、一般競争入札に参加できる要件

については、年度ごとの共通公告及び案件ごとの公告及び公告に基づく発注表に定めるものとする規定されている。

本件の工事発注表では参加要件は次のように定められている。

- ① 次の要件を全て満たした特定建設工事共同企業体
 - 構成員の数は3者
 - 入札に参加する者の間に次のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ・親会社と子会社の関係にある者
 - ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある者
 - ・一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - 各構成員が、20%以上の出資比率であること。
なお、代表者の出資比率は他の構成員を超えること
 - 存続期間
 - ・当該工事の落札者となった場合
当該工事に係る請負契約履行後3ヶ月を経過した日まで
 - ・当該工事の落札者とならなかった場合
当該工事に係る請負契約が締結された日まで
 - 代表者
 - ・久留米市の入札参加資格名簿に第一希望または第二希望で登録されている建設一式工事の業者でランク基準がAランクであること。
 - ・建設業法により建築工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
 - ・この工事に関して、技術者を建設業法に従い監理技術者として専任で配置できること。
 - その他の構成員 i
 - ・久留米市内に本社を有すること。
 - ・久留米市の入札参加資格名簿に第一希望または第二希望で登録されている建設一式工事の業者で、ランク基準がBランクであること。
 - ・建設業法により建築工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
 - ・この工事に関して、技術者を建設業法に従い監理技術者として専任で配置できること。
 - その他の構成員 ii
この構成員の要件もその他の構成員 i の場合と同様となっている。

<問題点>

本件の参加要件は、入札についての(3)の競争参加要件を満たしているといえる。しかし、1者のみの入札結果は、予定価格が事前に公表されている現状では競争性は失われているに等しく、一般競争入札が予定していることとは異なると考えられる。

本件の場合、当初、入札者は無く、第2回目に1者の入札があり入札成立となっている。これは、当時、JV工事に關し全国的に談合の摘発があり、大手のゼネコンが入札に慎重になったことも一つの理由とのことである。このことは、逆に従来、談合と認識される行為が存在していたことを窺わせるものともいえる。

別表1は、入札参加企業数と落札率の關係を表したグラフであり、工事金額が大きいほど入札参加条件を満たす企業が少なくなることから、入札参加企業が少なくなり、かつ、落札率が高い結果となっている。

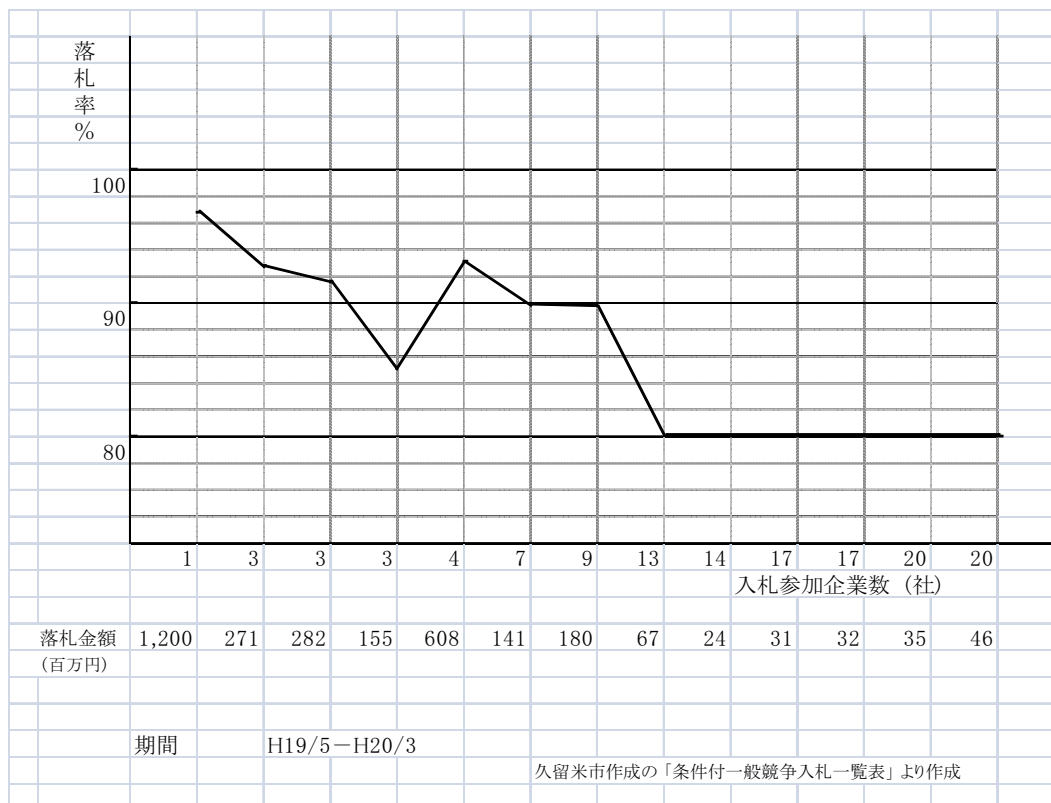
入札参加条件を緩やかにし過ぎると発注工事を適切に施工できる能力に不安のある業者が参入することになるおそれがあるが、共同企業体による参加の場合、この点の不安は少ないといえる。むしろ、潜在的参加可能者数が増えるように参加条件を緩和し、共同企業体の場合、構成企業の参加条件を見直すことが必要と考えられる。

さらに、予定価格の事前公表は、入札談合が容易に行われ易く、落札価格が高止まりになるおそれがある等の弊害があることから、例えば一定金額以上の工事については予定価格を事後公表にする等を検討すべきであるといえる。

参考文献 公共工事入札制度運用の実務 -ぎょうせい-

別表 1

建築工事の入札参加企業と落札率の關係



指名競争入札

(3) 道路改良工事及び坂本繁二郎生家保存調査工事

<概要>

建設工事の概要は次のとおりである。

工事の内容等

起工番号	道新 620	道新 622
工事名	道路改良(秋成森部 T8 号線) 工事	道路改良(秋成殖木 T975 号線) 工事
工期	20. 03. 04~20. 07. 01	20. 03. 25~20. 07. 12
入札日	20. 02. 22	20. 03. 14
予定価格	22, 627, 000 円	23, 645, 000 円
落札方法	指名競争入札	指名競争入札
落札業者	(株)吉弘建設 田主丸町	(株)吉弘建設 田主丸町
落札価格	21, 480, 000 円	22, 400, 000 円
落札率 (%)	94. 9	94. 7
入札参加業者数	11	11
工事場所の町の業者数	7	7

起工番号	文 010
工事名	坂本繁二郎生家保存調査工事
工期	19. 10. 06~20. 03. 23
入札日	19. 09. 28
予定価格	21, 350, 000 円
落札方法	指名競争入札
落札業者	梅原建設(株)
落札価格	20, 400, 000 円
落札率 (%)	95. 5
入札参加業者数	11
業者選定資料の業者数	18

<監査手続>

1. 実施した監査手続

業者指名が特定の者に片寄らずに、定められた指名基準等に基づき公正に行われているか等の検証のため、次の資料の閲覧、照合、担当者への質問により監査を実施した。

資料名

工事請負契約書
設計書・仕様書
入札結果表
入札・開札立会人署名書
入札書
指名競争入札伺
起工伺・添付設計書
工事着工届・工程表
支出負担行為決定書
公共工事履行保証証券
前払金保証証書
工事完成届
工事受渡書
完成検査報告書
業者選定表・業者選定資料

2. 指名業者の選定について

(1) 入札参加業者数について

田主丸町の道路改良工事の入札状況は、工事の内容等に記載のとおりである。これによると、入札参加業者の数はどの工事も11業者である。

久留米市指名業者選定要領（以下要領という）では、第5条2項及びこれに係る別表により入札参加定数を規定し、この定数以上を入札参加業者として選定するよう努めることとしている。

この別表では、設計金額が大きくなるほど入札参加定数が増加しているが、これは競争性を向上させるためであると考えられる。

この規定によると、設計金額により、上記の道路改良工事の入札参加業者の定数は10業者となる。

(2) 入札参加資格要件について

① 久留米市指名業者選定要領について

久留米市指名業者選定要領では第3条で指名基準を規定し、その3項では選定要件を定めており、次のようになっている。

- 不誠実な行為の有無
- 当該工事等施工についての技術的適正
- 手持ち工事等状況及び経営状況
- 地理的条件
- 工事等成績

② 地理的条件

要領の第3条の別表1のその4に地理的条件が定められている。

これによると、「本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事実績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案する」とされている。

これは、業種を問わず、原則として地元（校区、旧町）業者を優先し、土木の場合、「施工校区、隣接校区業者一覧」の業者より選定されることとなっている。

当該工事地域の中小企業対策、地元対策として、選定上一定の考慮は当然必要なことである。

③ 業者選定表の作成

指名原案として業者選定表が作成される。

工事毎の業者選定表では指名理由として、工事施工校区か隣接校区か、等級、希望順位、指名回数、手持工事が採られている。

このうち、指名回数として、当該年度に一定回数以上指名を受けたことが業者指名理由の一つとされているが、要領の第3条の指名基準及び別表第1では指名回数は条件として記載されていない。

<本件の状況>

本件の道路改良工事の場合、工事内容のとおり、入札参加業者が11業者で、工事施工町の業者が7業者となっており、本年度の指名回数が8回から21回の業者とされ、落札業者は工事施工町の業者であり、落札率は94%以上となっている。

これは、地元業者を優先し、土木の場合、「施工校区、隣接校区業者一覧」の業者より選定されたことによるといえる。

業者選定表作成のための基礎資料として業者選定資料（工事）が作成されている。この資料によると、起工番号道新620の道路改良工事の場合、工事施工町の田主丸町の業者は8業者のうち7業者が、隣町の北野町は14業者のうち4業者がそれぞれ

選定されている。また、起工番号622の工事の場合、工事施工町の田主丸町の業者は10業者のうち8業者が、北野町は16業者のうち4業者がそれぞれ選定されている。

この両工事に関し、北野町の業者は4業者が選定されているが、このうち2業者が同じ業者であり、この北野町からの業者選定の基準が明確でない。

また、起工番号620、622の工事のどちらも資格評点の一番低い吉弘建設の落札となっている。

起工番号文010の坂本繁二郎生家保存調査工事は、業者選定表では11業者の指名となっているが、選定基礎資料である業者選定資料（工事）では18業者の記載となっており、この表の上位11業者が指名入札参加業者となっている。

要領の第5条では指名業者を一定数以上選定するように努めるとされており、本件の場合も18業者から11業者に絞り込む合理性が認められない。

また、工事金額からはC、Dランクの業者が選定されるべきであるが、今後の生家の復元工事との一体性を考慮してかBランクの業者の選定となっており、生家保存調査工事がなぜC、D業者ではだめなのかの合理性が見当たらない。

生家保存調査工事と復元工事を同一業者が行うことになっていけば、一体として考慮すべきこととなるが、そうではないので工事毎にランク基準の業者を選定すればよいと思われる。

<問題点>

土木工事に関し、工事地域での工事实績を有し、施工特性に精通していることは、工事が確実に履行されることもしくは技術的適正を確保しようとするもので、そのことは当然に必要な条件である。

しかし、地元（旧町）業者を優先し、かつ、一定回数以上の指名を受けた業者から選定するとした場合、一定の工事について競争参加業者が特定の業者に片寄りがちになる結果、公正な競争入札が行われないおそれがあり、ひいては落札率を高める結果になると考えられる。

また、逆に地元に土木工事が無い場合、当該地元の業者は指名競争入札に参加する機会が無くなってしまのおそれがあることになる。

他地域からの選定業者の拡大、指名回数を選定の条件としないこと等の見直しが必要と思われる。

(4) 共同企業体 (JV) 入札について

<概要>

【落札率を下げる手法】には、

- ① 最低制限価格を意識して入札を推進する。
- ② 競争性を確保するため入札業者を増やす。
- ③ 入札参加条件を甘くすると品質の確保が困難となるので、一定の品質を保持できる基準を設ける。
- ④ 談合の廃止。
- ⑤ 談合した場合のペナルティの設定・強化。

がある。

一方、【最近の動向】は、

- ① 落札率は減少傾向にあるが、入札業者がゼロから数社のみで少ないこと。
- ② 予算の確保を公債で賄っていること。
- ③ 工事種別によるが、設計時に工事内訳明細書に金額の記入がない。これは設計時に具体的かつ慎重な見積設計になっているのか疑問を感じる。後で、工事変更届にて具体化されているが、詳細な説明がないこと。

となっている。

<監査手続>

【JV (共同企業体) の現状と課題】

久留米市共同企業体運用要領 (平成20年4月1日施行) によれば、土木一式・建築一式工事設計金額が3億円以上、その他の工事は設計金額が2億円以上はJV (共同企業体) でなければ、発注できないこととなっている。

一方、入札参加企業は、久留米市内に本社を登記し (久留米市契約事務規則第17条第2項の規定に基づき入札参加者名簿に登載された者)、一定の経営審査基準をクリアしなければその資格を得ない。また、国の入札基準でも25者から30者が参入すべきである旨指導がある。H17年度16億円からH18年度19億円、H19年度35億円と徐々にJVでの受注額が増加傾向にあるにも関わらず、入札参加者数が減少傾向にあるようである。この原因は、平成18年大手ゼネコンによる談合事件が発生し、参加者数が入札に慎重になったことによるようでもある。事実、平成19年8月10日入札があった三潁総合体育館新築工事においては、予定価格12.41億円であったが、入札参加者数は第1回目ではゼロであり、第2回目では1JVのみの入札12億円で決まり、その落札率は96.7%であった。

<問題点>

JVでないが発注できないとすべきではなく、つまり入り口で資格要件を厳格にすべきで

はなく、結果としてJVを組むことは妥当であろう。これにより、入札参加企業の枠を広く確保することにより一定の競争性を確保し、落札率を下げる事が期待される。バランスのよい入札資格条件の緩和化は、制度として定着してくると品質が一定のもとに確保され、さらにはJVでなくても大規模工事が可能になる技術力が確保され、結果として地域に振興すべき施策となるものと思われる。

(5) 公共下水道合川・善導寺汚水幹線管渠敷設その6工事

<概要>

起工番号	下建001
検査番号	240
入札日	5月16日
工事名	公共下水道合川・善導寺汚水幹線管渠敷設その6工事
業者名	東洋・三原特定建設工事共同企業体
所管部	下水道部
契約金額	188,895,000円
工期	平成19年6月30日～平成20年3月15日

<監査手続>

1. 検証目的

- 一般競争入札が適正に実施されているかどうかの検証
- これに付帯する関連書類が適正に整備保管されているかどうかの検証

2. 実施した手続

- (1) 各工事契約の締結が一般競争入札の条件を満たしているかどうかの検証
- (2) 各工事に係る書類が適正に整備保管されているかどうかの検証

3. 検討資料

- 1) 支出負担行為決定書
- 2) 工事請負契約書
- 3) 保証証書(契約保証)
- 4) 工事請負変更契約書
- 5) 支出負担行為変更決定書
- 6) 複数回支払内訳
- 7) 前払金保証書

- 8) 工事受渡書
- 9) 建設業退職金共済金共済組合掛け金収納書
- 10) 完成検査報告書
- 11) 工事完成届
- 12) 工事着工届
- 13) 工程表
- 14) 工事変更契約書
- 15) 変更契約 (伺)
- 16) 設計変更伺
- 17) 設計変更理由書
- 18) 随時検査報告書
- 19) 随時検査願書
- 20) 御立会検査要領書
- 21) 仮工事請負契約書
- 22) 履行保証保険
- 23) 入札結果表
- 24) 条件付き一般入札伺い
- 25) 起工伺
- 26) 設計書総括情報
- 27) 本工事費内訳表
- 28) 単価表

<問題点>

工事関連書類の整備保管状況

工事が完成し検査終了後各所管部で工事別に関連書類をファイリングし、保管されるが一覧性のある目次が作成されていないため書類の完全性（すべての書類がファイリングされているかどうか）が確認できない状態となっている。

チェックリストを作成し、最終的に書類の完全性を確認し、各ファイルの冒頭に添付すべきである。

チェックリストとして次のような様式が考えられる。

工事関連書類チェックリスト

所管部 _____

工事番号 _____

番号	書類名	検印
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		

※チェックリスト作成時の留意事項

(1)

(2)

(6) 南部浄化センター汚泥処理電気設備工事

<概要>

起工番号 下浄002

検査番号 237

入開札日 5月16日

工事名	南部浄化センター汚泥処理電気設備工事
業者名	富士電気システムズ・西部電業特定建設工事共同企業体
所管部	下水道部
契約金額	179,655,000円
工期	平成19年6月30日～平成20年3月15日

<監査手続>

1. 検証目的

公共下水道合川・善導寺汚水幹線管渠敷設その6工事に同じ。

2. 実施した手続

公共下水道合川・善導寺汚水幹線管渠敷設その6工事に同じ。

3. 検討資料

公共下水道合川・善導寺汚水幹線管渠敷設その6工事に同じ。

<問題点>

事務簡素化

所管部の設計変更伺を受けて別途契約監理室で変更契約（伺）を作成している。

久留米市新行政改革行動計画（20年度改訂版）第2章戦略プログラム5事務事業の見直しにおいて（1）業務のスリム化・重点化、仕組みの見直しが掲げられているがその具体的方策の1つとして設計変更伺の写しを利用すること等を検討すべきと考える。

（7）（特環）公共下水道管渠敷設第1工区工事

<概要>

起工番号	下建特001
検査番号	269
入開札日	5月25日
工事名	（特環）公共下水道管渠布設第1工区工事
業者名	榎郷原組
所管部	下水道部
契約金額	125,580,000円
工期	平成19年6月5日～平成20年3月10日

<監査手続>

1. 検証目的

公共下水道合川・善導寺汚水幹線管渠敷設その6工事に同じ。

2. 実施した手続

公共下水道合川・善導寺汚水幹線管渠敷設その6工事に同じ。

3. 検討資料

公共下水道合川・善導寺汚水幹線管渠敷設その6工事に同じ。

<問題点>

入札参加企業数

久留米市は、久留米市新行政改革行動計画－公民連携による活力ある新しいまちづくりに向けて－（20年度改訂版）5. 事務事業の見直し（2）公共事業コスト縮減において、

- （1）行政の透明性の向上の主な取り組み項目として、公共工事等入札・検査の透明性の向上
- （2）公共事業コスト縮減の主な取り組み項目として、条件付き一般競争入札の拡大等によるコスト縮減

を掲げており、この目的のためには、入札参加申請業者は複数であるべきであるが、サンプル抽出した6工事のうち1工事が参加申請企業が1者のみとなっている。（起工番号下建 002 の公共下水道合川・善導寺汚水幹線管渠布設その7工事）公共事業コスト縮減のため参加申請企業が複数になるまで参加企業の拡大を図るべきである。

起工番号	工事名	参加申請業者数
下建 001	公共下水道合川・善導寺汚水幹線管渠布設その6工事	4者
下浄 002	南部浄化センター汚泥処理電気設備工事	3者
下建特 001	（特環）公共下水道管渠布設工事	9者
下建 002	公共下水道合川・善導寺汚水幹線管渠布設その7工事	1者
下建 013	公共下水道管渠布設第9工区工事	20者
下建 011	公共下水道管渠布設第14工区工事	22者

(8) 公共下水道合川・善導寺汚水幹線管渠敷設その7工事

<概要>

起工番号	下建002
検査番号	266
入札日	6月8日
工事名	公共下水道合川・善導寺汚水幹線管渠敷設その7工事
業者名	日特・笠俊特定建設工事共同企業体
所管部	下水道部
契約金額	109,935,000円
工期	平成19年6月16日～平成20年1月31日

<監査手続>

1. 検証目的

公共下水道合川・善導寺汚水幹線管渠敷設その6工事に同じ。

2. 実施した手続

公共下水道合川・善導寺汚水幹線管渠敷設その6工事に同じ。

3. 検討資料

公共下水道合川・善導寺汚水幹線管渠敷設その6工事に同じ。

<問題点>

設計書総括情報の内容明瞭表示の改善

設計変更が発生した場合、変更後の工事費金額は、当初の設計金額と当初の請負金額の比率で算出しているが、計算過程が注記されていない。明瞭表示の観点からは、計算根拠を示す等の改善が必要と考える。

(例)

当初設計金額	1,000
当初請負金額	800
変更後工事費計	700
変更後請負金額	560
消費税相当額	28
工事費計	588

【計算過程を表示する】

当初設計金額	①	1,000
当初請負金額	②	800
変更後工事費計	③	700
変更後請負金額	④=③×②÷①	560
消費税相当額	⑤=④×0.05	28
工事費計	⑥=④+⑤	588

(9) 公共下水道管渠敷設第9工区工事

<概要>

起工番号	下建013
検査番号	389
入札日	7月13日
工事名	公共下水道管渠布設第9工区工事
業者名	㈱久富組
所管部	下水道部
契約金額	117,285,000円
工期	平成19年7月18日～平成20年3月13日

<監査手続>

1. 検証目的

公共下水道合川・善導寺污水幹線管渠敷設その6工事に同じ。

2. 実施した手続

公共下水道合川・善導寺污水幹線管渠敷設その6工事に同じ。

3. 検討資料

公共下水道合川・善導寺污水幹線管渠敷設その6工事に同じ。

<問題点>

本工事内訳表の明瞭表示

本工事内訳表において各計算段階において小計を算出しているが、小計の構成内容が判別しにくい。

上記(7)と同様説明番号を付するか、小計数値の前に下線を表示し、明瞭表示を工

夫すべきである。

(例)

【現行表示】

直接工事費計	1,000
共通仮設費	100
純工事費	1,100
現場管理費	400
工事原価	1,500
一般管理費	200
工事価格	1,700
消費税相当額	85
工事費計	1,785

【1案】計算過程を表示する。

直接工事費計	①	1,000
共通仮設費	②	100
純工事費	③=①+②	1,100
現場管理費	④	400
工事原価	⑤=③+④	1,500
一般管理費	⑥	200
工事価格	⑦=⑤+⑥	1,700
消費税相当額	⑧=⑦×0.05	85
工事費計	⑨=⑦+⑧	1,785

【2案】小計金額の上に下線を表示する。

直接工事費計	1,000
共通仮設費	<u>100</u>
純工事費	1,100
現場管理費	<u>400</u>
工事原価	1,500
一般管理費	<u>200</u>
工事価格	1,700
消費税相当額	<u>85</u>
工事費計	1,785

(10) 公共下水道管渠敷設第14工区工事

<概要>

起工番号	下建011
検査番号	390
入札日	7月13日
工事名	公共下水道管渠布設第14工区工事
業者名	(株)高木組
所管部	下水道部
契約金額	114,240,000円
工期	平成19年7月20日～平成20年3月15日

<監査手続>

1. 検証目的

公共下水道合川・善導寺污水幹線管渠敷設その6工事に同じ。

2. 実施した手続

公共下水道合川・善導寺污水幹線管渠敷設その6工事に同じ。

3. 検討資料

公共下水道合川・善導寺污水幹線管渠敷設その6工事に同じ。

<問題点>

設計変更があった場合の本体工事費内訳表での注記

設計変更があった場合の本体工事費内訳表で各費用金額で当初設計金額と変更後設計金額が2段表示されるが説明がない。資料の明瞭表示の観点からは下記例に示すように脚注で説明を行うべきである。

(例)

【現行表示】直接工事費計	1,000
	1,100
共通仮設費	100
	110
純工事費	1,100
	1,210
現場管理費	90

	100
工事原価	1,190
	1,310
一般管理費	110
	90
工事価格	1,300
	1,400
消費税相当額	65
	70
工事費計	1,365
	1,470

【脚注表示で説明する方法】

直接工事費計	1,000
	1,100
共通仮設費	100
	110
純工事費	1,100
	1,210
現場管理費	90
	100
工事原価	1,190
	1,310
一般管理費	110
	90
工事価格	1,300
	1,400
消費税相当額	65
	70
工事費計	1,365
	1,470

(注) 上段は、当初設計金額

下段は、変更後設計金額

<総合意見>

工事台帳のデータベース化

現在工事台帳は、手書きの台帳となっているが、将来的な貸借対照表作成目的等からいえば、電算登録し、データベース化しておくべきものである。

(11) 公共下水道合川・善導寺汚水幹線管渠布設その9工事

<概要>

下水道工事 下建037 (随意契約)

工事名「公共下水道合川・善導寺汚水幹線管渠布設その9工事」

工事場所：久留米市山川追分二丁目他

工期：平成19年11月22日より平成20年2月19日まで

金額： 13,545,000円 (消費税込)

請負者：福田・豊栄特定建設工事共同企業体

<監査手続>

工事に関する以下の書類を閲覧し、必要に応じて関係者に質問を行った。

- ① 起工伺
- ② 工事請負契約書
- ③ 支出負担行為決定書
- ④ 工事着工届
- ⑤ 工事完成届
- ⑥ 完成検査報告書
- ⑦ 工事受渡書

<問題点>

上記工事については随意契約となっており、随意契約理由書において以下のように理由が記載されている。

早期の追加工事の完了を行うために、下記理由により本体工事を施工した福田・豊栄特定建設工事共同企業体に令167条の2第1項2号により、随意契約いたしたい。

- 1) 本体工事の施工により現場条件に精通しているため、本工事を安全・円滑かつ適切な施工が確保できる。
- 2) 長期の国道工事により早期の事業完了が高まる中、沿線住民対策に精通し、本工事における継続的な沿線住民の協力体制及び工事調整が円滑に確保できる。

当初設計書によれば、設計工事費は13,836,900円(消費税込)となっており、負担行為額は設計工事費の98%である。

結果的に随意契約の場合は、設計工事費とほぼ同じ金額となるため、競争入札の場合の

平均落札率との間に差異が生じ、結果的には競争入札を行った場合と比較して負担行為額は大きくなるといえる。

問題は随意契約を行ったことが、その差額を埋めるだけのメリットをもたらすかどうかということである。それについては「随意契約理由書」においてそれなりの説明が行われる必要があると考えるが、上記工事における随意契約理由書の説明は漠然としており、効果を十分に説明できているとは言い難いといえる。

また、久留米市契約事務規則第21条によれば「随意契約による場合においては、なるべく2人以上の者から見積書を徴さねばならない。ただし、別に定める基準に該当する場合は、この限りでない。」とされている。

ここでいう『別に定める基準』とは、「久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領」（平成6年8月1日庁達第7号）を指すものと思料されるが、同事務要領では『別に定める基準』としてその別表2において、以下のように定めている。

「久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領」

(別表第2)

随意契約運用基準

大分類	中分類	小分類
1 予定価格が、久留米市契約事務規則第20条の2で定めた額以下である場合		
2 契約の性質又は目的が、競争入札に適しないものをする場合	(1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき	① 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事 ② 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事 ③ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事 ④ ガス事業法等法令等の規定に基づき施工者が特定される工事

	(2) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があるとき	<p>① 本施工に先立ち行われる試験的な施工（以下「試験施工」という。）の結果、当該試験施工者に施工させなければならない本工事</p> <p>② 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずる恐れがある設備、機器等の増設、改修等の工事</p> <p>③ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事</p>
3 令第167条の2第1項第3号に規定する特定の施設等から規則で定める手続きにより役務の提供を受ける契約をするとき	(1) 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所から役務の提供を受ける契約をするとき	
	(2) シルバー人材センター連合若しくはシルバー人材センターから役務の提供を受ける契約をするとき	
	(3) 母子福祉団体が行う事業でその事業に使用されている者が主として配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦であるものに係る役務の提供を受ける契約をするとき	
4 緊急の必要により競争入札に付することができない場合	(1) 緊急に施工しなければならない工事であって、競争入札に付する時間的余裕がないとき	① 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事
		② 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事

<p>5 競争入札に付 することが不利と 認められる場合</p>	<p>(1) 現に契約履行中の施 工業者に履行させた場合 は、工期の短縮、経費の節 減が確保できる等有利と 認められるとき</p>	<p>① 当初予期し得なかった事情の変化等 により必要となった追加工事</p> <p>② 本体工事と密接に関連する付帯的な 工事</p>
	<p>(2) 前工事に引き続き施 工される工事で、前工事の 施工者に施工させた場合 は、工期の短縮、経費の節 減、安全・円滑かつ適切な 施工が確保できる等有利 と認められるとき</p>	<p>① 前工事と後工事が一体の構造物（一 体の構造物として、完成して初めて機能 を発揮するものに限る。）の構築等を目的 とし、かつ、前工事と後工事の施工者が 異なる場合は、かし担保責任の範囲が不 明確となる等密接不可分な関係にあるた め、一貫した施工が技術的に必要とされ る当該後工事</p> <p>② 前工事と後工事が密接な関係にあ り、かつ、前工事で施工した仮設備が引 き続き使用される後工事。ただし、本体 工事の施工に直接関連する仮設備であっ て、当該後工事の安全・円滑かつ適切な 施工に重大な影響を及ぼすと認められる もので、工期の短縮、経費の節減が確保 できるものに限る。</p>
	<p>(3) 他の発注者の発注に 係る現に施工中の工事と 交錯する箇所での工事で、 当該施工中の者に施工さ せた場合には、工期の短 縮、経費の節減に加え、工 事の安全・円滑かつ適切な 施工を確保するうえで有 利と認められるとき</p>	

6 時価に比して著しく有利な契約を締結する見込みがある場合	(1) 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができる」と認められるとき	
	(2) 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができる」と認められるとき	

上記のような定めがあるため、今回の工事においては5（2）を適用して2人以上の者から見積もりを徴さなかったものと思われるが、「随意契約理由書」における説明だけでは不十分である。

（12）公共下水道管渠布設第11工区工事

<概要>

下水道工事 下建035（設計変更）

工事名：公共下水道管渠布設第11工区工事

工事場所：久留米市山川追分二丁目

工期：平成19年8月11日から平成20年3月12日

金額：当初 124,635,000円（消費税込）

変更後 129,356,850円（消費税込）

増額 4,721,850円（ " ）

請負者：株式会社加月組

増額幅は3.79%である。「設計変更関係協議決定事項（平成10年度実施）」によれば、設計金額の30%を超える変更見込みの工事については、別途の契約とするとされて

いるが、本工事は該当しない。また、「軽微な設計変更」の要件である設計金額の30%以内かつ300万円以下という基準も満たさないため、上記決定事項に基づき処理されることになる。

設計変更理由書には以下のとおり記載がされている。

当初設計で横断水路部を簡易推進工法にて施工していたところ、水路下部より栗石類が出てきたことにより施工が困難となったため、工事の再検討の結果 L = 7.0 m を小口径推進工法（鋼管さや管）に変更いたしたい。

取付管位置申出書による接続箇所の集約の結果、開削延長 L = 26.1 m を増工いたしたい。

開削工事の一部において、鉦砕が出てきたため、産業廃棄物処理（V = 38 m³）を増工いたしたい。

< 監査手続 >

工事に関する以下の書類を閲覧し、必要に応じて関係者に質問を行った。

- ① 起工伺（起案・決裁ともに 平成19年7月17日）
- ② 条件付き一般競争入札伺（平成19年8月2日）
- ③ 入札（平成19年8月3日）
- ④ 工事請負契約書（平成19年8月11日）
- ⑤ 支出負担行為決定書
工期：平成19年8月11日から平成20年3月12日
- ⑥ 工事着工届（平成19年8月20日）
- ⑦ 設計変更伺（起案・決裁ともに 平成20年3月7日）
- ⑧ 工事請負変更契約書（平成20年3月11日）
- ⑨ 工事完成届（平成20年3月12日）
- ⑩ 完成検査報告書における検査日（平成20年3月18日）
- ⑪ 工事受渡書（平成20年3月18日 受渡）

< 問題点 >

⑧の工事請負変更契約書は、取り交わされたのが工期の前日となっており、また設計変更伺も3月7日であり、最終の工期の5日前である。この日付からすれば、実際には施工業者との合意が先行し、内部的な手続きが後回しになっているような印象を受ける。これについては、実態がどうであったのか検討する必要があると考える。

入札については以下のような結果となっている。（以下 税抜き）

予定価格 … 125,045,000 円

(単位：円)

業者名	入札金額	摘要
株式会社加月組	118,700,000	落札
B社	118,800,000	
C社	118,800,000	
D社	119,100,000	
E社	119,300,000	
F社	120,000,000	
G社	120,000,000	
H社	120,500,000	
I社	121,200,000	
J社	121,300,000	
K社	121,500,000	
L社	122,000,000	
M社	122,500,000	
N社	123,300,000	

落札率は94.9%である。

(13) 公共下水道管渠布設第8工区工事

<概要>

下水道工事 下建009 (設計変更)

工事名「公共下水道管渠布設第8工区工事」

工事場所：久留米市田主丸町豊城他

工期：平成19年9月4日より平成20年3月1日まで

金額：当初 33,075,000円 (消費税込)

変更後 34,629,000円 (")

増額 1,554,000円 (") 当初金額比 4.7%増

請負者：江藤興業株式会社

<監査手続>

工事に関する以下の書類を閲覧し、必要に応じて関係者に質問を行った。

① 起工伺 (起案 平成19年7月20日 決裁 平成19年7月31日)

- ② 指名競争入札伺（平成19年8月8日）
- ③ 入札（平成19年8月24日）
- ④ 工事請負契約書（平成19年9月3日）
- ⑤ 支出負担行為決定書
工期：平成19年9月4日から平成20年3月1日
- ⑥ 工事着工届（平成19年9月3日）
- ⑦ 設計変更伺（起案・決裁ともに平成20年2月8日）
- ⑧ 工事請負変更契約書（平成20年2月15日）
- ⑨ 工事完成届（平成20年2月22日）
- ⑩ 完成検査報告書における検査日（平成20年3月3日）
- ⑪ 工事受渡書（平成20年3月3日 受渡）

<問題点>

「軽微な設計変更」の要件である設計金額の30%以内かつ300万円以下という基準を満たしている。ただし、設計金額3,000万円以上であるため部長決裁となる。

入札の内容は以下のとおりである。（指名競争入札）（単位：円）

業者名	入札金額	摘要	住所
江藤興業株式会社	31,500,000	落札	田主丸町
P社	35,000,000		田主丸町
Q社	36,500,000		北野町
R社	36,700,000		田主丸町
S社	36,730,000		北野町
T社	36,800,000		北野町
U社	37,000,000		田主丸町
V社	37,200,000		北野町

本工事は田主丸町の工事であるが、4社が田主丸町の業者であり、残りはすべて北野町の業者である。業者の所在地により指名が行われた形であり、当然にそれらの業者は既知の間柄であることが推測され、公正な入札という観点からすれば問題があると思われる。

(14) 公共下水道管渠布設第34工区工事

<概要>

下水道工事 下建039（設計変更）

工事名「公共下水道管渠布設第34工区工事」

工事場所：久留米市北野町十郎丸

工期：平成19年9月11日より平成20年3月13日まで

金額：当初 40,404,000円（消費税込）

変更後 42,218,400円（ 〃 ）

増額 1,814,400円（ 〃 ） 当初金額比 4.5%増

請負者：株式会社新堀組

<監査手続>

工事に関する以下の書類を閲覧し、必要に応じて関係者に質問を行った。

- ① 起工伺（起案・決裁ともに 平成19年8月9日）
- ② 指名競争入札伺（平成19年8月22日）
- ③ 入札（平成19年8月31日）
- ④ 工事請負契約書（平成19年9月10日）
- ⑤ 支出負担行為決定書
工期：平成19年9月11日から平成20年3月13日
- ⑥ 工事着工届（平成19年9月10日）
- ⑦ 設計変更伺（起案 平成20年2月5日 決裁 平成20年2月8日）
- ⑧ 工事請負変更契約書（平成20年2月8日）
- ⑨ 工事完成届（平成20年2月15日）
- ⑩ 完成検査報告書における検査日（平成20年2月21日）
- ⑪ 工事受渡書（平成20年2月21日 受渡）

<問題点>

これについても下建009と同様に、「軽微な設計変更」の要件である設計金額の30%以内かつ300万円以下という基準を満たしている。ただし、設計金額3,000万円以上であるため部長決裁となる。

入札の内容は以下のとおりである。（指名競争入札）

予定価格 … 41,387,000円

（単位：円）

業者名	入札金額	摘要	住所
株式会社新堀組	38,480,000	落札	北野町
X社	40,200,000		田主丸町
Y社	39,980,000		北野町
Z社	39,950,000		田主丸町
AA社	39,440,000		北野町

AB社	39,800,000		田主丸町
AC社	39,800,000		田主丸町
AD社	39,450,000		田主丸町
AE社	39,400,000		北野町
AF社	39,110,715		北野町

上記(2)下建009と同様にすべて田主丸町と北野町の組み合わせとなっている。
指名競争入札において、特定の地域の業者のみを選定することは、お互いが顔見知りであることから考えても公正な入札が行われない可能性を排除することはできないと思われる。

入札価格は最高額と最低額で 1,720,000 円の違いしかなく、落札価格比 4.5%の差異である。

(15) 公共下水道管渠布設第3工区工事

<概要>

下水道工事 下建019 (設計変更)

工事名「公共下水道管渠布設第3工区工事」

工事場所：久留米市御井旗崎4丁目

工期：平成19年7月28日より平成20年3月13日まで

金額：当初 132,300,000 円 (消費税込)

変更後 133,033,950 円 (")

増額 733,950 円 (") 当初金額比 0.6%増

請負者：井樋建設株式会社

<監査手続>

工事に関する以下の書類を閲覧し、必要に応じて関係者に質問を行った。

① 起工伺 (起案 平成19年6月22日、決裁 平成19年6月26日)

② 条件付き一般競争入札伺 (平成19年7月19日)

③ 入札 (平成19年7月20日)

④ 工事請負契約書 (平成19年7月27日)

⑤ 支出負担行為決定書

工期：平成19年7月27日から平成20年3月13日

⑥ 工事着工届 (平成19年8月1日)

⑦ 設計変更伺 (起案 平成20年2月28日 決裁 平成20年3月3日)

⑧ 工事請負変更契約書 (平成20年3月3日)

- ⑨ 工事完成届（平成20年3月13日）
- ⑩ 完成検査報告書における検査日（平成20年3月25日）
- ⑪ 工事受渡書（平成20年3月25日 受渡）

<問題点>

入札の内容は次のとおりである。（条件付き一般競争入札）

予定価格 … 134,469,000 円

（単位：円）

業者名	入札金額	摘要	住所
井樋建設株式会社	126,000,000	落札	大石町
AH社	132,500,000		善導寺町
AI社	132,000,000		上津町
AJ社	131,700,000		縄手町
AK社	131,700,000		合川町
AL社	131,000,000		国分町
AM社	130,130,000		善導寺町
AN社	130,000,000		荘島町
AO社	129,300,000		宮ノ陣町
AP社	129,100,000		城南町
AQ社	129,000,000		中央町
AR社	128,500,000		藤山町
AS社	128,400,000		善導寺町
AT社	128,200,000		大石町
AU社	128,050,000		御井町
AV社	128,000,000		東合川
AW社	128,000,000		荒木町
AX社	127,900,000		日ノ出町
AY社	127,800,000		津福本町

この工事についても19者が入札を行っているが、すべて旧久留米市内の業者である。また、入札価格も最高と最低で6,500,000円の違いしかなく、落札価格比で5.2%の範囲である。

(16) 文化街内水道・ガス管改良工事

<概要>

- ① 入札日：平成19年6月22日
- ② 入札参加：11者
- ③ 工期：130日（平成19年6月30日～平成19年11月6日）
- ④ 設計金額：当初設計時：29,535千円（消費税別）
 予定価格：28,944千円（消費税別）
- ⑤ 落札金額：入札時：28,000千円 落札率94.8%（96.7%対予定価格）
- ⑥ 設計変更：変更後：30,186千円（平成19年11月1日）
- ⑦ 完成日：平成19年11月6日
- ⑧ 検査日：平成19年11月15日
- ⑨ 精算日：平成19年12月14日

<監査手続>

I 監査要点

- 1 競争入札に関して以下の観点から検討を実施
- 2 契約の方式決定及び相手方の選定について契約方法（一般競争入札）の選定が適法、かつ、妥当であるか。
- 3 契約の方式決定及び相手方の選定について契約方法（指名競争入札）の選定が適法、かつ、妥当であるか。
- 4 契約の方式決定及び相手方の選定について競争入札の資格審査等が適正に行われているか。
- 5 契約の方式決定及び相手方の選定について入札手続等が適正に行われているか。
- 6 契約の方式決定及び相手方の選定について入札手続等における不正行為を排除するための措置は適切か。
- 7 契約の締結について契約書が確実に、かつ、適時に作成されているか。
- 8 契約の締結について契約条項は必要十分であるか。
- 9 契約の締結について契約金額は適正であるか。
- 10 契約の締結について契約保証金は適正に受け入れられているか。
- 11 契約の締結について契約変更等が妥当であるか。
- 12 契約の履行について工事完成の時期、その他の契約の履行期限が守られているか。
- 13 契約の履行について工事は設計図及び仕様書どおりに設計されているか。
- 14 契約の履行について取得時財産の検収は適正に行われているか。
- 15 契約の履行について契約代金及び前払金の支払いが適切であるか。
- 16 監督・検査について担当する職員の任命が適切であるか。

- 1 7 監督・検査について監督が的確になされているか。
- 1 8 監督・検査について監督・検査立会が的確になされているか。

II 調査の方法・概要

入札・契約事務及び検査事務に関わる資料を査閲、必要に応じコピーを入手し、当該資料が久留米市所定の手続きに遵守して作成されているか検討した、また契約事務手続きの効率化、経済性への努力が行われているかを検討した。

III 査閲・入手した資料

1. 設計書
2. 入札伺
3. 起工伺
4. 入札書
5. 入札・開札立会人署名書
6. 入札結果表
7. 工事請負契約書
8. 設計変更伺
9. 変更理由書
10. 変更設計書
11. 変更契約について(伺)
12. 工事請負変更契約書
13. 工事工程表
14. 工事着工届
15. 工事完成届
16. 検査報告書
17. 工事受渡書
18. 精算書
19. 工事成績評定表(採点表)

<問題点>

本契約は設計金額が2,000万円以上のため、所定の手続き上は、一般競争入札を実施すべきものであるが、本工事はガス・水道管混合工事であり、市内にガス工事の施行能力を有する第1種指定業者が11業者しかいないため、工事後のガス管のメンテナンス等の必要性も勘案して、市内業者保護の必要性から指名競争入札とした。

当該工事は、概算数量による発注による契約のため、設計変更による理由書の添付は不要とされている。水道工事は道路を掘削して工事を開始するため、事前に全ての契約

内容を確定することは現実的ではないため概算数量発注が通常実施される。また、工事期間中に何度も設計変更をすることは、事務作業に過度の負担を強いるため、書類上では、工事期間終了間際に設計変更の手続きが一括して行われる。この点において、書類の整備状況と実際工事の実施状況との間に時期的な乖離が生じてしまうことになる。変更契約書の意味合いは、事実の追認としての機能を有するに留まることになる。

(17) 西鉄津福駅西水道管改良工事

<概要>

- ① 入札日：平成19年11月26日
- ② 入札参加：10者
- ③ 工期：100日（平成19年12月6日～平成20年3月14日）
- ④ 設計金額：当初設計時：22,602千円（消費税別）
 予定価格：22,149千円（消費税別）
- ⑤ 落札金額：入札時：20,000千円 落札率88.4%（90.2%対予定価格）
- ⑥ 設計変更：
 - i 第1回変更後23,888千円（平成20年3月12日）
 設計変更により1,286千円増額し設計額23,888千円となる。また工事期間が10日間延長となり平成20年3月24日までとなる。
 - ii 第2回変更後25,870千円（平成20年3月21日）
 現地調査の結果1,982千円増額し設計額25,870千円となる。
- ⑦ 完成日：平成20年3月24日
- ⑧ 検査日：平成20年3月25日
- ⑨ 精算日：平成20年3月31日

<監査手続>

I 監査要点

整供001 文化街内水道・ガス管改良工事：指名競争入札に同じ。

II 調査の方法・概要

整供001 文化街内水道・ガス管改良工事：指名競争入札に同じ。

III 査閲・入手した資料

整供001 文化街内水道・ガス管改良工事：指名競争入札に同じ。

<問題点>

本工事は、工事契約期間中に2度の変更を行っている。そこで、変更理由をそのまま記載する。

i 第1回変更契約（平成20年3月12日）

「・現地再調査の結果、既設仕切弁が故障しており、断水範囲が広範囲となることから断水範囲の縮小の為、不断水仕切弁（φ150—1基）を増工いたしたい。

・水道管改良φ150DIP—NS L=340.0mの一部を昼間工事にて計画していたが、警察との協議により、夜間工事へと変更いたしたい。尚、夜間工事への変更により、工事進捗率が低下することから下記のとおり工期の変更をいたしたい。

当初工期：平成19年12月6日～平成20年3月14日

変更工期：平成19年12月6日～平成20年3月24日（10日間延長）」

ii 第2回変更契約（平成20年3月21日）

「・警察との再協議により、交通誘導員を増員する。

・現地再調査により、当初計画管路では下水道幹線入孔柵が支障となる為、支障とならない管路に変更する。また、それに伴う曲管類を増工する。

・現地掘削の結果、既設水道管理設図面との相違があった為、水道管布設φ100DIP—TをL=12.7m増工する。」

まず、第1回目の契約変更が工事完成間際（完成予定2日前）になり行われている。その変更理由である「既設仕切弁の故障」について水道ガス部施設整備課に確認したところ、「現地で試験的に導水して初めて、仕切弁の故障が判明した為、変更契約が完成間際になってしまった。」との説明であった。

次に、工事を夜間に変更し、しかも10日間の工期延長を上申したにも拘わらず、第1回目の変更契約における工事見積書のなかで、交通誘導員の予算の（見積り額）手当てがなされていなかった。上記抜粋の変更理由にも記載のとおり、交通誘導員の予算が手当てなされたのは第2回目の変更契約においてである。次ページに変更に伴う交通誘導員の積算見積の変化を抜粋する。

工事見積書における交通誘導員の積算状況変化

		原契約		第1回変更		第2回変更			
						昼間		夜間	
		A	B	A	B	A	B	A	B
単価	円	7,700	7,300	7,700	7,300	7,700	7,300	11,550	10,950
第3号明細	人	15	40	15	40	—	—	38	46
第5号明細			15		15		—		15
第7号明細			10		10		16		—
第9号明細			20		20		—		20
小計		15	85	15	85	0	16	38	81
合計		100		100		135			

A : 公安委員会主催の管理講習受講済み認定誘導員

B : 一般の誘導員、Aの指導下にて現場誘導を実施する。

また、第2回目の変更理由書において、「水道管布設φ100DIP-TをL=12.7m増工する。」記載があり、実際変更設計書において変更内容どおり346千円増額改定がなされている。

ところが、同変更設計書によると、別に水道管改良工事φ100DIP-KをL=45.0mからL=42.4mへ2.6m短縮しているにも拘らず、工事金額は逆に326千円増加している。当該増額変更に関しての変更理由の記載が変更理由書にはなされていない。

また、久留米市は入札にあたり予定工事原価を公開しているが、財政上の見地から、積算額から、約2%の引き去りを行っており、これは根拠に乏しい。

また、工事変更に伴う増額計算においては、直接費の増加に留まらず、現場管理者等の間接工事費、事務費を含む一般管理費も自動的に増額される仕組みになっており、これは国土交通省が定めた、「土木請負工事工事費積算要領」に基づくものとの回答を得たが、経済性の観点からは検討すべき課題であると考えます。

(18) 浄水場排水処理電気設備更新工事

<概要>

- ① 入札日：平成19年12月7日
- ② 入札参加：11者

- ③ 工期：平成19年12月18日～平成20年3月20日
- ④ 設計金額：当初設計時：25,990千円（消費税別）
 予定価格：25,470千円（消費税別）
- ⑤ 落札金額：入札時：23,600千円 落札率90.8%（92.6%対予定価格）
- ⑥ 設計変更：該当なし
- ⑦ 完成日：平成20年3月17日
- ⑧ 検査日：平成20年3月26日
- ⑨ 精算日：平成20年4月15日

<監査手続>

I 監査要点

整供001 文化街内水道・ガスパ管改良工事：指名競争入札に同じ。

II 調査の方法・概要

整供001 文化街内水道・ガスパ管改良工事：指名競争入札に同じ。

III 査閲・入手した資料

整供001 文化街内水道・ガスパ管改良工事：指名競争入札に同じ。

<問題点>

本契約は設計金額が2,000万円以上のため、所定の手続き上は、一般競争入札を実施すべきものであるが、工事後のメンテナンス等の必要性も勘案して、市内業者保護の必要性から指名競争入札とした。

当該工事に関しては、機械装置台帳を査閲して、久留米市の固定資産としての登録が科目、金額、耐用年数の点で適切に行われていることを確認した。

（総合意見）

（16）～（18）共通

水道工事の入札に関して、上記3工事の種類を査閲検討した結果、談合等の存在を疑わせるものは発見されなかったが、一般競争入札より、指名競争入札のほうが落札率が数ポイント高くなる傾向にある。

各工事ごとの問題点にて記載したように、工事変更契約時の書類と工事实態との乖離を認めた。

また、久留米市は入札にあたり予定工事原価を公開しているが、財政上の見地から、積算額から、約2%の引き去りを行っており、これは根拠に乏しい。

また、工事変更に伴う増額計算においては、直接費の増加に留まらず、現場管理費等の間接工事費、事務費を含む一般管理費も自動的に増額される仕組みになっており、これは国土交通省が定めた、「土木請負工事工事費積算要領」に基づくものとの回答を得たが、経済性の観点からは検討すべき課題であるとする。

第4章 業務委託契約等

第1 はじめに

業務委託契約は入札・契約制度が契約監理室において一元管理されているのとは異なり、各部局ごとにそれぞれの部局独自で管理されている。そのため、入札・契約が契約監理室においてすべての資料が揃うのに対して、業務委託については資料が膨大になるうえ各部局では各部局ごとにサンプルを抽出するための業務委託契約の一覧表も作成できないとのことであった。そのため監査委員事務局において財務会計システムを使い長時間かけて監査サンプル抽出資料を作成した。

第2 監査の方法

監査を実施するに当たり、おおむね次のような項目について調査することとした。

(1) 監査対象の概要

- ① 契約名称及び契約方法
- ② 設計金額及び予定価格並びに契約金額
- ③ 委託先
- ④ 委託先に対する久留米市の出資比率及び市職員等の出向状況

(2) 調査資料

(3) 委託業務の内容

- ① 概要及び目的
- ② 業務の必要性
- ③ 委託の必要性又は経済合理性

(4) 契約方法及びその採用の理由と妥当性

(5) 委託先の選定の理由とその合理性

(6) 再委託の有無

- ① 再委託の合理性
- ② 再委託先選定理由

(7) その他特記事項

(8) 疑問点又は問題点

第3 業務委託サンプリングの問題点の総括

I 指定管理者制度全般

1. 指定管理者制度移行できる施設を再検討すべきである。
2. 民間委託、経費縮減等の目的で、「公募」の方法等を再検討し、競争公募体制を確立すべきである。
3. 公募のプロポーザル方式へ移行すべきである。

4. 経費縮減効果が少ない。
5. 指定管理者審査選定委員に外部の有識者、専門家等を採用すべきである。
6. 指定管理者の意思決定権者の選定の客観性に疑問がある。
7. 事業計画書・見積書等に例えば第三者のチェック制度の創設等が必要である。
8. モニタリング機能の創設が望まれる。
9. 文化ホール・共同ホールは「公の施設」とし、指定管理者制度の対象とすべきである。
10. 文化施設管理の統廃合等又個別経費縮減のため、機構改革の検討が必要である。

II サンプル各論

1. 予定価格の積算の方法、予定価格及び契約金額（委託料）、指定管理料の妥当性を検討すべきである。
 - ① 久留米市教育集会所指定管理（教育集会所）
 - ② 久留米六角堂広場指定管理（中心市街地活性化推進室）
 - ③ 久留米市民温水プール指定管理（施設課）
 - ④ 自然休養村管理センター及び兜山キャンプ場指定管理（生産流通課）
 - ⑤ 久留米市固定資産評価業務委託（資産税課）
 - ⑥ 要介護認定調査業務委託（長寿介護課）
 - ⑦ 久留米市地域包括支援センターの設置及び運営委託（長寿介護課）
 - ⑧ 準用河川湯ノ尻川改修事業（河川課）
 - ⑨ 可燃物及び粗大ごみ収集運搬業務委託契約（業務課）
 - ⑩ こんにちは赤ちゃん事業業務委託（子ども育成課）
 - ⑪ 下水道使用料徴収業務委託（下水道業務課）
 - ⑫ 中央浄化センター運転管理業務委託（下水道施設課）
 - ⑬ 南部浄化センター運転管理業務委託（下水道施設課）
2. 委託業者選定の手続きを再検討すべきである。
 - ① 久留米市市民センター多目的棟指定管理（高牟礼市民センター）
 - ② 中高年齢労働者福祉センター指定管理（労政課）
 - ③ 久留米市民温水プール指定管理（施設課）
 - ④ 可燃物及び粗大ごみ収集運搬業務委託契約（業務課）
3. 競争入札にすべきである。
 - ① 中高年齢労働者福祉センター指定管理（労政課）
 - ② 久留米六角堂広場指定管理（中心市街地活性化推進室）
 - ③ 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託（田主丸総合支所環境課）
 - ④ （北野）可燃物収集運搬業務委託（北野総合支所環境課）
 - ⑤ 市庁舎の清掃業務委託（財産管理課）
 - ⑥ 包括的アウトソース業務委託（情報政策課）

4. 民間活力の有効利用の観点から市の外郭団体への出資比率を引き下げ、自立化を図るべきである。
 - ① 久留米市都市公園指定管理（公園土木管理事務所）
 - ② 指定公園以外の維持管理（公園土木管理事務所）
5. 委託業務の中に含まれている衛生環境管理業務は「市庁舎の清掃業務」への統合を検討すべきである。
 - ① 市庁舎設備管理業務委託（三潞総合支所保健福祉課）
6. 事業の継続も含めて見直しが必要である。
 - ① こんにちは赤ちゃん事業業務委託（子ども育成課）
7. 施設の利用状況が低調である。
 - ① 自然休養村管理センター及び兜山キャンプ場指定管理（生産流通課）
8. 決算余剰額の一定割合の返還の検討が必要である。
 - ① 自然休養村管理センター及び兜山キャンプ場指定管理（生産流通課）
9. 複数の業者からの提案・見積を徴収することが望ましい。
 - ① 久留米六角堂広場指定管理（中心市街地活性化推進室）
 - ② 包括的アウトソース業務委託（情報政策課）
10. 4年毎に実施する指名競争入札は形骸化している。
 - ① 中央浄化センター運転管理業務委託（下水道施設課）
 - ② 南部浄化センター運転管理業務委託（下水道施設課）
11. 事務手続きに不備がある。
 - ① 久留米市教育集会所指定管理（教育集会所）
 - ② 久留米市市民センター多目的棟指定管理（高牟礼市民センター）
 - ③ 久留米市都市公園指定管理（公園土木管理事務所）
 - ④ 保健事業実施業務委託（健康医療課）
 - ⑤ 準用河川湯ノ尻川改修事業（河川課）
 - ⑥ 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託（田主丸総合支所環境課）
 - ⑦ 学校校務員業務委託（施設整備課）
 - ⑧ 包括的アウトソース業務委託（情報政策課）
 - ⑨ 中央浄化センター運転管理業務委託（下水道施設課）
 - ⑩ 南部浄化センター運転管理業務委託（下水道施設課）

第4 業務委託等各論

(1) 指定管理者制度報告書

<概要>

制度の目的としては、①住民サービスの向上②管理運営役員の縮減③地域の活性化が示され、この制度の背景には①民間開放②地方公共団体からの要請③第3セクターの改革等があった。

当久留米市も地方自治法の改正により、3年前に「管理委託制度」から「指定管理制度」へ移行され、昨年（平成20年12月議会）再選定の時期をむかえている。

今後は、公の施設（706施設）〔管理委託制度により管理していた施設→349施設〕〔市が直接管理していた施設→357施設〕を適宜、指定管理に移行していく予定である。

(指定管理者の指定の手續等に関する条例)

指定管理者制度の趣旨に従い、「申請」の方法「指定」又取消し等を具体的に条例化したものであり、これに基づき以下のガイドラインの作成がなされている。

(指定管理制度運用のガイドライン)

募集の方法については、公募が原則化されているが、例外的に公募を行わず指定管理者の候補者を選定する場合もありうる。

応募資格としては、原則として市内に事務所または事業所を置く団体という条件設定を行う。

公募に関しては、ホームページ等を使い広く周知することにする。又募集要項に関しては、「施設の概要」「指定期間」等多くの項目について具体的に実施していく。

さらに、相手方からの提出書類については、「指定管理者指定申請書」「事業計画書」を基本として選定の根拠資料について活用していく。

そして、重要になるのはこの選定方法についてであるが、審査の選定委員会の構成としては、市職員のほか、「外部の有識者、専門家等」により構成され、より客観的な判断を求める方向にある。

この選定委員により、公募型プロポーザル方式を原則として多くの参加を呼びかける方式を採用している。

最終的に選定し指定管理者を指定する場合には議会の議決が必要であり、上記項目についても規定を設けている。

この様な制度上の条件を加味して、組織的・書類等の諸関係をフローチャートにし、具体的な監査手続書を作成して監査を実施する。

(指定管理者フローチャート) (90 頁参照)

- ① 市役所の各部署で「募集要項」を作成し告示する。
- ② 相手方より指定申請書、事業計画書等の提出を受ける。
- ③ 優先交渉権者及び第 2 交渉権者（次点者）の決定を行う為「選定委員会運営要綱」等に従い審査を行い、それを集計（審査集計表）してその結果表を作成し、全ての申請者に対し選定結果を通知する。
- ④ 選定後「基本(仮)協定書」を締結し、議会の議決を経て本協定を締結する。
- ⑤ 議会議決後、指定管理者指定決定書を候補者（優先交渉権者）に通知する。
- ⑥ さらに「基本協定書」以外に「年度協定書」を締結し、月別又年間の指定管理料の他、当該年度の業務内容を規定する。
- ⑦ 毎年度終了後、指定管理者より「事業報告書」の提出を受ける。

<監査手続> (91 頁参照)

上記のフローチャートに基づき公募から始まり、審査の過程・方法・議決・協定等について各種書類と突合して処理の妥当性をチェックする。

<問題点>

1. 現在 (H20/4/1) 直営で管理運営している施設は 3 5 2 施設ある。
この内、指定管理者制度へ移行出来る施設があると思われる為、再検討すべきである。
2. 指定管理者制度への移行施設 3 5 5 施設のうち「公募」による選定は 8 施設。
内容的には民間では不可能な場合もあると思われるが、指定管理者制度の目的の、① 民間委託②経費縮減等を考えるならば「告示」の方法等を再検討し、ある程度の競争公募の体制を確立すべきである。
3. 指定管理者制度のプロポーザル方式
公募によるプロポーザル方式では、平成 1 8 年～ 2 1 年の間で 9 ヶ所あり、指定管理者制度のより良い実行性の為には、移行を多数すべきである。
4. 指定管理者制度の状況・効果
指定管理者制度導入の目的のひとつとして経費縮減効果も期待出来るが、平成 2 0 年 1 0 月 2 日現在で約 5 8 百万円縮減（久留米市民会館→約 2 0, 0 0 0 千円縮減・久留米市民温水プール→約 1 3, 0 0 0 千円縮減など）でとどまっており、より大なる方向へ持っていくべきである。

5. 選定委員の構成

3年前の選定委員会は〔職員による内部での審査（選定）委員会を基本とする。〕これに準じた選定委員の構成にはなっているが、このガイドライン自体に積極的に第三者の観点を導入し、選定の透明性・客観性を確保すべきであったと思われる。但し、現在では選定委員に外部の有識者、専門家等の導入が予定されており妥当と思われる。

6. 指定管理者の選定

指定管理者については、市が候補者を選定し、最終的には議会の議決で指定しているが、その相手方の意思決定権者に市の関係者が多く見られ、選定の客観性に疑問が残る。

例えば、

- ①(財)久留米文化振興会→役員（市長・副市長・市議会議員）
- ②(財)久留米市総合管理公社→役員（副理事長・理事・監事全て市職員）
- ③(財)福岡県スポーツ振興公社→役員（副会長→市長・理事→教育長）

この様に、相互に意思決定権者が同一人物というのは、制度的に疑問が残る。

又契約者名についてであるが、

- ①(財)久留米文化振興会→委任状：理事長（市長）→常務理事
- ②(財)久留米市総合管理公社→理事長職務代行者

等変えてはいるが実質的には同一であり、形式論理に過ぎない面が多々あると思われる。

さらには、一部指定管理料の「見積り」が実施されているが、上記の様に実質相互に同一である為チェック機能が働いていない。

又、役員等人員構成を変える事が不可能な場合、例え複数公募がない場合でも事業計画書・見積り書等になんらかの形（例えば第三者のチェック制度の創設等）でチェックを入れる事により客観性・効率性の判断が可能になるとと思われる。

7. モニタリングについて

今の段階では、多くの指定管理者から「事業報告書」の提出はなされているが、適切かつ確実な公共サービスが実施されているか、又されていない場合には改善指導を行う等つまり、モニタリング機能の創設が望まれる。

但し、この件については、「チェック・シート」の作成、「改善指示書」等の作成を予定されている。

8. 普通財産・行政財産（公用財産・公共財産）の区分・取り扱いについて

文化関連施設等を例にとってみれば

普通財産→文化ホール・共同ホール・高牟礼会館等

行政財産 公用財産→市役所・試験研究所等

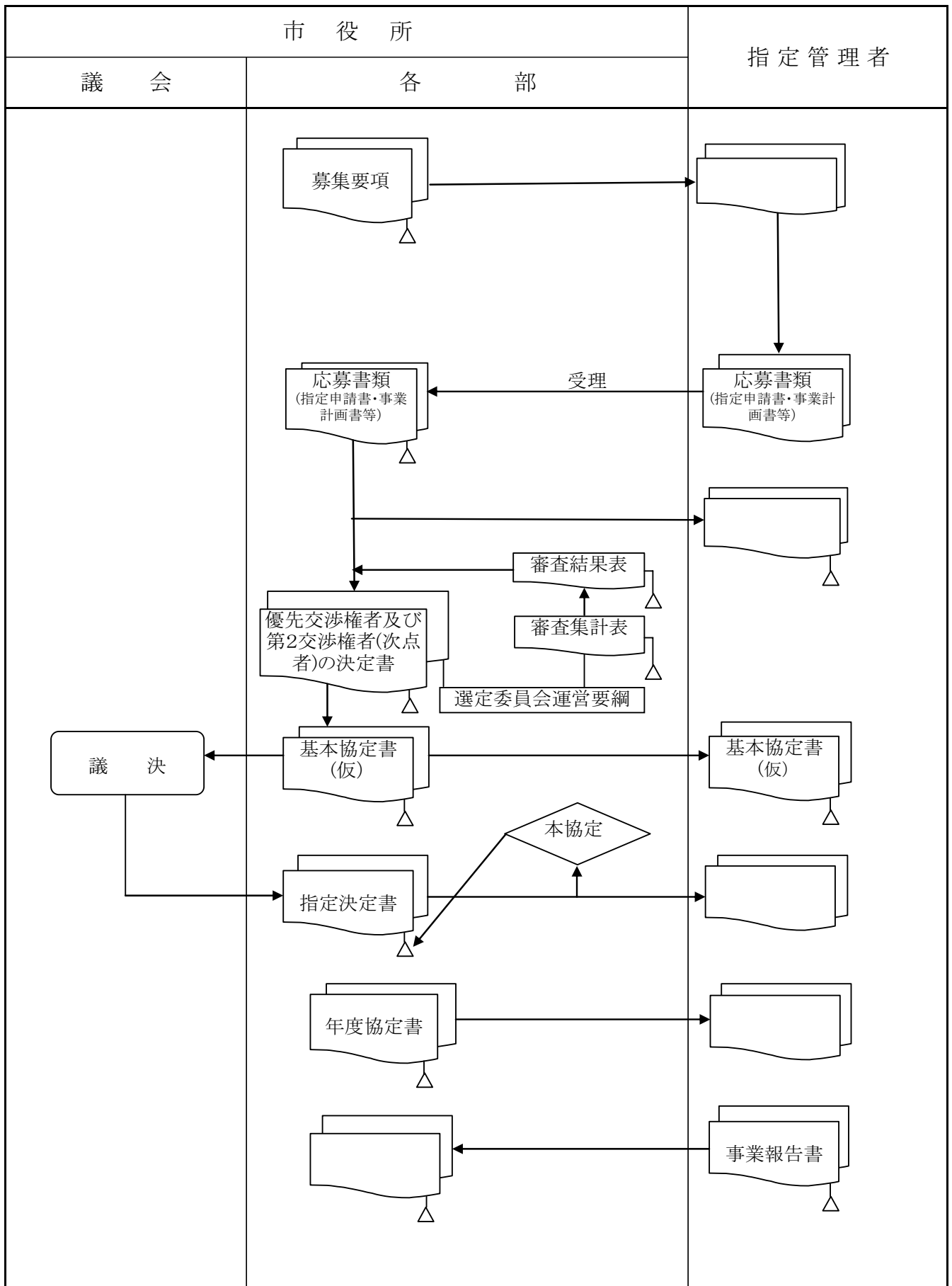
公共財産→勤労青少年ホーム・市民交流センター・生涯学習センター等

上記の内「公の施設」つまり指定管理者制度の対象となるのは、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」であり、上記の分類でいくと、行政財産のうちの公共財産のみが該当することになり、文化ホール・共同ホール・高牟礼会館等は普通財産となっている。

特に文化ホール・共同ホールは当初財団保有だったが、市に寄贈され管理・運用を(財)久留米文化振興会で行っており多額の補助金の対象となっている。

本来ならば、久留米市民会館のように行政財産の「公の施設」にし、指定管理者制度の対象とし民間導入・経費縮減をはかる施設と思われるが、移行に時間が必要ならば、補助金を出来るだけ少なくするために、文化施設管理の統廃合等又個別経費の縮減を行うため機構改革の検討が必要と思われる。

指定管理者フローチャート



(監査手続)

- 1 一般募集要項が適切に作成されており、告示の方法が妥当かどうか検討する。〔公募型プロポーザル（提案）方式〕
- 2 応募書類に基づき第一次審査が適切に行われているか検討する。
- 3 第二次審査に当り、「選定委員会運営要綱」に従い適切に行われているか、又、内容的に「選定委員会運営要綱」自体妥当かどうかの検討を行う。（二段階審査方式）
（誰が選定委員か？）
- 4 上記の選定委員が実施した「審査結果表」を閲覧し、その根拠となる各種資料と突合して審査の妥当性のチェックを行う。
- 5 審査の結果、「仮基本協定書」の内容を検討し、議会の決議を経ているか等の検討を行う。
- 6 議会の決議を確認し、「本協定」に移行したか、又、「指定決定書」の内容を検討する。
- 7 「本協定」に基づく「年度協定書」が作成されているか、又、内容について検討する。〔二段階方式〕
- 8 指定管理者に対するモニタリングとして「事業報告書」等を入手して事後の検討を行う。
- 9 指定管理者の見直しが適切に行われているかの検討を行う。

(2) 久留米市教育集会所指定管理

<概要>

1. 協定の内容について

- (1) 市の担当部署 教育集会所

- (2) 協定名称 ・久留米市教育集会所の管理に関する基本協定書
 ・久留米市教育集会所の管理に関する年度協定書

- (3) 指定管理者 久留米市教育集会所運営委員会連絡協議会

(4) 管理業務の目的及び内容

①目的

久留米教育集会所の事業目的は、教育集会所を、地域に密着した施設として、地域の児童・生徒の教育水準の向上をはかる他、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことである。

②業務の実施

- ・日曜、祝日等の閉館時の集会所の開閉及び緊急事態等の管理
- ・施設利用に関する業務
- ・地域住民の啓発及び地域住民の自発的な教育活動の助長に関する業務
- ・その他集会所の設置目的達成のために必要な業務

③報告等

- ・指定管理者は協定書に基づき、第13条の事業報告書を翌年事業年度終了後翌4月10日までに市に提出する。

2. 指定管理者指定について

(1) 指定方法

法第244条の2第3項及び久留米市教育集会所条例第6条の規定による指定管理者の指定である。

(2) 指定管理者候補を1者に限定する理由

国分、草野、梅満、善導寺、西町の各教育集会所の管理運営業務である。各施設自体が地域密着型の施設であり、また地域住民をはじめとした団体が専ら使用及び管理運営を行っている施設であるので、非公募として、平成2年より実績のある久留米市教育集会所運営委員会連絡協議会が指定管理者の指定を受けている。

地域に密着した活動なので、非公募であり1者に限定されているが、同和問題などの特殊な個人情報も扱っているので民間は指定し辛い業務内容である。一方地域に密着した活動ではあるが、逆に広く集会所だよりなどで広報することにより地区

外の利用者も多く、効果的に活用されている。その理由は、連絡協議会自体が現役校長などを委員として構成されているからである。

平成2年7月より同協議会は発足し、現在に至っている。

(3) 指定管理料

指定管理料は、32,133,150円である。

3. 久留米市教育集会所運営委員会連絡協議会の選定の合理性について

施設自体の地域密着性、地域住民を構成員とした団体であり、実績も平成2年からあり、地域住民からの信頼関係も築かれている。もっとも、当該協議会が提出した申請書と事業計画書に基づき、市民部長、次長、人権担当部長、人権・同和対策室長が以下の審査基準により審査を行っておりその選定は妥当である。

- (1) 住民の平等な使用が確保されているかどうか
- (2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであるかどうか
- (3) 事業計画書の内容が、施設の管理・運営費用の縮減が図られるものであるかどうか
- (4) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあるかどうか

<監査手続>

担当者に業務の概要を聞き、指定管理者フローチャートのとおりに指定管理者が選定されているか確認した。また、事業計画書、指定管理者指定申請書、収支計画書、組織図、基本協定書、年度協定書、事業報告書、久留米市教育集会所運営委員会連絡協議会会則などの資料を入手し、調査検証した。

<問題点>

指定管理料の妥当性

指定管理料の公正性・妥当性の検証が客観的に行われるような仕組み（平成20年度ではモニタリング）が必要である。事務局員の給与は市の嘱託基準であり、最高178,800円となっている。丸投げにならないようなチェックの仕組みが必要である。事業の透明性。特に情報公開保護に関する事項の中の第14条には、市は指定管理者の業務にかかる実施報告が随時に行われる旨定められているが今現在では、チェックはされても特に報告されていないのが現状である。

(3) 久留米市市民センター多目的棟指定管理

<概要>

1. 協定の内容について

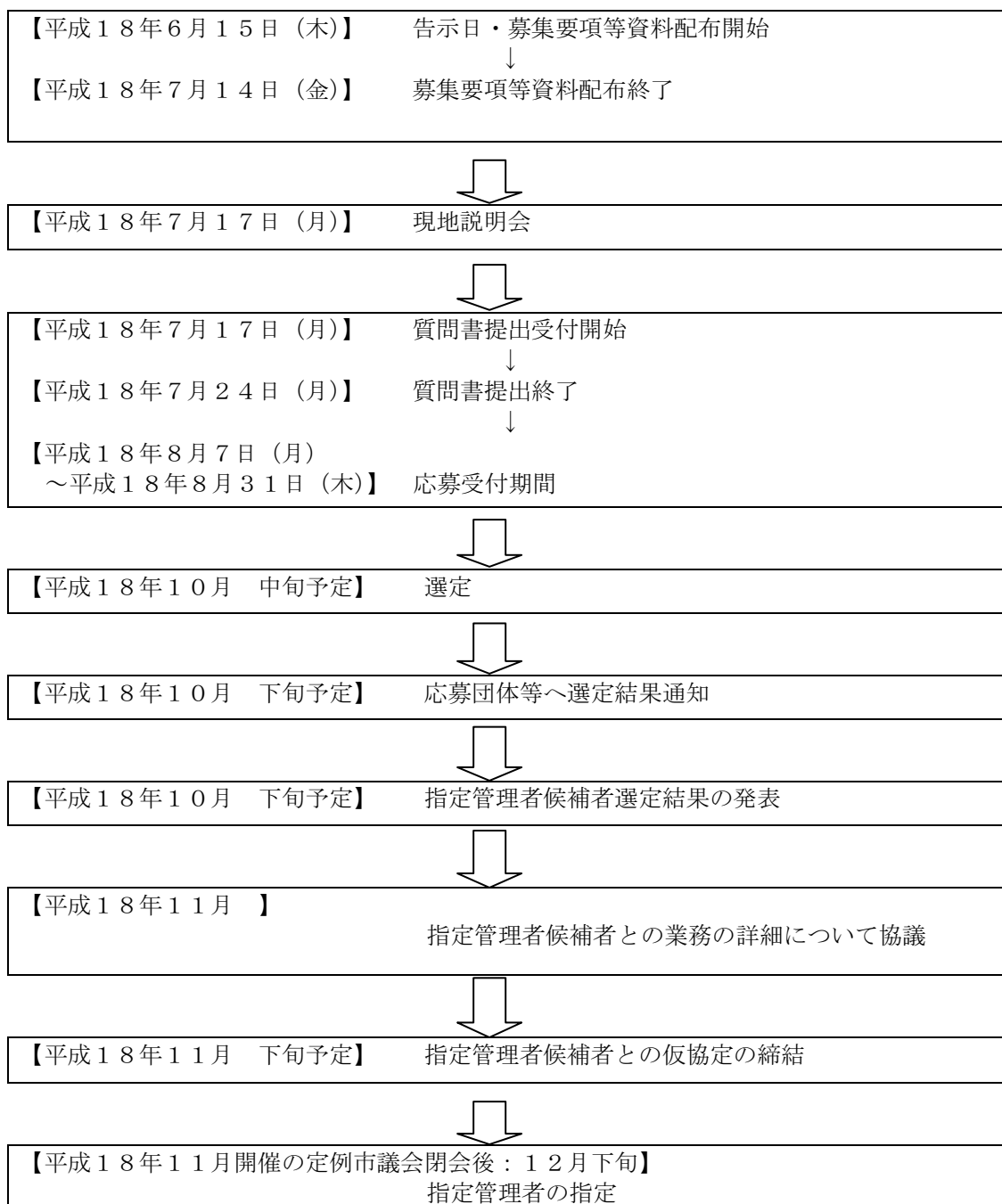
- (1) 市の担当部署 高牟礼市民センター
- (2) 協定名称 ・久留米市市民センター多目的棟の管理に関する基本協定書
 ・久留米市市民センター多目的棟の管理に関する年度協定書
- (3) 指定管理者 大石建設・日本施設協会共同企業体
- (4) 管理業務の目的及び内容
- ①目的
事業目的は、市民の文化の向上、余暇の活用、学習活動の支援及び交流活動の促進を図り、もって豊かな市民生活を実現することである。
- ②業務の実施
・施設の共用その他の便宜供与に関すること
・図書、資料等の収集及び情報の提供に関すること
・前2号に掲げるもののほか、多目的棟の設置目的の達成に必要な業務
- ③報告等
・基本協定書に基づき、毎月業務終了後翌月3日（その日が閉庁日である時は、翌閉庁日）以内に管理業務の実施状況報告書を市に提出しなければならない。
・基本協定書に基づき、第34条の事業報告書を事業年度終了直後の5月31日までに市に提出しなければならない。

2. 指定管理者の指定について

(1) 指定方法

法第244条の2第3項による指定管理者の指定である。

市民センター多目的棟には、筑邦市民センター多目的棟と耳納市民センター多目的棟との2か所がある。指定方法は、久留米市が設置する選定委員会において、申込資格を有する申込者の中から、選定基準に照らして最も適当と認める団体等を指定管理者候補者として選定し、以下のスケジュールにより最終的には議会で承認を受けた業者を指定し、協定の締結を行った。



(2) 指定管理料

指定管理料は、55,975,000円である。

< 監査手続 >

1. 監査の概要

高牟礼市民センターの担当者に概要を聞き、指定管理者として指定する必要性、選定基

準、などについて、フローチャートに基づき選定されているか、また、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例、同施行規則、指定管理者指定決定書、基本協定書、年度協定書、選定についての議事録、久留米市市民センター多目的棟条例、同施行規則、共同体個別の決算書、収支実績報告書、指定管理者募集要項などを調査検証した。

<問題点>

1. 協定の必要性

住民の平等な利用を確保できるものであること、施設の効用を最大に発揮するものであること、施設の管理運営経費の軽減が図られるものであること、管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること、地域経済の活性化に寄与することが認められるものであることのために管理業務の代行をさせる。

2. 大石建設・日本施設協会共同企業体の選定の合理性について

選定委員会の議事録を吟味することによってその合理性を検証した。久留米市市民センター多目的棟の指定管理者評点表(97頁参照)の①住民の平等な利用が確保できるか②施設の効用を最大限に発揮するか③施設管理運営費用の縮減が図られているか④管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか⑤地域経済の活性化に寄与することが認められるかの5点について評点が下されている。結論からいうと、保守思考が強いように思われる。評価の要点が、過去に実績があるかであり、人材は給与の多寡で決まると思い込み違いをしている。選定委員の人選から再検討が必要である。3年に一度の選定委員会の議事内容を公表することも必要である。

3. 指定管理料の妥当性

業務の概要は多目的ホール・図書室・会議室・団体活動室・トレーニング室の管理運営であり、指定管理の中に再委託は禁止されているが、次の専門的な業務は認められている。清掃・警備・電気設備保守点検・エレベーター保守点検・防災設備点検・空調機保守点検・移動観覧席保守点検・自動ドア保守点検・音響設備保守点検・舞台照明設備保守点検。ただし、基本協定書の第32条1項(2)光熱水費には、水道・下水道使用料・電気使用料については市の負担となっているが、本来指定管理業務の中に入るべきである。入らない理由は、市民センターの設立当初、九州電力が子メーターをつけていなかった(理由は一つの敷地に行政棟が1個)ので設備と利用者との負担すべき部分が明確でないことによる。光熱水費等の負担の方法については再検討の必要がある。また、事業報告書(平成19年度筑邦・耳納市民センター多目的棟収支実績書)によると、給与手当は予算が32百万円にもかかわらず24百万円の支出に抑えられているようにもみえるが、予算にない管理費が6.5百万円生じており、結果としての剰余金2,880千円は市への返還はないとのことである。

指定管理者評点票

集計表

	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	A社	B社	C社	D社	
(1) 住民の平等な利用を確保できるものであること。	120	96	72	42	12	85	69	86	76	
(1) 小計 ⇒ 満点120点	120	96	72	42	12	85	69	86	76	
(2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。										
ア 市民センター多目的棟の設置目的に基づいた運営方針が示されているか	60	48	36	21	6	48	33.5	44	47	
イ 施設の利用促進策に具体性があるか	90	72	54	31.5	9	71	33.75	77	60	
ウ 利用者のサービス向上のための工夫が有効かつ具体的な内容となっているか	90	72	54	31.5	9	70	52.25	72	56.25	
エ 利用者の苦情等に対して適切な対応がなされるか	60	48	36	21	6	41	47	47	34	
(2) 小計 ⇒ 満点300点	300	240	180	105	30	230	166.5	240	197.25	
(3) 事業計画書の内容が、施設の管理・運営費用の縮減が図られるものであること。										
ア 久留米市が支払うべき指定管理料が必要最小限におさえられているか	240	192	144	84	24	136	138	90	167	
イ 効率的運営のための具体的な計画や工夫が提案されているか	120	96	72	42	12	61	53	55	57	
(3) 小計 ⇒ 満点360点	360	288	216	126	36	197	191	145	224	
(4) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。										
ア 類似業務の実績はあるか	48	38.4	28.8	16.8	4.8	42.2	23.2	45.4	24.8	
イ 管理を安定して行うことが可能な職員配置計画となっているか	36	28.8	21.6	12.6	3.6	27.7	20.1	23.6	21.3	
ウ 配置職員の勤務形態及び勤務条件は適正か	36	28.8	21.6	12.6	3.6	25.2	22.2	23.4	22.2	
エ 職員を確実に確保できる採用計画となっているか	36	28.8	21.6	12.6	3.6	26	13.2	22.3	20.2	
オ 配置職員の人材育成・研修計画が適切か	36	28.8	21.6	12.6	3.6	25.6	23.4	25.6	18.1	
カ 非常事態に対応し得る防災・安全管理計画となっているか	36	28.8	21.6	12.6	3.6	24.4	25.6	25.6	24.1	
キ 個人情報の管理が適切か	36	28.8	21.6	12.6	3.6	26.3	23.4	26.3	21.7	
ク 久留米市の「環境方針」に対して理解があるか	36	28.8	21.6	12.6	3.6	25.6	25.5	24.4	25.3	
(4) 小計 ⇒ 満点300点	300	240	180	105	30	223	176.6	216.6	177.7	
(5) 地域経済の活性化に寄与することが認められるものであること。										
ア 指定管理者指定申請書（第1号様式）における申請者の住所が、久留米市内となっているか	60	×	×	×	0	60	60	0	60	
イ 再委託、物品の調達等に関する久留米市内の企業等の積極的な活用及び地域における職員の雇用について配慮がなされているか	60	48	36	21	3	44	33.5	35	33	
(5) 小計 ⇒ 満点120点	120	48	36	21	3	104	93.5	35	93	
合計 ⇒ 満点1200点	1200	912	684	399	111	839	696.6	722.6	767.95	

(4) 久留米市身体障害者福祉センター等指定管理

<概要>

1. 協定名称及び協定方法

久留米市身体障害者福祉センター等（身体障害者福祉センター、老人福祉センター、母子福祉センターを持つ複合福祉施設）であり、公募の例外による指定となっている。

具体的には

【久留米市総合福祉会館】（久留米市長門石1-1-32）

- ・久留米市身体障害者福祉センター
- ・久留米市老人福祉センター
- ・久留米市母子福祉センター
- ・久留米市知的障害者通所授産施設ちとせ園（本業務委託の対象外）

2. 指定管理料

43,351,644円（第2種社会福祉事業につき消費税及び地方消費税非課税）

3. 指定管理者

社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会

（昭和37年7月17日設立）

平成17年2月に社会福祉法人田主丸町社会福祉協議会、社会福祉法人北野町社会福祉協議会、社会福祉法人城島町社会福祉協議会、社会福祉法人三潞町社会福祉協議会を合併。

4. 指定管理者に対する久留米市の出資比率

社会福祉法人であるため出資はない。ただし、市がこれまで補助金を支出してきており、外郭団体との位置づけがなされている。

5. 新規協定か又は協定始期

久留米市身体障害者福祉センター等は、開館当初から市の直営福祉施設として運営されてきており、平成14年より、隣接する久留米市総合福祉センターとの一体的な管理運営を行い、社会福祉法人久留米市社会福祉協議会に管理運営を委託してきたものである。

今回指定管理者制度の導入に伴い、社会福祉法人久留米市社会福祉協議会を公募によらず指定対象としたものである。

6. 再委託の有無

一部業務について再委託あり。

7. 指定管理の内容

久留米市総合福祉会館条例第3条に以下のように定められている。

第3条 市長は、久留米市総合福祉会館の管理を久留米市身体障害者福祉センター、久留米市老人福祉センター及び久留米市母子福祉センターと久留米市知的障害者通所授産施設ちとせ園とに分け、それぞれ法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

よって、前3者についての管理業務に該当するものである。

8. 業務の必要性

身体障害者、高齢者、母子の福祉を増進するために設置された施設であり、毎年相当数の市民が利用する施設である。

9. 指定管理の必要性（又は経済合理性）

運営は必ずしも公務員により行われる必要はないと考えられる。

10. 協定方法及び採用の理由とその妥当性

公募の例外による指定となっている。公募によらない理由は以下のとおり記載されている。

「久留米市身体障害者福祉センター等」は身体障害者福祉センター、老人福祉センター、母子福祉センターを持つ複合福祉施設である。各センターは身体障害者福祉法（第31条の2）、老人福祉法（第20条の7）及び母子及び寡婦福祉法（第39条第2項）により、施設の設置について福祉目的を規定されている施設であり、開館当初から市の直営施設として運営されてきた。

平成14年度より、隣接する久留米市総合福祉センターとの一体的な管理運営を行うことにより、施設の設置目的のよりよい達成と、利用者の利便性の向上、また管理経費の削減を目的に、社会福祉法人久留米市社会福祉協議会に管理運営を委託していた。

今回指定管理者を指定する際には、施設の機能を活用してソフト事業と特定者に対するサービスの提供等を併せて行う施設であること、関係三団体（身体障害者福祉協会、老人クラブ連合会、母子福祉会）の事務局があり、それぞれの活動拠点として様々な事業が実施されていること、また障害者、高齢者、母子福祉の各センターを含め、会館自

体が「複合施設」的性格を有することを考慮する必要がある。

各団体の活動の調整や指導助言など、各団体との関係に根ざしたコーディネート能力を有し、かつ隣接する総合福祉センターとの一体的管理の実施が可能であり、利用者に適したサービスが提供できる社会福祉協議会しかないことなどから、公募によらず指定対象とするものである。」

1 1. 指定管理者の選定の合理性

久留米市には、14の外郭団体があり、社会福祉法人久留米市社会福祉協議会もそのうちの一つに位置づけられている。社会福祉法人久留米市社会福祉協議会は、指定管理者に選定される以前から久留米市身体障害者福祉センター等の管理運営を行っていることから、実績もあるため選定されるに十分な団体であるといえるが、そのことがただちに公募の例外による指定とする合理的説明にはならないと考える。

1 2. 協定の継続性

今回が初回の指定管理者の選定であったが、それ以前においても社会福祉法人久留米市社会福祉協議会が管理運営を委託されていた。

1 3. 再委託

清掃業務、会館受付業務、警備等につき再委託が行われている。

1 4. 指定管理料

指定管理料は 43,351,644 円である。

内訳は下記のとおり。

(総合福祉会館・管理的経費)

(単位：円)

科目	金額	摘要
人件費	6,341,300	
報償費	252,000	相談員謝金
旅費	5,800	
需用費	13,463,000	光熱水費等
役務費	600,000	電話料等
委託料	12,964,650	清掃業務、受付業務等
使用料及び賃借料	1,833,160	下水道使用料等
負担金補助等	4,500	
公租公課	74,200	印紙代
収入	-1,331,380	
合計	34,207,230	… ①

(総合福祉会館・政策的経費)

(単位：円)

科目	金額	摘要
人件費	3,511,769	
報償費	730,800	講師謝金等
需用費	24,000	消耗品
委託料	3,871,357	リフトカー管理運行委託
使用料及び賃借料	1,006,488	機器リース料
合計	9,144,414	… ②

①+②=43,351,644円

上記については、主に従前の実績に基づいて積算されている。

<監査手続>

下記の資料を閲覧し、必要に応じて質問を行った。

- ・久留米市身体障害者福祉センター等の指定管理者の年度協定の締結について（伺）
- ・年度協定書
- ・久留米市身体障害者福祉センター等の指定管理者の仮基本協定の締結について（伺）
- ・仮基本協定書
- ・久留米市身体障害者福祉センター等の指定管理者の候補者決定について（伺）

<問題点>

特に指摘すべき点はなかった。

(5) 久留米市都市公園指定管理

<概要>

1 監査対象

① 協定名称及び協定方法

協定名 公園費（標準）
協定方法 公募の例外による指定

② 協定内容

公園維持管理業務
公園便所清掃業務

公園使用占用許認可業務
有料施設受付及び料金徴収業務
便所浄化槽保守点検及び清掃業務
自家用電気工作物保安管理業務
浦山公園展示棟警備業務
発心公園受水槽点検業務
公園入口施錠業務
公園施設修繕業務
公園施設塗装業務
放置自動車現況調査
公園巡回施設点検業務
目的外使用調査、ホームレス対策
電気及び上下水道支払業務
放置家電処理業務
便所汲み取り業務

- ③ 指定管理料
指定管理料 275,162 千円
- ④ 指定管理者
財団法人久留米市都市公園管理センター
- ⑤ 指定管理者に対する久留米市の出資比率
出資比率（平成20年4月1日現在） 51.7%
- ⑥ 新規協定か又は協定始期
協定始期 平成18年
- ⑦ 再委託の有無
有

2 調査資料

議案書提出について
負担行為変更決定書

科目内訳書

複数回支払内訳

久留米市都市公園の管理に関する年度協定の変更（平成19年度）

平成19年度指定管理料支払内訳区分

久留米市都市公園の管理に関する年度協定書

委任状

指定管理者による都市公園の管理に関する年度協定の締結について

久留米市都市公園の管理に関する年度協定書

平成19年度指定管理料

久留米市都市公園の管理運営業務事業計画

業務報告書

久留米市都市公園指定管理基本協定書

久留米市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

<監査手続>

1 管理業務

① 概要及び目的

指定公園の維持管理業務

② 業務の必要性

市民の憩いの場、レクリエーションの場として快適に利用してもらうため。

③ 指定管理の必要性（又は経済的合理性）

対象が広範囲にまたがるため専門業者への指定管理が合理的。

2 協定方法及び採用の理由とその妥当性

指定管理者制度

3 協定方法の選定の合理性

特に問題なし。

4 協定の継続性

継続

5 管理業務及び再委託先

管理業務

再委託先

① 公園維持管理業務

1 工区

中村桂園

2 工区

(有)今村筑寿園

3 工区

(有)成寿園

4 工区

中村造園

5 工区

宮崎造園(株)

6 工区

(株)河北晃樹園

7 工区

(有)緑建システム

リバーサイドパーク

中央公園

浦山公園

② 公園便所清掃業務

小頭町公園

中央公園

三本松公園

東町公園

③ 公園使用占許認可業務

④ 有料施設利用受付及び利用料金徴収業務

⑤ 便所浄化槽保守点検及び清掃業務

久留米市清掃事業協同組合

財団法人 福岡県浄化槽協会

(財)九州電気保安協会

⑥ 自家用電気工作物保安管理業務

セコム株式会社

⑦ 浦山公園展示棟警備業務

⑧ 発心公園受水槽点検業務

7月で業務完了

⑨ 公園入口施錠業務

中央公園

津福公園

浦山公園

⑩ 公園施設修繕業務

⑪ 公園施設塗装業務

12月で業務完了

⑫ 放置自動車現況調査

⑬ 公園巡回施設点検業務

①に同じ

⑭ 目的外使用調査・ホームレス対策

⑮ 電気及び上下水道料支払業務

⑯ 放置家電処理業務

⑰ 便所汲み取り業務

6 予定価格及び指定管理料

① 積算の方法及び問題点等

特記事項なし

7 その他特筆事項

特記事項なし

<問題点>

① 外郭団体の自立化対策

財団法人久留米都市公園管理センターへの久留米市の出資比率は、平成20年4月1日現在51.7%である。民間活力の有効利用の観点から出資比率を引き下げ自立化を図っていくべきである。

② 複数回支払内訳の訂正

複数回支払内訳が年度協定の決定により3月支払額がハンド訂正されているが訂正印が押印されていない。

(6) 中高年齢労働者福祉センター指定管理

<概要>

1. 協定名称及び協定方法

中高年齢労働者福祉センター（公募の例外による指定）（通称 サンライフ久留米）

2. 指定管理料

36,162,000円（消費税込）

3. 指定管理者

財団法人久留米市総合管理公社

4. 指定管理者に対する久留米市の出資比率

財団法人であるため議決権はないが、久留米市が基本財産を100%拠出していること及び役員構成等から判断して、久留米市と支配従属関係にあると考えられる。

5. 新規協定か又は協定始期

協定期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

指定期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

6. 再委託の有無

無

7. 業務の必要性

サンライフ久留米は、中高年齢労働者等の雇用の促進と福祉の向上を図ることを目的として設置された施設である（中高年齢労働者福祉センター条例第1条）。

8. 指定管理の必要性（又は経済合理性）

同条例第4条において、『市長は、センターの管理を法第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。』と規定されている。

9. 協定方法及び採用の理由とその妥当性

公募の例外による指定である。

10. 指定管理者の選定の合理性

指定管理者は財団法人久留米市総合管理公社である。

公社は平成17年当時には7施設の管理・運営を行っていたが、そのうち4施設からはすでに撤退しており、20年度末にはサンライフ久留米を含む2施設から撤退することとなっている。よって、残る案件は「えーるピア久留米」のみとなる予定である。

また、そのほかにも調査研究事業や学校施設管理業務も行っている。

基本財産は15,000,000円であり、全額久留米市による拠出である。

職員は平成20年3月31日現在で、一般職員44人、嘱託職員46人、パート職員41人、臨時職員2人の合計133人である。

役員名簿（平成17年4月1日現在）

役職名	氏名	備考
理事長	A	
副理事長	B	市総務部長
	C	市企画財政部長
常務理事	D	
理事	E	市市民部長
	F	市環境部長
	G	市商工労働部長
	H	市農政部長
	I	市文化観光部長
	J	市子育て支援部長
	K	市都市建設部長
監事	L	市教育部長
	M	市収入役
	N	市企画財政部 財政課長

「中高年齢労働者福祉センター指定管理者指定審査会議」における会議の構成

役職名	氏名	備考
議長	G	商工労働部長
委員	O	商工労働部次長
	P	商工労働部労政課長
	Q	商工労働部補佐

上記審査会議は平成17年10月18日に開催されているが、その時点で商工労働部長は、審査会議の議長と、被指定された財団法人久留米市総合管理公社の役員を兼ねていることとなっている。利益相反の観点からしても問題である。また、指定管理者指定審査会議は久留米市役所の同一の部署のメンバーのみから構成されており、多角的な判断を要する指定管理者の選任においては他の部署や民間有識者等も含めることが望ましいと考える。

財団法人久留米市総合管理公社の平成19年度決算の要旨 (単位：円)

I 一般正味財産増減の部	
基本財産運用益	40,109
事業収益	626,185,369
受取補助金	151,680,464
雑収益	459,381
経常収益計	778,365,323
自主事業費	9,122,549
施設管理運営費	196,194,970
受託事業運営費	54,097,646
管理費	490,079,340
経常費用計	749,494,505
当期経常増減額	28,870,818

1.1. 協定の継続性

この「中高年齢労働者福祉センター（サンライフ久留米）」については、継続して財団法人久留米市総合管理公社が協定を行っている。

1.2. 再委託

協定上、再委託はできないこととされている。

13. 指定管理料

(当初3か年見通し)

(単位：円)

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	計
支出額	40,988,000	39,288,000	39,488,000	119,764,000
収入額	4,648,000	4,648,000	4,648,000	13,944,000
収支差額	36,340,000	34,640,000	34,840,000	105,820,000
消費税額	1,817,000	1,732,000	1,742,000	5,291,000
指定管理料	38,157,000	36,372,000	36,582,000	111,111,000

上記のように、収入予想額と、支出予想額との差額を指定管理料とする計算を行っている。

なお、平成19年度分については、以下のように変更され、契約が行われている。

(単位：円)

年度	平成19年度
支出額	39,088,000
収入額	4,648,000
収支差額	34,440,000
消費税額	1,722,000
指定管理料	36,162,000

<監査手続>

下記の資料を閲覧し、必要に応じて質問を行った。

- ・中高年齢労働者福祉センターの管理に関する年度報告書の締結について (伺)
- ・中高年齢労働者福祉センターの管理に関する年度報告書
- ・中高年齢労働者福祉センター 平成19年度事業報告書
- ・管理運営事業報告 (平成19年4月分～平成20年3月分)
- ・中高年齢労働者福祉センター事業計画の承認について (伺)
- ・中高年齢労働者福祉センター 平成19年度事業計画書
- ・中高年齢労働者福祉センターの管理に関する仮基本協定書の締結について (伺)
- ・中高年齢労働者福祉センター 管理運営業務仕様書
- ・中高年齢労働者福祉センターの管理に関する仮基本協定書

<問題点>

財団法人久留米市総合管理公社は基本財産の全額が久留米市により出捐されている法人であり、役員についてもほとんどが久留米市の現幹部で占められている。そのような法人

との間に公募の例外による指定を行うことは、透明性の観点からして、相当程度に詳細な費用積算等を行う必要があると思われる。

また、今回については久留米市の商工労働部長が財団法人久留米市総合管理公社の理事を務めていると共に、指定管理者指定審査会議の議長を兼ねており、この点は利益相反の観点からして大きな問題であると言わざるを得ない。

(7) 久留米六角堂広場指定管理

<概要>

1. 協定名称及び協定方法

久留米六角堂広場の管理（公募の例外による指定）

2. 指定管理料

指定管理料 37,061,000 円

3. 指定管理者

株式会社ハイマート久留米 代表取締役社長 前川博

4. 指定管理者に対する久留米市の出資比率

株主の状況は以下のとおりである（平成16年度営業報告書より）

株主名	持株数	議決権比率%
久留米市	5,000	39.06
A社	400	3.13
B社	240	1.88
C社	240	1.88
D社	200	1.56
E社	200	1.56
F社	200	1.56
G社	200	1.56
H社	180	1.41
I社	140	1.09

発行済み株式の総数 12,800 株（資本金 640,000,000 円）

株主数 617名

5. 新規協定か又は協定始期
指定管理者としては最初の協定となる。
6. 再委託の有無
施設清掃委託料 3,528,000 円
廃棄物搬出処理業務委託 420,000 円
施設警備委託料 390,600 円
防災施設点検委託料 105,000 円
自家用電気工作物保守点検委託料 195,300 円
エレベーター保守点検委託料 214,000 円
舞台照明吊物設備点検業務委託料 819,500 円
六角堂ホームページ委託料 500,000 円 等が計上されているが、通常行われることが多いものということがいえる。
7. 業務の必要性
市民に憩いと集いの場を提供し、市民相互の交流及び市民文化の向上に寄与し、もって中心市街地の活性化を図ることを目的として久留米六角堂広場が設置されている。
8. 指定管理の必要性
久留米六角堂広場条例（平成15年3月31日久留米市条例第8号）に以下のとおり定められている。
第4条 六角堂広場は、利用する市民と市との協働の理念に基づき、市民による主体的な運営を図ることを基本的な運営方針とする。
第5条 市長は、六角堂広場の管理を法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。
9. 協定方法及び採用の理由とその妥当性
協定は公募の例外による指定となっている。
10. 指定管理者の選定の合理性
指定管理者の選定は、平成11年11月1日の「久留米六角堂広場指定管理者指定審査会議」により決定されている。
会議の構成は、次のようになっている。

議長	商工労働部長 A氏
委員	商工労働部次長 B氏 商工労働部中心市街地活性化推進担当次長 C氏 商工労働部中心市街地活性化推進室長 D氏 商工労働部中心市街地活性化推進室主幹 E氏 商工労働部補佐 F氏

このように、全員が商工労働部の職員により構成されている。

また、指定管理者である株式会社ハイマート久留米は、久留米市が39%出資する第3セクターである。平成20年6月現在で、市長が代表取締役会長、副市長が監査役に名を連ねている。

平成20年3月末における財政状態は、△115,512千円の未処理損失を抱えており、資本金は640,000千円あるものの、毎年赤字基調であり、市の出資持ち分についても毀損が生じている可能性があると考えられる。

株式会社ハイマート久留米の営業成績及び財産の状況の推移

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
経常利益	-31,740	-8,016	2,170	4,296
税引前当期利益	-33,518	-15,691	1,296	1,196
当期純損益	-33,689	-8,507	-1,726	-763
1株当たり当期純損益	2,632円0銭	-664円6銭	-134円86銭	-59円65銭
純資産	535,485	526,977	525,251	524,487
1株当たり純資産	41,834円	41,170円	41,035円	40,975円
総資産	554,536	541,156	538,846	535,070

なお、公認会計士による「独立監査人の監査報告書」において、以下のとおり記載が行われている。

(追記情報)

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は継続的に営業損失が発生している状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。計算書類及び附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を計算書類及び附属明細書には反映していない。

このような状況を勘案すれば、株式会社ハイマート久留米については、今後とも経営状態を注意深く見守っていく必要があるといえる。

なお、上記の経営数値は株式会社ハイマート久留米の全社業績であるが、六角堂広場の指定管理にかかる収支予算書については以下のようなになる（平成18年度）。

(収入の部) (単位：円)

大項目	中項目	小項目	予算
施設利用料金収入	施設利用料金収入	施設利用料金収入	151,000
指定管理料	指定管理料	指定管理料	37,061,000
収入合計			37,212,000

(支出の部) (単位：円)

大項目	中項目	小項目	予算
人件費	人件費	施設運営管理費	15,460,343
人件費	人件費	六角堂プラザ運営管理費	3,000,000
人件費計 ※			18,461,000
光熱水費等	光熱水費等	施設電気使用料	2,760,000
光熱水費等	光熱水費等	施設水道使用料	1,260,000
光熱水費等	光熱水費等	施設ガス使用料	960,000
光熱水費等	光熱水費等	施設下水道使用料	600,000
光熱水費等	光熱水費等	施設電話通信料（2台）	240,000
光熱水費等計			5,820,000
維持管理費計			9,431,000
事務費計			3,500,000
支出合計			37,212,000

※小項目の記載金額に誤りがあると思われる。

1 1. 協定の継続性

指定管理の期間は平成18年4月1日より平成21年3月31日までである。

また、平成21年4月以降においても、公募の例外による指定にて協定が継続する見通しである。

1 2. 再委託

再委託の内容については、上記6に記載のとおりであるが、特段金額が大きくなっているものは見られなかった。また、再委託先については「久留米市六角堂広場 指定管理者 業務の基準（管理運営業務 特記仕様書）」において既に指定されているも

のもあった。

13. 指定管理料

積算の方法及び問題点

平成19年度の指定管理料の収支については、以下のようになっている。

(単位：円)

大項目	内容	予算	決算
施設利用料金収入	使用料収入	151,000	130,660
指定管理料	指定管理料	37,061,000	37,061,000
収入合計		37,212,000	37,191,660

(単位：円)

大項目	内容	予算	決算
人件費	人件費	18,461,000	15,329,216
人件費計		18,461,000	15,329,216
光熱水費等	電気使用料	2,760,000	2,063,109
	ガス使用料	960,000	561,183
	水道使用料	1,860,000	2,003,794
	電話通話料	240,000	168,874
光熱水費等計		5,820,000	4,796,960
維持管理費計		9,431,000	6,906,337
事務費計		3,500,000	2,317,145
支出合計		37,212,000	29,349,658

収支差額	0	7,842,002
------	---	-----------

このように、積算時においては、収支0の計画であったが、実際には多額の収支差額が発生している結果となっている。

指定管理者の事業計画書においても、II 管理運営の実施プラン 1. 運営コストの削減のための取り組み において経費節減に努める旨が記載されているが、それ以上に踏み込んだものはなく、具体性に欠けている。

<監査手続>

下記の資料を閲覧し、必要に応じて質問を行った。

- ・久留米六角堂広場の管理に関する仮基本協定書の締結について
- ・久留米六角堂広場の管理に関する年度協定書の締結について
- ・六角堂広場運営指定管理者事業計画報告書

- ・六角堂広場運営指定管理者月毎報告書（平成19年4月～20年3月）
- ・久留米六角堂広場指定管理者業務 平成19年度事業報告書

<問題点>

指定管理の対象は久留米六角堂広場の管理に關することであり、管理運營業務仕様書なども完備されており、特殊な技能等を要する業務でもないため、公募の例外による指定を行う必然性は乏しいと考えられる。

また、公募の例外による指定の相手先である株式会社ハイマート久留米については業績不振が継続しており、会計監査人の監査報告書に継続企業の前提に關する重要な疑義が存在している旨の追記情報がなされている。株式会社ハイマート久留米は、久留米市が39%の出資を行っている第3セクターであり、業績につき十分に注意を払う必要がある。

加えて、平成19年度においては、指定管理業務において7,842千円という多額の剰余金が発生しているが、指定管理料の積算の正当性について検証を行うとともに、結果的にはかかる剰余金が不振の本業を補うような形となってしまうこととなっていることに留意する必要がある。

（8）久留米市民温水プール指定管理

<概要>

監査対象

1 協定名称及び協定方法

- 〈名称〉・久留米市民温水プールの管理に關する基本協定書
 ・平成19年度久留米市民温水プールの管理に關する年度協定書（基本協定書の締結後、指定管理料に關する取り決めは年度協定書による）

2 指定管理料

指定管理料 44,234.4千円

3 指定管理者

株式会社山武ビルシステムカンパニー

4 指定管理者に対する久留米市の出資比率（%）

なし

5 新規協定か又は協定始期

協定始期 平成18年

6 再委託の有無

あり

<監査手続>

I 調査資料

久留米市民温水プールの管理に関する仮基本協定書の締結について

平成19年度久留米市民温水プールの管理に関する年度協定書の締結について

平成19年度久留米市民温水プールの管理に関する年度協定書の訂正について

久留米市民温水プールの管理に関する年度協定書

久留米市民温水プール指定管理者平成19年度報告書

指定管理者業務報告書（4～3月）

説明会配布書類（久留米市民温水プール指定管理者募集要項〔平成17年7月〕等）

II 管理業務

1 概要及び目的

本業務は、久留米市民温水プール（久留米市上津町2199-39）の管理及び運営である。

本業務は、市民の健康増進と体力向上に資することを基本とし併せて市民のスポーツの振興を図ることを目的とする。

2 業務の必要性

本業務の必要性については、特に疑問はない。

3 指定管理の必要性（又は経済合理性）

平成15年の法改正により指定管理者制度が採用されたことに伴い、本件業務は久留米市による直営で業務を行うか、指定管理の方法によることになった。

久留米市によれば、民間事業者の有する専門的手法を用いた地方公共団体よりもより高い事業収益能力を活用しつつ、住民サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域福祉の一層の増進を図るとともに、経費の削減を図る必要があるということが本件事業の指定管理の理由である。

久留米市の説明によれば、本件業務は、平成7年から委託業務契約を行っているが、初年度以降、慢性的な赤字体質であり、業務委託料から使用料収入を控除した実質的な損益は、平成16年度が57,302千円、平成17年は48,913千円となっており、慢性的に市民の負担する税金で構成される市の財政に負担を強いるものであるということである。直営で管理業務を行う方が、管理コストがかさむので管理業務を委託しているとのことである。

しかし、そもそもこれまでの業務委託契約による業務委託料から使用料収入を差し引いた部分が市の財政負担となるというが、本件事業についての詳細な経費の分析がなされておらず、また収支が実質的に赤字であったとしてもその原因究明がなされていない。

直営の場合との具体的収益の比較をするためには、当該業務の経費の分析と経費の削減を目標とした民間事業者による損益計算を具体的に試算する必要がある。上記久留米市のやり方では、指定管理による業務の場合との具体的コスト比較をしたことにはならない。久留米市は、指定管理者の募集にあたり説明会の資料として上記業務委託料と使用料収入の実績を情報として提示しているが、指定業者は事業計画書を作成するにあたって従前の業務委託料をもとに割り引いた指定管理料の額を先に算出し、それをもとに赤字が出ないような収支計画を立案することにもなりかねない。久留米市のやり方では、従前の業務委託料との関係では表面上の経費の削減を図ることにはなるが、前記のとおりより実質的に経費を削減するために従前の事業の経費分析をするなどして実態を把握し、従前の業務委託料の問題点を検証する必要がある。

そして、公募するにあたっては説明会の資料として経費分析と経費の削減を前提とした指定管理料の予定価格を提示することも一つの方法である。

その意味で指定管理の必要性については、実質的にその必要性があるかについて判断すべき、客観的根拠を裏付けるだけの資料・データが得られないままに指定管理方式の選択がなされている。

もちろんコスト削減のみが指定管理者制度の目的ではない。市民に対する公共サービスの向上、サービスの継続性・安定性などの要素もある、したがって、第2期の協定にあたっては、前記のコスト削減効果を従前の指定管理料の適正性についての分析を行い、事業のモニタリングを行い、総合的に判断して望むべきものとする。

III 協定方法及び採用の理由と妥当性

〈協定方法〉

協定方法・選定方法・選定基準：①提案書の書類審査②面接・プレゼンテーション等による事業内容の聞き取り（詳細は下記手続の流れのとおり）

〈協定に至る手続の流れ〉

- ① 募集（公募型プロポーザル〔業者の指定はしない〕）。

↓

- ② 告示方法

告示書による …市の掲示板、広報くるめ、ホームページに掲載。

↓

- ③ 業者へは、事前に現地で説明を行う（説明会に参加した業者のみ応募が可能

となる)

説明会の際に審査基準や業務委託料等の実績の説明を行い、応募業者へ説明会資料を交付する。

↓

事業計画書→業者がその資料に基づき収支計画（指定管理料）を出して、指定管理料希望額を呈示する。実質的には市の実績の赤字部分（業務委託料－使用料収入）が指定管理料を考慮するための要素となっている。

・基本協定書の数字は、事業計画上の指定管理料がそのまま掲載されている。

↓

④ 応募

7団体から応募あり

応募業者からの提出資料一定款、商業登記簿謄本、納税証明、事業計画書

↓

⑤ 第一次審査

応募書類の形式的審査。結果通知は郵送にて。

↓

⑥ 第二次審査

プレゼンテーション（1者あたり30分程度）

→採点表に審査委員が点数をつける

・審査については運営要綱に詳細を規定している

委員メンバー・・・久留米市の職員で構成（久留米市では初めての指定管理者制度という理由で外部者を入れなかったとのこと）。

・委員数4人

環境部長（担当部）

施設管理担当次長（管理主体）

健康福祉部長（健康の増進に関わる部署だから）

文化観光部次長（文化施設でもあるから）

↓

⑦ 候補者の決定

審査の結果、第1位が、優先交渉権を有する。

業者は市と協議・交渉して協定に至るが、久留米市では特別に協議も行わずに第1位業者に決定

⑧ その後の手続

指定管理者の指定には、議会の議決が必要。その後、市長決裁となる。

平成17年12月の議会で議決を経て、基本協定を締結し、翌年4月1日年

度協定締結

協定期間は、3年間協定

- ⑨ 指定管理業者決定の告示
ホームページにて告示

〈採用の理由〉

形式的要件

審査基準に適合すること。久留米市の場合実質的には、審査結果で第1位の得点を得た業者（優先交渉権取得者）となっている。

審査基準とは、実質的に

- ①その事業計画による公の施設の運営が住民の利用に関し公平性を確保することができるものであること
- ②その事業計画の内容が、当該事業計画書に係わる公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係わる経費の縮減が図られるものであること
- ③その事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- ④地域経済を活性化することに寄与すること

審査基準：審査項目について評点制度を採用している。

本件施設に関する審査結果…点数に基づいて

7件・・・1位（指定管理者）	1184
2位	1001
3位	824
最下位	438

〈妥当性〉

協定方法及び採用の理由については妥当と言える。

IV 指定管理者の選定の合理性

公募型プロポーザル方式を採用しており、その選定については合理性を認めることができる。

V 協定の継続性

なし。久留米市が、指定管理者制度について初めて採用する案件である。

VI 再委託

1 再委託先選定理由

従前に業務委託契約を締結していたときに保守点検（清掃と樹木管理、機械整備）について再委託を行っており、指定管理者制度を採用する際にそのまま同業務委託契約を引き継いでいる。

2 再委託の合理性（指定管理者と再委託先の業務分担、再委託価格等）

指定管理者の業務からは範囲外であり、保守契約等についてはむしろ業務委託契約の方が望ましいものといえる。

VII 指定管理料

1 積算の方法及び問題点

久留米市は、本業務を直営で行うか、指定管理者制度を用いて民間業者に移行するかについて、これまでの業務委託契約による業務委託料から使用料収入を差し引いた部分が市の財政負担となることから、指定管理者制度が経済的合理性があり望ましいと考えている。

しかし、従前の本事業の経費が適正かどうかの分析がなされておらず、収支が実質的に赤字であったとしてもその原因が検証されていない。指定管理者応募業者が、事業計画書上の指定管理料を積算する場合、従前の業務委託料をもとに割り引いた指定管理料の額を先に算出し、それをもとに赤字が出ないような収支計画を立案する可能性がある。従前よりも財政負担が減ったということのみではなく、本業務において適正な指定管理料がいくらであるのかを算出するには、本業務の適正な経費がいくらであるか、すなわち当該業務の経費の分析と経費の削減を前提とした民間事業者による損益計算を具体的に分析し、適正な指定管理料がいくらであるのかを積算する必要がある。

その点、久留米市においては全く検証されていない。指定管理者応募業者の提出した事業計画書の収支予測について久留米市において具体的検討がなされていない。

また、久留米市民温水プールの管理に関する基本協定書第34条2項によれば、指定管理料は支払額の上限を規定したものであり、指定管理料の支払額については別に年度協定によって協議で決めることを前提としている。しかし、久留米市においては、この点具体的に額の検討をせずに基本協定書記載の指定管理料がそのまま各年度において支払われている。とくに、2年目以降は、具体的実績が出ているのであるから本指定管理業者の収支を検討して、指定管理料の額を協議すべきところこのような年度ごとの指定管理料の見直しもなされていない。

以上より、久留米市としては、指定管理業者の収支予測及びその実績を具体的に分析して検討すべきである。

Ⅷ その他特筆事項

協定に伴う付随的事項として、指定管理業者とのその他の取り決めが存する。すなわち、従前契約（リース契約、賃貸借契約、保守契約）は、久留米市の方で調整し、受託者にそのまま承継する。

備品、什器については、協定締結せず、事実上の無償貸与となっている。

<問題点>

指定管理者の業務の事後的検証については、利用者にアンケートをとったりしている程度である。検証の結果を踏まえて指定管理料や協定内容について見直し、検討すべきである。

審査委員会の委員の選定については、外部の有識者、専門家等により構成されていない。したがって、事業計画書の専門的分析が十分になされていない可能性がある。

(9) 自然休養村管理センター及び兜山キャンプ場指定管理

<概要>

1. 協定の内容について

協定の内容は次のとおりである。

- (1) 市の担当部署 生産流通課
- (2) 協定名称 久留米市自然休養村管理センター及び久留米市兜山キャンプ場の施設の管理に関する年度協定
- (3) 指定管理者 財団法人 久留米市総合管理公社

財団法人 久留米市総合管理公社は久留米市の全額出資の法人であり、理事及び監事は久留米市長の任命となっており、指定管理者の選定は法第244条の2第6項の規定により市議会の議決を要することとなっている。

(4) 管理業務の目的及び内容

管理業務の目的は、久留米市自然休養村管理センター及び久留米市兜山キャ

ンプ場の管理であり、管理業務の内容は次のとおりである。

① 自然休養村事業

自然休養村事業は、自然環境の保全及び活用、農林漁業者の就業機会の増大と経済の安定向上を図ると共に、都市生活者に農林漁業に対する理解を深め、休養の場を提供することを目的としている。

管理センターは、休養村全域の総合窓口、ネットワークセンターとして休養村事業の目的を達成するため各種の事業を行っている。(平成20年3月31日を以て自然休養村事業は廃止となっている)。

② 自然休養村事業に係る施設

自然休養村事業を行う施設として、次の建物が久留米市の施設として建設されている。

● 建物の概要

名称	久留米市自然休養村管理センター
所在地	久留米市山本町豊田 1499 番地 21
建物構造	鉄筋コンクリート造り 2階建
建築面積	616.82 m ²
開館	昭和56年5月1日

● 建設費 120,000 千円

● 施設の内容

室名	収容人員(人)	面積 m ²
大研修室	60	74.80
中研修室	36	39.10
小研修室	20	25.85
休憩室 (A)	24	31.46
休憩室 (B)	16	25.46

● 施設利用状況

区 分		大研修室	中研修室	小研修室	休憩室A	休憩室B	計
平成17年度 (308日)	件数(件)	238	—	47	49	18	352
	人員(人)	6,105	—	739	570	261	7,675
	利用料(円)	57,250	—	17,600	20,400	6,150	101,400
	稼働率(%)	77.3		15.3	15.9	5.8	28.6
平成18年度 (307日)	件数(件)	263	—	45	59	16	383
	人員(人)	6,384	—	533	604	203	7,724
	利用料(円)	63,750	—	12,000	24,300	4,500	104,550
	稼働率(%)	85.7		14.7	19.2	5.2	31.2
平成19年度 (308日)	件数(件)	262	—	42	51	5	360
	人員(人)	5,878	—	390	593	82	6,943
	利用料(円)	75,850	—	17,700	34,250	1,750	129,550
	稼働率(%)	85.1		13.6	16.6	1.6	29.2

(注) 1 () 内の数字は開館日数

2 中研修室は大研修室を間仕切りして使用するため、両室を合計して算出

3 稼働率＝利用件数÷開館日数

● 1日当たりの利用人数

区 分		大研修室	中研修室	小研修室	休憩室A	休憩室B	計
平成19年度	人員	19		1	1	1	22

区 分		総合案内室	展示即売室 こむ	給食室 (レストラン)	屋外研修室等 (施設外活動)	計	駐車場利用 (観光バス等)
平成17年度	人員	1,609	668	9,414	72,783	84,474	17,050
平成18年度	人員	2,023	1,069	11,498	13,193	27,783	14,444
平成19年度	人員	2,335	1,216	11,348	48,804	63,703	10,160

(以上 決算報告より)

● 1日当たりの利用人数

区 分		総合案内室	展示即売室 こむ	給食室 (レストラン)	屋外研修室等 (施設外活動)	計	駐車場利用 (観光バス等)
平成19年度	人員	7	4	37	158	206	32

③ 平成19年度の受託事業

事業件数	8件
実施期間	平成19年5月から平成19年12月まで
実施日	8日
事業参加人数	188名

2. 指定管理者選定について

公募によらず、指定で委託業者が選定されているが、この理由は次のとおりとされている。

- ① 指定管理者制度導入に伴う対応方針において、指定管理者候補者選定における基本的な考え方として、指定管理者の選定は原則公募であるが、当初は施設の性格、設置目的、管理運営経過等をふまえ、非公募による選定を行うことも可能であり、従来の管理委託制度の中で永年にわたり公共施設の管理運営の役割を担ってきた外郭団体等の設立経緯や組織体制に鑑み、公募による選定を行う場合については、一定の絞込みを行う。
- ② 財団法人久留米市総合管理公社より提出のあった事業計画書に基づいて、適切な施設管理が見込まれる。
- ③ これまでの財団法人久留米市総合管理公社の施設管理に対して大きなクレームがみられない。
- ④ 財団法人久留米市総合管理公社と施設管理を協定することによって、管理業務に加えて、施設の設置目的に沿った自主事業の適切な実施が見込まれ、今後の施設利用者の伸び、施設の設置目的である都市と農村との交流の推進が期待される。
- ⑤ 本施設の施設管理について、財団法人久留米市総合管理公社以外の民間業者等からの打診や問い合わせがない。

3. 委託料としての指定管理料について

- ① 指定管理料の算定
指定管理料については、施設運営に関わる収入及び支出の収支差額とされて

いる。

支出については、人件費及び維持管理費の総額

収入については、施設使用料及び駐車場使用料、収益事業(自動販売機の手数料)収入などである。

② 収支計画書について

財団法人久留米市総合管理公社からの19年度の見積書及び収支計画書により算定されている指定管理料は次のとおりである。

支出額	(a)	29,294,000円
収入額	(b)	214,000
収支差額	(c) : (a)-(b)	29,080,000
消費税	(d)	1,454,000
指定管理料	(e) : (c)+(d)	30,534,000

<監査手続>

公募の例外による指定を行った相手方の選定理由が明らかであるか、指定管理料が適正な価格であるか等の検証のため、次の資料の閲覧、照合、担当者への質問により監査を実施した。

資料名

委託業務稟議書

見積書

見積予定価格調書

業務委託契約書

業務委託料支払額一覧表

平成19年度収支計算書

久留米市自然休養村管理センター運営事業委託の考え方について

平成19年収支決算書・事業報告書

平成19年自然休養村管理センター利用年報

指定管理者候補者の選定についての稟議書

指定管理者候補者決定通知書

指定管理者制度導入に伴う対応方針

<問題点>

1. 施設の利用状況について

施設の稼働状況は、大中研修室が合わせて85.1%であり、全施設の稼働率は29.2%と低調で、1日当たりでも22人であり、また総合案内室、展示即売室の利用者も10人未満と非常に少ないといえる。

さらに、平成19年度の受託事業がわずか8件であり、1事業当たりの参加人員も23人程度とこちらも低調である。また、受託事業の内容は、主婦主体の園芸あるいは食品作りの教室などである。

このような状況では、施設を利用した本来の目的である「自然環境の保全及び活用、農林漁業者の就業機会の増大と経済の安定を図ると共に、都市生活者に農林漁業に対する理解を深め、休養の場を提供する」ことから離れ、ほとんど貸室業(これも上記のように十分な稼働状況にない)と変わらない状況が生じているといえる。

平成19年度を以てこの自然休養村事業が一定の役割を終え、廃止されることは当然と考えられる。

2. 受託事業にかかる決算について

平成19年度の決算は次のようになっている。

収入額	
施設管理収入	30,534,000円
利用料収入	215,770
収入計	<u>30,749,770</u>
支出額	
支出額合計	<u>25,971,883</u>
差引収支差額	<u><u>4,777,887</u></u>

施設管理料(指定管理収入)は、収支計画で収入を上回る支出額を補填する額として算定されているが、この施設管理料の結果、上記のように4,777,887円の余剰が生じており、この余剰は返還とならず、財団法人久留米市総合管理公社の収入となっている。

財団法人久留米市総合管理公社での施設運営の効率化等による支出の削減もあった結果と思われるが、上記のような余剰が生じることは見積額、収支計画での収支差額の算定に厳しさを欠くと考えられる。

決算の結果、余剰が生じた場合、例えば、当該余剰額の一定割合を返還すること等の検討も必要であると考えられる。

(10) 久留米市固定資産評価業務委託

<概要>

1. 業務委託の内容について

(1) 市の担当部署 資産税課

(2) 契約名称 平成19年度久留米市固定資産評価業務委託契約

(3) 委託先 朝日航洋株式会社

(4) 委託業務の目的及び内容

①目的

この業務は、地方税法第409条第1項の規定から3年に1度土地の評価替えを実施することから、地番図・家屋図・システムデータの更新、土地評価替え、さらに家屋特定支援・土地評価統合を目的としている。

②業務の実施

業務は仕様書に基づき、工程表を作成し、契約締結の日から3日以内に市に提出する。当該契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除は、書面による。

③報告等

- ・業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を市に提出しなければならない。
- ・市は、当該報告書を受領したときは、その日から10日以内に給付の完了のための検査を行わなければならない。

2. 委託先選定について

(1) 契約方法

令第167条の2第1項第2号による随意契約である。

委託先の選定は、市民部・情報政策課・資産税課より構成された9名の委託業者選定委員会が4者から提案書・要望機能調査票の提出を求め、構築スケジュールについての仕様を満たさない1者を除き、デモ・ヒアリングを行い、3回の審査会の後、1者評定選定した。

(2) 随意契約理由

平成14年度から17年度までの更新にかかる費用は朝日航洋株式会社が最も安い金額であり、市の基本姿勢である「パッケージシステムをカスタマイズすることにより導入にかかる経費を削減する」という目的から現在に至っている。

・業務内容について

平成18年までの委託成果品をもとにその内容を更新し、その成果品の拡充を図るものである。現在、委託成果品のデータの互換性はあるものの、他の業者に委託した場合、データの読み込み、確認等に時間を要する。

・技術的なものについて

現在まで業務委託を実施してきたのは市職員による対応が技術的に無理であり、納品された成果品は市の要望に的確に反映するとともに、予想以上の出来であることから、更新分の成果品についても同様の結果が期待できる。

・時間的なものについて

現在までの委託業者は、市の評価システムや税法の内容に精通しており、業務着手の日から実際の業務運営が可能となる。

・経費的なものについて

現在までの委託業者は、すでに久留米市の評価システムに合わせたプログラムを構築しており、更新処理のための経費面においても新規他業者に委託する場合に比較して、大きく減額されることが予想される。

(3) 契約金額及び予定価格ならびに契約金額比率について

契約金額は、48,510,000円であり、見積り予定価格は、50,926,000円で、契約金額比率は、95.25%である。

3. 業務委託の必要性等について

(1) 土地部門の平成21年度評価替えに向けた作業は以下の項目があり、業務委託の成果から基本的なデータ整備・評価支援機能を整えているシステムの活用を前提とした効果的な業務形態の構築とともに機能充実を図る必要がある。

- ① 用途・状況類似地区、標準宅地の見直し
- ② 新鑑定価格の算出
- ③ 新路線価格の算出
- ④ 全路線価格の公開
- ⑤ 旧4町全課税物件の評価見直し・評価統合作業

(2) 家屋部門では、現況の課税家屋を正確に捕捉するために、新・増改築・解体家屋の調査などを市全域において継続して実施しなければならない。

このような情勢を踏まえ、OA機器等の使用による評価業務の補助・支援は事務の効率化を図る上で必要不可欠なものであり、その根幹をなす土地・家屋のGISデータ更新は技術的な専門知識を必要とするため、業務委託の必要がある。

4. 朝日航洋株式会社の選定の合理性について

業務委託概要は大まかに3点あり、GISデータを使った更新業務・宅地評価業務・合併に伴う雑種地等評価業務である。平成17年合併に伴う旧4町のGISデータ統合の際に、当初稼働が6か月遅れた経緯があり、以降は随意契約としている。このようにこの業務委託契約は、評価に必要な機械のリース契約期間が5年であるとか固定資産評価が3年は固定されることとかの理由で継続性が必要になるので、委託業者を選定する際には慎重さが必要となる(平成14年度から平成17年度までの初期費用が最も安いこととパッケージシステムをカスタマイズできること等から朝日航洋株式会社に決まった)。

選定当初は、5者の中で、1者は辞退し、残り4者で提案書・要望機能調査票の提出を受け、構築スケジュールについての仕様を満たさない1者を除き、3者からデモを行ってもらい、併せて業者のヒアリングを行った。選定委員会は、市民部・情報政策課・資産税課の9名で構成され、システム提案書の詳細な評価表により合議で1者に選定された。選定委員がすべて市役所職員で構成されており、本当にシステムに詳しく評価できるのか疑問は残るが、客観的に3回に分けて審議されており、一定の合理性は保たれたものと思われる。

<監査手続>

資産税課の担当者より契約の概要、必要性などを聞き、当初の選定委員会議事録、業務委託契約書、委託業務完了届、納品書、納品物一覧表、見積り合わせ通知書、業務委託計画書、設計書、仕様書を入手し、その業務委託契約の合理性・妥当性を調査検討した。

<問題点>

委託費の妥当性

資産税課で、見積り予定価格を算定した後、業者からの入札をするが、1者随意契約なので、その見積りの妥当性が検証されなければならない。にもかかわらず、算定基礎の設計書の中の間接費については、直接費の25%と一律に慣例的に決められている。また、機械経費や材料費についても人件費の一定割合で計算されておりその合理性は見当たらないが、入札価格が見積り予定価格より低ければOKという条件である。しかし、入札基準である見積り予定価格自体の合理性が不明なので、入札結果が妥当かどうか不明である。結果的に委託契約の改善の余地がありそうである。

(11) 保健事業実施業務委託

<概要>

監査対象

1. 契約名称及び契約方法

「保健事業実施業務」、「随意契約」(適用条項；令第167条の2第1項第2号)

2. 契約金額及び予定価格並びに契約金額比率(単位：千円、%)

平成19年4月1日～19年6月30日まで・・・12,754,000円(消費税込み)

* ただし当該年度本予算成立後は、当該期間は平成20年3月31日までとする。

平成19年4月1日～20年3月31日まで・・・53,158,000円(消費税込み)

契約金額比率は100%であり、かつ、委託先の財団法人久留米市総合管理公社の決算に合わせて契約変更するため実績額100%となっている。

なお、当初契約金額53,158,000円>変更契約金額44,100,913円であった。

3. 委託先に対する久留米市の出資比率

委託先；財団法人久留米市総合管理公社

久留米市出捐率；100%

15,000千円

4. 新規契約か又は契約始期

Ⅱ 2. 業務の必要性 参照

5. 再委託の有無

業務委託契約書第5条にて原則禁止。久留米市の事前の書面による承諾のある場合は可能となっているが、当該期再委託なし。

< 監査手続 >

I 調査資料

1. 久留米市（健康福祉部健康医療課）から財団法人久留米市総合管理公社への見積書の提出依頼（18健医第1998号 平成19年3月30日）
2. 上記「仕様書」
3. 見積書（平成19年3月30日）
4. 暫定契約書と契約稟議書
5. 見積もり予定価格調書
6. 見積もり結果表
7. 変更契約書（平成20年3月31日）
8. 変更契約にかかる稟議書（平成20年3月31日）
9. 平成19年度保健事業実施業務委託料の収支決算書の提出について（公総19年223号 平成20年3月31日）
10. 財団法人久留米市総合管理公社 平成19年度決算書

Ⅱ 委託業務

1. 概要及び目的

- (1) 健康ウォーキング事業に関する事
- (2) 健康くるめ21事業に関する事
- (3) 母子保健事業に関する事
- (4) 予防接種に関する事
- (5) 老人保健事業に関する事
- (6) その他

2. 業務の必要性

	事業開始年度	根拠法令等
(1) 健康ウォーキング事業	平成13年度	健康増進法
(2) 健康くるめ21事業	平成13年度	健康増進法
(3) 母子保健事業	昭和40年度	母子保健法
(4) 予防接種	平成6年度	予防接種法
(5) 老人保健（ヘルス）事業	昭和58年度	老人保健法

3. 委託の必要性（又は経済合理性）

委託の必要性については、経済的合理性よりも、委託業務が専門性を要することから必要であると思料される。

III 契約方法及び採用の理由とその妥当性

契約方法；随意契約（適用条項；令第167条の2第1項第2号）

採用の理由；対人保健サービス業務は、専門的な知識を有する保健師により実施しなければならず、また、相当な経験を必要とする業務である。

よって、平成18年度までは、この業務を市内の団体で唯一履行できる「久留米市民健康推進協議会」と特命随契を行ってきた。

平成19年4月付けで同協議会は財団法人久留米市総合管理公社に統合され「愛称：生きがい健康づくり財団」として広く市民の健康づくりを推進していく団体となったため、本業務は引き続き随意契約となっている。

IV 委託先の選定の合理性

久留米医師会は、医師会館の新築落成を機に、久留米市や関係団体と協議のうえ、昭和34年2月6日「久留米市成人病対策協議会」を設立し、久留米市における成人病対策の第一歩を踏み出した。

医師会員と関係機関の協力によって始まった成人病相談会は、「久留米市民健康推進協議会（以下健推協）」が設立される昭和44年3月までのほぼ10年間続けられた。

健推協は、久留米医師会の提唱により、久留米市成人病対策協議会を発展的に解消し、行政・医療・研究の各関係機関が協同し、保健予防活動を通じて、久留米市民の健康増進を図るという理念の基に、昭和44年4月に設立されたものである。当初の構成団体は、久留米医師会、久留米市、久留米大学医学部、福岡県久留米保健所、久留米市校区

公民館連絡協議会、久留米市衛生組合連合会、久留米市婦人会連絡協議会、久留米市社会福祉協議会の8団体であった。

健推協は、その後、事業・予算ともに充実し、平成12年3月には構成団体も17団体に増えている。

その後、健推協を発展的に解散し、健推協が実施してきた事業を平成19年4月に財団法人久留米市総合管理公社へ統合した。

以上のような経緯から、財団法人久留米市総合管理公社への委託契約は妥当と思料される。

V 契約の継続性

特命随意契約のため毎年継続

VI 再委託

再委託はない。

1. 再委託選定理由及び方法
2. 再委託の合理性（委託先と再委託先との業務分担、再委託価格等）

VII 予定価格及び契約金額

1. 積算の方法及び問題点

積算方法については、毎年のことであるので委託事業に関して実績を基に積み上げていく方法をとっており、妥当といえる。また、決算終了後に決算に合致するように契約を変更しており、問題点は特に見当たらない。ただし、今後ともその内容については注意が必要と思料される。

VIII その他特筆事項

財団法人久留米市総合管理公社は、委託業務が終了したときは、速やかに実績報告を久留米市に提出しなければならない（委託契約第16条）、久留米市はこの実績報告書に基づき契約を変更できることになっている（委託契約第17条）。実際に平成19年度も当該財団法人の実績報告に基づき変更契約書（平成20年3月31日付け）が結ばれており、報告書の金額44,100,913円に契約金額が変更され、当初契約額との差額の9,057,087円は当該財団法人から久留米市へ返戻されていた。

＜問題点＞

決算書内訳と決算書原本との突合せにおいて、財団の収支決算書「2. 事業活動支出、③ 受託事業運営費支出、健康推進事業費支出」の各項目金額は久留米市から受託した5事業すなわち、「保健事業」「国保保険事業」「介護保険事業」「こんにちは赤ちゃん事業」「健康管理個別援助事業」のそれぞれの各項目の合算値であることを確認した。ここで、財団法人の決算書原本内訳と久留米市へ報告した受託事業の収支内訳書が「給与手当て支出」等で財団の決算書原本のままでは合致しない。財団法人久留米市総合管理公社は財団法人の決算内訳表示が久留米市への委託事業決算内訳書と合致するように決算書原本の内訳表示方法等を工夫すべきである。

決算書原本の内訳表示方法が報告書の受託事業の収支内訳書と合致することが一番よいが、諸般の事情からただちに表示方法を変更することが困難であり、現状のように決算書の「健康推進事業費支出」以外の項目の「管理支出」等から関連費用を抽出して報告用受託事業収支内訳書を作成するのであれば、少なくともそのことを財団の決算書に注記すべきであろう。

（12）要介護認定調査業務委託

＜概要＞

1. 契約名称及び契約方法

平成19年度要介護認定調査業務委託変更契約（随意契約）

2. 契約金額

当初 94,635,450 円（消費税及び地方消費税 4,506,450 円を含む）

変更後 89,647,398 円（消費税及び地方消費税 3,482,014 円を含む）

3. 委託先

社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会（昭和37年7月17日設立）

平成17年2月に社会福祉法人田主丸町社会福祉協議会、社会福祉法人北野町社会福祉協議会、社会福祉法人城島町社会福祉協議会、社会福祉法人三潁町社会福祉協議会を合併

4. 委託先に対する久留米市の出資比率

社会福祉法人であるため出資はない。ただし、市がこれまで補助金を支出してきており、外郭団体との位置づけがなされている。

5. 新規契約か又は契約始期

介護保険導入時より契約している。

6. 再委託の有無

該当事項なし。

7. 契約方法及び採用の理由とその妥当性

随意契約となっている。随意契約とした理由については以下のとおり記載されている。

1. 介護保険法第27条2項の規定では、要介護認定調査について当該市町村職員が調査することとし、その調査を指定居宅介護支援事業者等に委託することができるとしている。

2. また、国が示した『適切な認定実施のための対応方針』では、「出来る限り市町村職員による調査」を基本に、①委託する場合には公的団体が望ましいこと、②一定期間に定期的に市町村職員が調査する等、により認定調査の公平性、客観性を担保することの重要性を提起している。

3. 委託先については認定調査事業の正確性・公平性を維持できるとともに、安定的・継続的な事業の推進が可能であること。

4. ただし、平成18年4月の制度改正により指定市町村事務受託法人に委託することができるとなっているが、次の要件に該当する法人が現在ない。

要件 介護サービスを提供していない法人

5. 以上の条件を満たす事業所が当該随意契約の相手方以外には見当たらない。

なお、現在では市の直営の調査と、委託先である社会福祉協議会の調査が分担して行われている。そのため、市職員と社会福祉協議会職員の調査担当者との定例会議が開催され、また、合同で厚生労働省作成の「認定調査員テキスト」を利用した研修が行われている。

平成18年度の調査実績は以下のようになっている。

久留米市職員による調査

i 市内、近郊への訪問調査 3, 298件

ii 遠隔地による他市町村等への委託契約調査 85件

社会福祉協議会による調査 8, 901件

合計 12, 284件

<監査手続>

1. 委託先の選定の合理性

社会福祉協議会は社会福祉法人であり、営利を目的とするものではないため、合理的ではあると考えられる。

また、契約は実際に要した費用を契約の対価とし、当初契約との差額は精算し返納することとなっている。

2. 契約の継続性

介護保険制度が導入されて以来、社会福祉協議会が業務を担っている。

3. 再委託

再委託は行われていない。

4. 予定価格及び契約金額

予算は以下のようになっている。

人件費

(単位：円)

職員給 認定調査員 14名	43,452,000
各種手当	24,552,000
賃金	3,240,000
福利厚生費	834,000
社会保険料等	12,509,000
合計	84,587,000

物件費

(単位：円)

研修費等	435,000
旅費等	516,000
消耗品等	580,000
通信運搬費等	864,000
諸費	4,507,000
車両関連費等	3,147,000
合計	10,049,000

委託料計

94,636,000 円

これに対して契約金額は

94,635,450 円（当初金額）

89,647,398 円（剰余金返戻後 実績金額）となっている。

実績の内訳は以下のとおりである。

収入

（単位：円）

区分	当初契約金額	実績額	過不足額
市受託料（消費税を除く）	90,129,000	90,129,000	0
受託料（消費税）	4,506,450	4,506,450	0
合計	94,635,450	94,635,450	0

支出

（単位：円）

区分	当初契約金額	実績額	過不足額	
職員給	給料	43,452,000	44,260,091	-808,091
賃金	賃金	3,240,000	1,067,400	2,172,600
職員手当	扶養手当	858,000	864,000	-6,000
	住居手当	1,503,000	1,250,700	252,300
	通勤手当	1,619,000	1,017,120	601,880
	休日勤務手当	75,000	0	75,000
	時間外手当	3,190,000	4,688,608	-1,498,608
	期末勤勉手当	17,307,000	16,426,915	880,085
法定福利費	社会保険料	8,694,000	8,598,127	95,873
	労働保険料	1,774,000	946,638	827,362
厚生経費	共済会費	324,000	315,822	8,178
	公務災害補償	60,000	71,700	-11,700
	健康診断料	450,000	308,382	141,618
	職員福利費	0	0	0
	退職共済負担金	1,651,000	1,743,300	-92,300
研修費	研修費用	435,000	329,480	105,520
旅費	旅費	516,000	332,560	183,440
需用費	消耗品費	570,000	469,684	100,316
	印刷製本費	10,000	0	10,000

役務費	通信運搬費	766,000	521,402	244,598
	保険料	98,000	72,660	25,340
車両維持費	燃料費	1,218,000	949,506	268,494
	修繕費	440,000	356,051	83,949
	自賠責・任意保険	850,000	582,690	267,310
	重量税・自動車税	124,000	132,800	-8,800
賃料. 損料	賃借料	475,000	467,648	7,352
繰出金	経理区分間繰出金	390,000	390,000	0
	雑費	40,000	2,100	37,900
租税公課	消費税	4,506,450	3,482,014	1,024,436
合計		94,635,450	89,647,398	4,988,052

<問題点>

支出の内容については、社会福祉協議会からの請求に基づいて行われているが、実費弁償方式によっているものの、支出内容についての検証が担当課において十分に行われているとは言い難い。

(13) 久留米市地域包括支援センターの設置及び運営委託

<概要>

1. 業務委託の内容について

業務委託の内容は次のとおりである。

- (1) 市の担当部署 長寿介護課
- (2) 契約名称 久留米市地域包括支援センターの設置及び運営委託契約
- (3) 委託先 特定非営利活動法人くるめ地域支援センター
- (4) 委託業務の目的

介護保険法第115条の38第1項第2号から第5号までに掲げる「包括的支援事業」を実施するとともに、同法第8条の2第18項に定める「介護予防支援事業」について「包括的支援事業」と総合的かつ一体的に実施することにより、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としている。

(5) 委託業務の内容

主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等の3職種が連携をとりながら支援センターで次の業務を行う。

- ① 地域における様々な関係者のネットワークの構築、高齢者の心身の状況の把握、高齢者等からの相談対応及び支援
- ② 成年後見制度の活用のための情報提供や専門団体の紹介等、虐待の防止・早期発見のための連帯体制の構築及び虐待等への必要な援助
- ③ 医療機関を含めた関係機関との連帯体制の構築、地域の連帯・協力体制の整備等
- ④ 介護予防事業・介護予防給付に関するアセスメント、介護予防ケアプランの作成等

2. 委託先選定について

① 契約方法

令第167条の2第1項第2号による随意契約

② 随意契約理由

平成17年度に介護保険事業計画推進協議会での協議をもとに事業者を公募した結果、1事業者からのみ応募があり、平成18年度に業務委託、平成19年度は、久留米市地域包括支援センター及び地域密着型サービスの運営に関する協議会において、必要な人材の確保がなされていること、継続的事業を展開するための理由により、引き続き業務委託を行っている。

3. 業務委託料について

業務委託料は147,397,000円（年額）であり、委託料の設計内容は別紙のとおりである。

<監査手続>

随意契約が「久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領」及び随意契約基準に準拠して適正に行われることにより、随意契約を行った相手方の選定理由が明らかであるか、契約価格が予定価格の作成を基とした適正な価格であるか等の検証のため、次の資料の閲覧、照合、担当者への質問により監査を実施した。

資料名

委託契約稟議書

見積予定価格調書

見積結果表

業務委託契約書

特定非営利活動法人くるめ地域センターの履歴事項全部証明書
収支予算書
平成19年度収支計算書
平成19年度 特定非営利活動に係る損益計算書
平成18年度 地域包括支援センター委託料の考え方について
平成19年度 久留米市地域包括支援センター設置及び運営事業業務
仕様書
平成19年度 地域包括支援センター運営事業委託の考え方について

<問題点>

1. 業務委託料について

- ① 業務委託料の設計金額は、別紙（141頁）のように人件費、事務費及び車輛
借り上げ費から構成されている。このうち人件費は3職種である保健師等、社
会福祉士、主任介護支援専門員の人件費である。

この人件費は、国が示した基準（高齢者人口6,000人あたり3職種を各
1名配置する）により高齢者人口をもとに必要な3職種の人数を算定し、こ
れに1人当たりの人件費委託料、常勤の場合5,000千円、非常勤の場合
3,454千円を乗じて算定されている。

これが、別紙（141頁）の人件費の算定資料である。この表の保健師等の業
務委託料には上記の算定方法による額にさらに事務費として5,000千円
が加算されている。この5,000千円は保健師等の不足を懸念し、確実に
確保するために、事務費として上乘せされた金額とのことである。

せつかく国が示した基準をもとに各支援者の人件費額を算定しているにも
かかわらず、何らの根拠もない金額（1人分相当額）を加算することにより、
人件費分委託料が合理性を欠く金額となっている。

- ② 上記①は平成18年度の業務委託料の設計金額であるが、平成19年度も
平成18年度と同じ算定基礎及び金額が採用されている。

また、1人当たりの人件費委託料5,000千円は、以前に同様の職務を
行っていた保健師等の支給実績をもとに算定しているとのことである。

- ③ 久留米市地域包括支援センターの運営事業を受託している特定非営利活動
法人は、本来の包括的支援事業を行うとともに、介護予防ケアプランの作成
を行い、介護保険からのケアプラン作成収入を得ている。

ケアプラン作成は50%を居宅介護支援事業所に委託し、50%を特定非
営利法人が行うことが予定されているが、法人では職員のケアプランナーの

他に3職種の者もそれぞれ作成を兼務しているとのことである。

- ④ 以上より、業務委託料の設計において、実際の業務に係る基礎資料の把握を行い、これに基づいた設計を行うべきであり、余分な見込みの費用は考慮すべきではないと考える。さらに、現在の委託状況下で1人当たりの人件費委託料が適正か否かの見直しも必要と考えられる。

また、3職種の者が本来の包括的支援業務のほかにケアプランの作成も兼ねていることから、ケアプラン作成業務相当額の人件費はケアプラン作成収入で負担すべきものであり、この点からも業務委託料の人件費の見直しが必要といえる。

久留米市地域包括支援センターの設置及び運営事業委託契約

1. 業務委託料の設計金額

(単位：千円)

内 容	金 額	
人件費		135,315
保健師等	49,955	
社会福祉士	51,216	
主任介護支援専門員	34,144	
事務費		7,090
車両借り上げ費		4,992
業務委託料 計		147,397

2. 人件費の算定資料

平成18年、19年度分

(単位：千円)

支援担当者	常勤配置人員	非常勤人員	委託料計	備考
保健師等	9	1.5	49,955	事務費 5,000 千円含む
社会福祉士	9	1.8	51,216	
主任介護支援専門員	6	1.2	34,144	
計			135,315	

(注) 1人当たりの人件費

常勤人員 5,000 千円

非常勤人員 3,454 千円

(14) 準用河川湯ノ尻川改修事業

<概要>

- ① 契約方法
随意契約

- ② 契約金額及び予定価格並びに契約金額比率

契約金額	179,136 千円
予定価格	179,136 千円
契約金額比率	100 %

- ③ 委託先
九州旅客鉄道株式会社

- ④ 委託先に対する久留米市の出資比率
出資比率 0 %

- ⑤ 新規契約か又は契約始期
契約始期 平成18年度

- ⑥ 再委託の有無 無

<監査手続>

1 実施した監査手続

現場視察
工事関連資料の検証

2 調査資料

基本協定書
工程表
予算書
残存物予定調書
市議会への工事委託契約締結承認依頼書
同上議案書(第78号議案)
協定額総括表

九州旅客鉄道株式会社からの計画協議回答書
久留米市から九州旅客鉄道株式会社への計画協議依頼書
随意契約理由書
平成19年実施協定書
支出負担行為決定書
複数回支払内訳
平成19年度JR実施協定に基づく支払について
資金計画表

3 委託業務

① 概要及び目的

概要	J R 鹿児島本線横断部の河川、道路の築造及びそれに伴う鉄道施設（軌道施設・電気施設・通信施設）の移設工事
目的	J R 鹿児島本線（松崎橋梁）の現況河川断面が狭小のうえ、その上流部が蛇行しているため、豪雨時に度々河川が氾濫しており、その被害を防止する。

② 業務の必要性 河川氾濫による洪水防止のため。

③ 委託の必要性（又は経済的合理性）

必要性 高度な専門性を必要とする工事であるため。

4 契約方法及び採用の理由とその妥当性

契約方法	随意契約
採用の理由	高度な専門性を必要とする工事であるため。
契約採用の妥当性	令167条の2第1項第6号に該当

5 契約方法の選定の合理性

他社に専門性を有する業者がないため。

6 契約の継続性

3年間継続（平成18年度～平成20年度）

7 再委託

該当なし

8 予定価格及び契約金額

① 積算の方法及び問題点等

積算の方法 九州旅客鉄道株式会社の内部規定に基づく積算

9 その他特筆事項

当初工事施工期間は、平成18年度から平成21年までの3年間であったが、九州旅客鉄道株式会社が列車運行の安全性を確認するため、当初の工法で試験施工を行った結果、孔壁が崩壊し、その状態で列車を走行させるのは危険であると判断したため、工法の変更を行うこととなった。この結果、工事施工期間は、1年間延長となり、総額概算及び久留米市の負担限度額も下記のように増額見込みとなっている。

(単位：千円)

	当初計画	変更後
総額概算額	485,712	587,415
負担金工事経費	239,762	257,958
受託工事経費総額	245,950	329,457
久留米市負担額	478,211	579,914

<問題点>

① 随意契約採用の理由の適用誤があった。

誤 令第167条の2第1項第2号に該当

正 令第167条の2第1項第6号に該当

② 積算が九州旅客鉄道(株)で行っているため内容が不明。

契約である以上相手方より積算資料を入手すべきである。

(15) 指定公園以外の維持管理

<概要>

① 契約の方法

随意契約

② 契約金額及び予定価格並びに契約金額比率 (単位：千円、%)

契約金額 30,865 千円

- ③ 委託先
財団法人久留米市都市公園管理センター
- ④ 委託先に対する久留米市の出資比率
出資比率 (平成20年4月1日現在) 51.7 %
- ⑤ 新規契約か又は契約始期
平成18年度
- ⑥ 再委託の有無
有

<監査手続>

I 契約関連資料の検討

委託先である財団法人久留米市都市公園管理センターへの往査

これは、従来の会計監査に加えて3E監査すなわち事務が最小の経費で最大の効果を上げるように執行されているか、組織運営の合理化に努めているか、といった観点から実施した。

委託先である財団法人久留米市都市公園管理センターの決算書の入手及び検討

この手続きは、上記往査と同一の趣旨で実施した。

II 調査資料

積算運用の手引き (福岡県土木整備部作成)

支出負担行為変更決定書

複数回支払内訳

科目内訳書

完成検査報告書

業務請負変更契約書

業務委託変更伺

業務委託契約書

業務委託契約約款

本工事費内訳表

特記仕様書

委託作業技術基準

見積予定価格調書

(指名競争入札のための) 委任状

見積書
見積結果表
見積伺
業務委託伺
久留米市都市公園管理センター事業報告及び決算

Ⅲ 委託業務

1. 概要及び目的

- (1) 久留米百年公園他の維持管理に関すること。
 - 1) 久留米百年公園
 - 2) 宮の陣橋記念公園
 - 3) 梅満児童遊園
 - 4) 草野児童遊園
- (2) 久留米百年公園便所清掃に関すること。
- (3) 高良川・下弓削川浄化施設操作点検に関すること。

2. 業務の必要性

久留米市・新総合計画（久留米市企画財政部企画調整課作成）では、基本計画のフレームとして水と緑の人間都市達成のため下記3つの目標を掲げている。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・誇りがもてる美しい都市
【快適環境・未来都市】 | <p>都市づくりの視点を質の充実・美の追及に転換</p> <p>世代を受け継ぎながら歴史のなかで醸成されていく誇りがもてる美しい都市を目指す。</p> |
| <ul style="list-style-type: none">・市民一人ひとりが輝く都市
【元気・躍動・市民都市】 | <p>一人ひとりが、かけがえのない人間として尊重され、自己実現の主体的活動ができる市民一人ひとりが輝く都市を目指す。</p> |
| <ul style="list-style-type: none">・地力と風格のある都市
【活力・交流・拠点都市】 | <p>福岡県南地域の発展を担う中核都市として活力あふれた社会を自ら創り上げる</p> <p>‘地力’ と、圏域全体の一体的発展の視点を持ち、一貫した都市づくりから醸し出される‘風格’のある都市を目指す。</p> |

上記誇りがもてる美しい都市達成のために、広く市民の憩いの場、レクリエーションの場として快適に利用してもらうための公園管理

3. 委託の必要性（又は経済的合理性）

管理対象が広域にわたるため市が独自に実施するより効率的かつ経済的であるため。

4. 契約方法及び採用の理由とその妥当性

契約方法	随意契約
採用の妥当性	特記事項なし

5. 契約方法の選定の合理性

特記事項なし

6. 契約の継続性

継続の見込

7. 再委託

① 再委託先選定理由及び方法等

再委託先	(株)高嶋造園
------	---------

② 再委託先の合理性（委託先と再委託先との業務分担、再委託価格等）

対象地域に近く業務遂行に必要な専門性、設備、人員を要しているため

8. その他特筆事項

特記事項なし

<問題点>

① 外郭団体の自立化対策

財団法人久留米市都市公園管理センターへの久留米市の出資比率は、平成20年4月1日現在51.7%である。民間活力の有効利用の観点から出資比率を引き下げ財団法人久留米市都市公園管理センターの自立化を図っていくべきである。

(16) 自転車駐車場等管理業務委託

<概要>

- ① 契約方法
随意契約

- ② 契約金額及び予定価格並びに契約金額比率
予定価格 53,961 千円
契約金額 53,961 千円
契約金額比率 100.0 %

- ③ 委託先
社団法人久留米市シルバー人材センター

- ④ 委託先に対する久留米市の出資比率 (%)
無し

- ⑤ 新規契約か又は契約始期
従来より継続

- ⑥ 再委託の有無
無し

<監査手続>

1. 実施した手続

委託先社団法人久留米市シルバー人材センターへの往査
関連資料の検証

任意抽出による自転車置き場3箇所の視察

- ・東町地下自転車駐車場
- ・西鉄久留米駅高架下自転車駐車場
- ・長門石橋高架下自転車保管所

2. 調査資料

- ・支出負担行為変更決定書
- ・契約書
- ・契約締結承認願

- ・ 随意契約理由
- ・ 自転車駐車場手数料集計表
- ・ 放置自転車撤去保管手数料
- ・ 自転車駐車場管理運営月報
- ・ 減免規定
- ・ シルバー人材センター決算書
- ・ シルバー人材センター事業説明書
- ・ 久留米市契約事務規則
- ・ 自転車置き場料金表
- ・ 高架下ローテーション表
- ・ シルバー人材センター理事会議事録

3. 委託業務

① 概要及び目的

下記自転車駐車場等の管理業務等

- ・ 東町地下自転車駐車場
- ・ 城南自転車駐車場
- ・ 西鉄久留米駅高架下自転車駐車場
- ・ 長門石橋高架下自転車保管所
- ・ 宮ノ陣自転車駐車場
- ・ 櫛原自転車駐車場
- ・ 花畑駅自転車駐車場
- ・ 試験場前駅自転車駐車場
- ・ 古賀茶屋自転車駐車場
- ・ 荒木自転車駐車場
- ・ 大善寺自転車駐車場

② 業務の必要性

駅周辺の自転車等の駐車を管理し交通の混雑を防ぐ

③ 委託の必要性（又は経済的合理性）

民間組織の有効利用のため

4 契約方法及び採用の理由とその妥当性

随意契約

5 契約方法の選定の合理性

問題点なし

6 契約の継続性

継続

7 再委託

該当なし

8 予定価格及び契約金額

予定価格 53,961 千円

契約金額 53,961 千円

9 その他特筆事項

無し

<問題点>

自転車駐車場は市内11箇所に存在し、社団法人久留米市シルバー人材センターが自転車の保管管理業務を行っている。このうち、①東町地下自転車駐車場③西鉄久留米駅高架下自転車駐車場④長門石橋高架下自転車保管所の現場視察を実施し、見積書に記載された人員が配置されているかを確認した。

結果、3箇所とも見積書に記載された人員は、配置されているものの④長門石橋高架下自転車保管所において、人員が常時2名配置されているが、常時放置自転車の回収搬入が行われることはないため、1名の配置で済むものと考えられ約1,860千円の節減が可能と判断される。

一時的に放置自転車の搬入により要員不測の場合は、別途センターで要員を一時的に配置する等の工夫を行うべきものとする。

費用節減額算定根拠は次のとおりである。

$$687円 \times 2人 \times 7時間30分 \times 361日 \times 0.5 = 1,860,052円$$

※市内における自転車駐車場及び配置人員は、下記のとおりとなっている。

番号	管理区分	要員数	予算金額
①	東町地下自転車駐車場	10人	18,980千円

② 城南自転車駐車場	6人	9,948千円
③ 西鉄久留米駅高架下自転車駐車場	6人	9,948千円
④ 長門石橋高架下自転車保管所	2人	3,720千円
⑤ 宮ノ陣自転車駐車場	2人	1,216千円
⑥ 櫛原自転車駐車場	1人	299千円
⑦ 花畑駅自転車駐車場	2人	598千円
⑧ 試験場前駅自転車駐車場	1人	299千円
⑨ 古賀茶屋自転車駐車場	1人	299千円
⑩ 荒木自転車駐車場	1人	299千円
⑪ 大善寺自転車駐車場	1人	299千円
⑫ その他管理業務等		5,487千円
⑬ 消費税		<u>2,569千円</u>
合計		<u>53,961千円</u>

(17) 可燃物及び粗大ごみ収集運搬業務委託

<概要>

- 1 契約名称及び契約方法
 契約名称 可燃物及び粗大ごみ収集運搬業務委託
 契約方法 特命随意契約
- 2 契約金額及び予定価格並びに契約金額比率（単位：千円、％）
 契約金額 190,050千円
 予定価格 190,354千円
 契約金額比率 99.8％
- 3 委託先
 久留米市清掃事業協同組合
- 4 委託先に対する久留米市の出資比率（％）
 なし
- 5 新規契約か又は契約始期
 契約始期 平成13年（可燃物及び粗大ごみ収集運搬業務）
- 6 再委託の有無
 なし

<監査手続>

I 調査資料

平成19年度可燃物及び粗大ごみ収集運搬業務の委託について
平成19年度可燃物及び粗大ごみ収集運搬業務の契約締結について
可燃物及び粗大ごみ収集運搬業務委託契約書
見積参加通知書（平成19年3月15日付）
業務委託仕様書
「可燃物及び粗大ごみの収集運搬業務委託」設計書
平成19年度可燃物収集運搬業務委託料積算書
平成19年度粗大ゴミ収集運搬業務委託料積算書
月次業務報告書

II 委託業務

1 概要及び目的

本業務は、久留米市内の可燃物及び粗大ゴミの収集運搬を行うものである。

久留米市における家庭系と事業系のゴミ収集運搬のうち、家庭系の可燃物については、1日あたりの稼働台数の比率で市内のゴミ収集運搬業者に約5割を委託し、残りの5割は久留米市の直営で行っているということである。本業務は、その約5割についてゴミ収集運搬業者に家庭系の可燃物についての収集運搬の業務委託を行う契約である。平成20年度より、久留米市が直営で行っている業務についても民間業者（三業者）へ入札による業務委託契約を実施しているということである。

粗大ゴミについても、同じく1日あたりの稼働台数の比率で5割を業務委託契約にて市内のゴミ収集運搬業者に委託し、残りは久留米市の直営で行っているということである。本業務は、その5割についてゴミ収集運搬業者に粗大ゴミの収集運搬の業務委託を行う契約である。平成20年度より、久留米市が直営で行っている業務についても民間業者へ業務委託し、実施しているということである。

2 業務の必要性

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項によれば、「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。」と規定されており、一般廃棄物の処理は、市町村の固有事務として義務づけられている。

したがって、業務の必要性について問題はない。

3 委託の必要性（又は経済合理性）

市町村による一般廃棄物収集、運搬及び処分は、市町村以外の者に委託することが廃棄

物の処理及び清掃に関する法律で予定されている（同法6条の2第2項）。

また、一般廃棄物（し尿）収集の委託業者または許可業者の転廃業を円滑かつ計画的に進めて、業者の業務の安定を図るとともに、一般廃棄物、し尿の適正な処理を確保することを目的に、昭和50年5月に「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」が制定されたが、同法の趣旨に基づき、当該事業の従業員について就職の斡旋等の措置のためにし尿処理業者で構成する業者に業務委託を行う必要がある。また、当該業者は一般廃棄物、し尿の収集・運搬に精通しているため、市内の地理に詳しく、効率的に委託業務を遂行する能力を備えている。また、これを外部委託することによって経費の削減を図ることができる。

以上のような理由から委託の必要性は認められる。

前述のとおり、久留米市が直営で行っている家庭系の可燃物及び粗大ゴミの業務についても業務委託契約を行っており、委託の範囲はさらに拡大している。外部委託による経費削減の目的等からは業務委託の範囲の拡大は進むべき方向であろうが、入札（見積）価格については後記に述べるような特記すべき事由は、今後の業務委託契約にも当てはまる。

経済合理性という観点では、市によれば、平成18年度におけるごみ運搬車両1台当たりの年間経費は、業務委託で可燃物のごみ運搬車両が約1,130万円、粗大ゴミの運搬車両が195万円（「可燃物及び粗大ごみの収集運搬業務委託」設計書による設計金額を基礎として算出した数値）との試算である。

しかし、市が直営で行う場合のごみ運搬車両一台あたりの経費実績（年間の人件費、物件費、減価償却費を稼働車両台数で除した数値）を基礎にした設計金額は、そのこと自体の経費の適正性を図る基準がなく、外部委託による入札（見積）額の適正性もしくは経済的合理性を図る数値的根拠もしくは基準とするには客観性を担保するシステムとはなっていない。

III 契約方法及び採用の理由と妥当性

〈契約方法〉

久留米市では、競争入札制度による選定方法を用いず、見積参加通知書に対して入札（見積）書を提出して行われる特定事業者との間での特命随意契約である。

委託料の支払いは1か月ごとに年間委託料を月数で割った定額が毎月25日までに支払われる

〈採用の理由〉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、ごみの収集業務は市町村の責任において実施すべきこと（同法6条の2第1項）、その業務を委託する場合は、受託者が受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有するものであること（同法6条の2第2項、同施行令4条）を定めている。

本業務は、①し尿処理業者で構成する事業協同組合「下水道の整備等に伴う一般廃棄物

処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づき、当該事業の従業員について就職の斡旋等の措置のため、②同業に精通し、市内の地理に詳しい、効率的に遂行する能力を具備していること、③一般廃棄物の収集、運搬、処分を市町村以外のものに委託する場合の基準である廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令4条1項、1，2，3号の規定に適合していること、④過去の実績（H3～H9 資源物（ビン、カン）収集・運搬業務、H10～H12 可燃物収集運搬業務、H13～H18 可燃物及び粗大ごみ収集運搬業務）があることから採用されたものである。

〈妥当性〉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。」（第6条の2第1項）との規定の趣旨に鑑みれば、上記②の同業に精通し、市内の地理に詳しく、効率的に遂行する能力を具備していることや③の実績は、重視されるべきものであり採用の妥当性はあるものと思料される。

しかしながら、後記に述べるとおり契約方法や契約金額に関する経済合理性という観点からは疑問が残るところである。

IV 委託先の選定の合理性

委託先については、法律は受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有するものであること（同法6条の2第2項、同施行令4条）を定めていることから、その意味で本件委託先の選定に合理性はあると考えられる。ただし、これまでの実績によれば、同一業者に対して継続的に委託してきた事実があり、その意味で後記に述べるとおり契約方法や契約金額に関する経済合理性という観点からは疑問が残るところである。

V 契約の継続性

平成3年から平成9年までは、資源物（ビン、カン）の収集・運搬について業務委託を行い、平成10年から平成12年までは、可燃物収集運搬業務（可燃10車）、平成13年から平成18年までは可燃物及び粗大ごみ収集運搬業務（可燃15車、粗大6車）と業務委託契約は継続的に行われ、また業務委託の範囲は拡大してきている。業務の性質上、業務の継続の必要は認められる。

VI 再委託

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第14項により再委託は禁止されていることから、本業務も再委託の事実はない。

Ⅶ 設計価格及び契約金額

1 積算の方法及び問題点

久留米市における設計金額の積算については、久留米市自らが行っており、基本的に可燃物収集運搬業務委託料と粗大ごみ収集運搬業務委託料の二つに分け、事務所経費等（事務員給与など）は可燃物収集と粗大ごみ収集の稼働割合で割り振るなどしてそれぞれ収集車一台当たりの経費を積算し、これに車台数を乗じて積算している。これらを合計した金額に消費税及び地方消費税を加算した額が設計金額となっている。設計金額は、非公開とされている。

このように、久留米市の試算する設計金額は、久留米市が直営で行う場合のごみ運搬車両一台あたりの経費実績（年間の人件費、物件費、減価償却費を稼働車両台数で除した数値）を基礎にして積算されているのであるが、その各経費の多くは前年度もしくは経年度の実績をもとに経済情勢や上昇率等を考慮して算出されているようである。久留米市による直営の実績を基礎に久留米市の判断で設計価格が積算されることになることから、設計金額の適正性は第三者もしくは専門家により検証されておらず、設計金額が外部委託による入札（見積）額の適正性もしくは経済的合理性を図る数値的根拠もしくは基準としては必ずしも客観性があるものとはいえないシステムとなっている。

一方で、別表のとおり、経年の落札率は、平成12年以降各年98%～99.64%と毎年高率となっている。継続的に同一業者に委託されていることから見積価格に競争原理が働かず、見積業者は前年度の契約金額を基礎に僅かな金額を減額か増額して見積額を提出するのが実情である。

以上のとおり、見積による方式を採用しているものの、経済合理性という観点では結果的に経済的に合理的であるか否かを客観的に判断し得ないシステムとなっている。

久留米市が設計金額の積算を担当部署内で行っていることが問題である。専門家の意見を聞くなどして相見積もりを取り、積算根拠の適正性を検証するか、もしくは複数の業者に対して指名競争入札類似の方法を実施することも一つの方法ではないかと考える。

本件業務は、生活環境の保全という業務の性質上、業務遂行の適正を重視すべき面も存するが、一方で経済的合理性を全く無視することもできない。上記のような問題点を考慮し制度を再点検すべきではないかと考える。

平成18年度契約実績

契約金額（税込み）

188,790,000円

予定価格（税込み）

191,668,050 円

落札率 98.50%

平成17年度契約実績

契約金額（税込み）

188,748,000 円

予定価格（税込み）

190,250,550 円

落札率 99.21%

平成16年度契約実績

契約金額（税込み）

188,790,000 円

予定価格（税込み）

189,951,300 円

落札率 99.39%

平成15年度契約実績

契約金額（税込み）

188,527,500 円

予定価格（税込み）

189,217,350 円

落札率 99.64%

平成14年度契約実績

契約金額（税込み）

190,575,000 円

予定価格（税込み）

193,403,700 円

落札率 98.54%

平成13年度契約実績

契約金額（税込み）

189,000,000 円

予定価格（税込み）

191,649,150 円

落札率 98.62%

平成12年度契約実績

契約金額（税込み）

168,945,000 円

予定価格（税込み）

172,399,500 円

落札率 98.00%

平成11年度契約実績

契約金額（税込み）

169,680,000 円

予定価格（税込み）

174,153,000 円

落札率 97.43%

平成10年度契約実績

契約金額（税込み）

168,000,000 円

予定価格（税込み）

173,302,500 円

落札率 96.94%

Ⅷ その他特筆事項

すでに述べたが、家庭用ごみの収集、粗大ごみの収集については、ともに久留米市においては、委託割合を拡大する予定（平成20年4月に拡大済）である。

<問題点>

本件契約そのものに法的問題点は存しない。しかし、予定価格と契約金額とが近似しており、適正な契約金額の設定のため予定価格の積算の方法、委託業者選定の方法を再検討すべきである。

(18) 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託

<概要>

1. 業務委託の内容について

(1) 市の担当部署 田主丸総合支所環境課

(2) 契約名称 平成19年度一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託

(3) 委託先 田主丸町環境衛生連合会

(4) 委託業務の目的及び内容

①目的

この業務は、市が定める仕様書による収集区域内の燃やせるごみの収集及び運搬業務・「燃やせるごみ用指定袋」以外の不適排出物に対する警告ステッカーの張付及び収集、運搬業務を目的としている。

②業務の実施

業務は仕様書・各種マニュアルに従い、事故対策に配慮し、業務を遂行する。

③報告等

- ・収集業務を完了したときに業務報告書を作成し、毎月5日までにその成果に関する報告書を市に提出しなければならない。
- ・業務実施に関して、事故が発生し又は発生する恐れがあるとき、ただちに市に報告するとともに、これに対する措置を十分に講じなければならない。

2. 委託先選定について

(1) 契約方法

令第167条の2第1項第2号による随意契約である。

(2) 随意契約理由

- ・当連合会は一般廃棄物の可燃収集・運搬業務に精通し市内（田主丸地区）の地理に詳しく、本委託業務を効率的に遂行する能力を十分に備えている。
- ・昭和38年に環境衛生連合会が設立され、田主丸校区の一般廃棄物（ごみ）収集・運搬業務を受託、又、昭和58年の浮羽郡清掃センター建設により、旧田主丸町全域に対する一般廃棄物（ごみ）収集・運搬業務を受託してきた経緯があり、現在まで一般廃棄物処理基本計画に基づき業務を適正に遂行した実績がある。

(3) 契約金額及び予定価格ならびに契約金額比率について

契約金額は、32,982,600円で、予定価格は32,985,301円であり、契約金額比率は99.99%である。

<監査手続>

1. 監査の概要

田主丸総合支所の担当者から概要を聞き、平成19年度における随意契約の必要性などを説明してもらい、業務委託契約書、委託業務の法的根拠、積算書、見積予定価格調書、見積結果表などを入手し、その合理性・妥当性を検証した。

2. 田主丸町環境衛生連合会の選定の合理性について

昭和38年に環境衛生連合会が設立され、昭和58年浮羽郡清掃センター建設により受託してきた経緯から適正に遂行した実績もあり、1者随意契約されている。他には、事業系でA社、I社、D社、F社、M社がある。

3. 委託費の妥当性

決算額を見る限り妥当である。この連合会は、市との出資関係はなく、またその役員も市の職員など関係は一切ない。ただし、事務局長と一部の嘱託職員は、田主丸総合支所のOBであるが、人件費等の割増は見られなかった。業務委託契約書第6条には再委託が禁止されているにもかかわらず、支出項目の事務費の中に委託料として不法投棄巡回作業員賃金が計上されている。これは、平成19年度でみると、歳入に委託料が33百万円、補助金が13百万円であり、補助金対象の支出である旨回答をもらった。しかし、決算額には委託料分と補助金分との区別がされていないので、著しく明瞭性に欠ける。現状では、業務委託契約において決算報告を求めているが、そうであればその委託契約自体に報告義務がないということになるので不備があるといわざるを得ない。因みに有限会社北野衛生社ではその義務が明記されている。

<問題点>

田主丸町環境衛生連合会の見積参加通知書が機能していない。なぜなら、1者随意契約だからである。入札手続きはきちんと取られているが、参加通知書自体を1者に限定しているため、機能していない。非公開の予定価格と市の委託料とにほとんど差異がない(契約金額比率99.99%)のは、馴れ合いになっているからのようである。いずれにしても1者随意契約というのは良くない。馴れ合い、緊張感ある勤務態度、コスト面、内部体制制度などの観点から参加基準を見直し、広く競争入札にすべきである。

(19) (北野) 可燃物収集運搬業務委託

<概要>

1. 業務委託の内容について

- (1) 市の担当部署 北野総合支所環境課
- (2) 契約名称 平成19年度可燃物収集運搬業務委託
- (3) 委託先 有限会社北野衛生社
- (4) 委託業務の目的及び内容

①目的

この業務は、市が定める仕様書による収集区域内の燃やせるごみの収集及び運搬業務・「燃やせるごみ用指定袋」以外の不適排出物に対する警告ステッカーの張付及び収集、運搬業務を目的としている。

②業務の実施

業務は仕様書・各種マニュアルに従い、事故対策に配慮し、業務を遂行する。

③報告等

- ・収集業務を完了したときに業務報告書を作成し、毎月5日までにその成果に関する報告書を市に提出しなければならない。
- ・業務実施に関して、事故が発生し又は発生する恐れがあるとき、ただちに市に報告するとともに、これに対する措置を十分に講じなければならない。

2. 委託先選定について

(1) 契約方法

令第167条の2第1項第2号による随意契約である。

(2) 随意契約理由

- ・有限会社北野衛生社は一般廃棄物の可燃収集・運搬業務に精通し北野市内の地理に詳しく、本委託業務を効率的に遂行する能力を十分に備えている。
- ・指定袋(有料)制ごみ収集実施に伴う北野地域の一般廃棄物の可燃物収集・運搬業務を開始当初より現在まで一般廃棄物処理基本計画に基づき業務を遂行している。

(3) 契約金額及び予定価格ならびに契約金額比率について

契約金額は、49,258,440円で、予定価格は49,259,683円であり、契約金額比率は99.99%である。

<監査手続>

北野総合支所の担当者から概要を聞き、平成19年度における随意契約の必要性などを説明してもらい、業務委託契約書、委託業務の法的根拠、積算書、見積予定価格調書、見積結果表などを入手し、その合理性・妥当性を検証した。

<問題点>

1. 有限会社北野衛生社の選定の合理性

当社は、従来から北野地域の一般家庭から排出される燃やせるごみの収集を業としている。他の許可事業者は、D社・A社があるが、事業系の一般廃棄物収集運搬許可業者である。産業廃棄物以外の一般廃棄物処理業（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条）の許可は、旧来上津クリーンセンター（環境部施設課）だったが、平成20年4月より環境部廃棄物指導課が管理している。平成21年4月からは、下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」を考慮しながらも、他者の入札参加も検討する必要がある。

2. その他の問題点

有限会社北野衛生社の見積参加通知書が機能していない。なぜなら、1者随意契約だからである。入札手続きはきちんと取られているが、参加通知書自体を1者に限定しているため、機能していない。非公開の予定価格と市の委託料とにほとんど差異がない（契約金額比率99.99%）のは、馴れ合いになっているからのようである。いずれにしても1者随意契約というのは良くない。馴れ合い、緊張感ある勤務態度、コスト面、内部体制制度などの観点から参加基準を見直し、広く競争入札にすべきである。

(20) 久留米市学童保育所運営委託

<概要>

監査対象

1. 契約名称及び契約方法

「久留米市学童保育所運営業務委託」

「令第167条の2第1項第2号による随意契約」

2. 契約金額及び予定価格並びに契約金額比率（単位：千円、%）

(1) 契約金額

暫定予算期間中（平成19年4月1日から平成19年6月30日まで）

60,382千円

本予算議決後（平成19年4月1日から20年3月31日まで）の委託額
174,490千円

(2) 見積予定価格

契約金額に同じ

(3) 契約金額比率

100%

3. 委託先

久留米市学童保育所連合会

4. 委託先に対する久留米市の出資比率

久留米市からの出資は無い

5. 新規契約か又は契約始期

平成10年4月1日以降

6. 再委託の有無

無し

< 監査手続 >

I 調査資料

(1) 久留米市学童保育所運營業務委託契約書（平成19年4月1日付）

(2) 19年度学童保育所運営事業の委託契約について伺い書

(3) 見積もり結果表

(4) 見積予定価格調書

(5) 見積書

(6) 平成19年度学童保育所運営委託料要求積算内訳

(7) 支払い希望日及び支払い希望額

(8) 平成19年度学童保育所運営事業の実施について伺い書

(9) 平成19年度学童保育所運營業務の仕様書

(10) 久留米市学童保育所設置要綱

II 委託業務

1. 概要及び目的

- (1) 児童の生活指導に関すること。
- (2) 児童の安全確保に関すること。
- (3) 児童の入退所に関すること。
- (4) 年間事業計画の策定及び実施に関すること。
- (5) 基準に基づく利用料の決定及び実施に関すること。
- (6) 予算の策定、執行及び決算に関すること。
- (7) 各種台帳、簿冊の整備及び報告に関すること。
- (8) 児童保険、労働保険の加入に関すること。
- (9) 事故防止等の措置に関すること。
- (10) 学童保育所の軽微な修繕に関すること。

2. 業務の必要性

久留米市学童保育所設置要綱は、児童福祉法第21条の26の規定に基づき、合併前の久留米市の区域内における小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図るための事業に関する事項を定めることを目的とすることから必要と思料する。

合併前の久留米市の区域外の学童保育所にあってはそれぞれの校区ごとに久留米市が委託契約を結んでいる。

将来は、旧久留米市の区域外の学童保育所も久留米市学童保育所連合会に加盟していくものと推量される。

3. 委託の必要性（又は経済合理性）

久留米市学童保育所連合会は、学童保育事業の健全な運営を目的として設立されており、経済的合理性というより、学童保育所が設けられた法律のスキームや経緯自体により、委託は必要であると思料する。

III 契約方法及び採用の理由とその妥当性

契約方法；随意契約

理由；随意契約（令第167条の2第1項2号）

「不動産の買入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」

学童保育事業は、児童の生活指導や安全確保に関することが主な業務内容であり、そ

の事業の性質から競争入札に適するとはいえない。したがって、随意契約は妥当である。

IV 委託先の選定の合理性

委託先になじむ団体が1団体ということ。

久留米市と当連合との人的つながりは組織の組成形態から直接ないこと。

等から委託先の選定には問題点はないと思料される。

V 契約の継続性

毎年の契約となっている。

VI 再委託・・・無し

1. 再委託選定理由及び方法

2. 再委託の合理性（委託先と再委託先との業務分担、再委託価格等）

VII 予定価格及び契約金額

1. 積算の方法及び問題点

委託先からのヒヤリングなどによって「見積もり予定価格」が作成されることから、見積価格は見積もり予定価格の100%である。

久留米市と当連合との人的つながりは組織の組成形態から直接ないこと。また、当連合会の決算書の支出状況が当初の見積額と比較して異常性を見出すことはできなかったこと。それどころか、学童保育児童が増加傾向にあり、決算経費は見積書の金額をオーバーしている項目が多かったことなどから問題点はないと思料される。ただし、今後とも「見積予定価格」の適正性には注意を要する。

VIII その他特筆事項

特になし

<問題点>

特になし

(21) 学校校務員業務委託

<概要>

監査対象

1. 契約名称及び契約方法

契約名称：学校校務員業務委託

契約方法：随意契約（令第167条の2第1項2号）

2. 契約金額及び予定価格並びに契約金額比率（単位：千円、%）

- ・契約金額 34,992 千円（ただし、本予算議決後は 139,968 千円）消費税込み
ただし、収支決算によって支出実額に契約金額を変更する「変更契約」あり。
変更後契約金額 129,950,104 円
- ・見積予定価格 34,992,000 円
- ・契約金額比率 100%
- ・但し、見積書比較価格 33,325,715 円
・・・なぜ契約金額が高いのか？→消費税抜きと込みの違いである。

3. 委託先

財団法人久留米市総合管理公社

4. 委託先に対する久留米市の出資比率

15,000 千円、出捐率 100%

5. 新規契約か又は契約始期

契約始期：平成13年度から継続契約

6. 再委託の有無

なし

< 監査手続 >

I 調査資料

1. 学校公務員業務委託の締結、変更伺
2. 平成19年度学校施設管理施設事務所 組織図
3. 19年度 係長会議（実績）
4. 平成19年度 学校施設集団作業実績報告書（一覧表）
5. 平成19年度 集団作業計画及び報告書
6. 平成19年度 業務研修計画及び報告書

II 委託業務

1. 概要及び目的

7ブロック小学校27校中学校13校養護学校1校における環境整備（営繕、整備、清掃、保全、保安、環境整備等についての集団作業）、学校運営（先達連絡、物品管理、行事、窓口）、その他

2. 業務の必要性

学校校務員業務は必要不可欠である。

3. 委託の必要性（又は経済合理性）

久留米市で運営するより、公益的専門業者を育てたほうが経済的合理性にかなうことによる。

III 契約方法及び採用の理由とその妥当性及び委託先の選定の合理性

契約方法；随意契約

理由；随意契約（令第167条の2第1項2号）

「不動産の買入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」

財団法人久留米市総合管理公社は、平成13年度より校務員業務を受託しており、その実績は良好である。また、今回の委託に関しても十分に対応できる体制を備えており、円滑な業務運営が可能であるため。さらに、学校校務員業務の水準維持の観点で、経験と技能を有する久留米市職員の派遣等を行い、円滑な業務運営等において受託可能な指導体制などを確立しなければならない。

このようなことから、学校校務員業務の久留米エリアに関しては、財団法人久留米市総合管理公社以外の業務委託は不可能であるため。

IV 契約の継続性

毎年の契約継続となっている。

V 再委託・・・なし

1. 再委託選定理由及び方法

2. 再委託の合理性（委託先と再委託先との業務分担、再委託価格等）

VI 予定価格及び契約金額

1. 積算の方法及び問題点

積算方法については、毎年のことであるので委託事業に関して実績を基に積み上げていく方法をとっており、妥当といえる。また、決算終了後に決算に合致するように契約を変更しており、問題点は特に見当たらない。ただし、今後ともその内容については注意が必要と思料される。

VII その他特筆事項

特になし

<問題点>

1. 財団法人の決算書原本内訳と久留米市へ報告した受託事業の収支内訳書が「給与手当

て支出」等で財団の決算書原本のままでは合致しない。財団法人久留米市総合管理公社は財団法人の決算内訳表示が久留米市への委託事業決算内訳書と合致するように決算書原本の内訳表示方法等を工夫すべきである。

決算書原本の内訳表示方法が報告書の受託事業の収支内訳書と合致することが一番よいが、諸般の事情からただちに表示方法を変更することが困難とするならば、現状のように決算書の「学校施設事業費支出」以外の項目の「管理支出」等から関連費用を抽出して報告用受託事業収支内訳書を作成するのであれば、少なくともそのことを財団の決算書に注記すべきであろう。

2. 久留米市から当該事業のために派遣している職員の給与等については、久留米市が財団法人久留米市総合管理公社へ当該職員分人件費として補助金を支給し、当該公社が派遣社員に対して給与等を支払うために、現状では委託事業予算の中に含まれていない。したがって、現状では事業全体の金額から久留米市からの派遣職員分の補助金を除いた金額が委託業務契約金額となっており、それゆえ、委託事業の全体規模を契約金額が示していないことになっている。

しかしながらこのことは、久留米市からの派遣人数を計画的に削減していることから、将来は補助金額が減少していくので、委託業務契約金額が委託事業の実態をほぼ示すことになると考えられる。

(22) 市庁舎の清掃業務委託

<概要>

I 業務の概要

1. 業務委託の内容について

業務委託の内容は次のとおりである。

- (1) 市の担当部署 財産管理課
- (2) 契約名称 久留米市庁舎清掃業務
- (3) 委託先 筑後地区ビル管理業協同組合
- (4) 委託業務の目的、内容

市庁舎の環境衛生の確保と美観保持を図るため市庁舎の清掃業務を委託して

いる。

2. 委託先選定について

(1) 契約方法

令第167条の2第1項第2号による随意契約

(2) 随意契約理由

随意契約理由は次のとおりである。

- ① 市庁舎清掃にあたって、延建築面積の規模が大きく、委託側の意思伝達・指示の徹底・臨機応変の対応等を考慮すると、全庁舎を1業者で担当することが望ましい。この条件をクリアする事業者は市内及び筑後地区において筑後地区ビル管理業協同組合のみである。
- ② 筑後地区ビル管理業協同組合には市内の大多数の清掃業者が加入しており、地場企業の育成強化と地域の雇用拡大に貢献できる。
- ③ 筑後地区ビル管理業協同組合は、国・県の指導下にあり、契約の相手方として高い信頼性がある。

3. 業務委託料について

業務委託料は、予定価格の98%に当たる5,112,450円(消費税込 月額)である。

<監査手続>

随意契約は、一般競争入札や指名競争入札に比べ手続が簡便で、執行経費も少なく、発注者自ら施工能力、信用ある者を選定できる反面、随意契約の運用を誤ると、契約の相手方の選定が一部の者に片寄り、公平性、経済性が確保できなくなる場合がある。

随意契約が「久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領」及び随意契約運用基準に準拠して適正に行われることにより、随意契約の相手方の選定理由が明らかであるか、契約価格が予定価格の作成を基とした適正な価格であるか等の検証のため、次の資料の閲覧、照合、担当者に対する質問により監査を実施した。

資料名

委託契約稟議書

見積書

見積予定価格調書

見積結果表

業務委託契約書
随意契約理由書
市庁舎清掃業務委託設計書

<問題点>

随意契約運用基準は大分類の2及びその中分類として次の規定に定めている。

- 大分類2 契約の性質又は目的が、競争入札に適さないものをする場合
中分類(1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき
(2) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があるとき

本件の随意契約の場合、上記の分類に該当するかどうかである。

筑後地区ビル管理業協同組合は、組合員数15業者の組合であり、役員はすべて加入業者から選ばれている。

本件は筑後地区ビル管理業協同組合との契約となっているが、実際清掃業務を行っているのは組合加入の3業者であり、毎年、業者が協同組合で決められている。平成19年度の場合、業務委託登録業者の(株)K社と(有)M社とK(株)社である。これでは随意契約理由の「---全庁舎を1業者で担当することが望ましい---」との条件に反している。

また、この状況では組合員間での清掃業務のたらい回しと同じであり、上記の運用基準に該当するかは疑問である。

このような状況では随意契約により業務委託を行う理由はないと思われ、競争入札の実施可能性について検討すべきである。

(23) 市庁舎設備管理業務委託

<概要>

1. 業務委託の内容について

業務委託の内容は次のとおりである。

- (1) 市の担当部署 財産管理課
(2) 契約名称 久留米市庁舎設備管理業務

(3) 委託先 株式会社山武 ビルシステムカンパニー

(4) 委託業務の目的、内容

市庁舎に設置された中央監視装置を使用し、電気・機械設備等の機能を完全に発揮させ、庁舎の快適な環境の維持・確保を図るとともに機械耐用年数の延命化に努めるためである。

2. 委託先選定について

(1) 契約方法

令第167条の2第1項第2号による随意契約

(2) 随意契約理由

随意契約理由は次のとおりである。

- ① 中央監視装置につき、専門知識及び技術を有する技術者の常駐が必要であることから、製造・設置元である株式会社山武ビルシステムカンパニー以外では対応できない。
- ② 同社は新庁舎開庁時からの委託業者であり、自動制御機器と設備の両方に精通し、ビル管理のノウハウが蓄積されており、安易な入替は価格高騰や保守レベルの低下につながる。
- ③ 同社での一括保守点検の場合、不具合発生時の系統全般の検証はもとより、通常の保守点検時でも自動制御の観点を付加した最適な運転ができる。
- ④ 同社は、自動制御システム機器に精通した専門家の常駐が可能であるため、庁舎保安警備業者に対して各種防災機器についての適切なアドバイスが行える。
- ⑤ 庁舎の中央監視装置は全て24時間体制で監視されているため、設備不良が発生した場合、迅速な対応により被害を最小限で抑制可能である。
また、休日や夜間の無人化などにより少数の常駐者で対応可能であり、経費が削減できる。

3. 業務委託料について

業務委託料は、設計書金額とほとんど同額の5,700,450円（消費税込月額）である。

< 監査手続 >

随意契約が「久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領」及び随意契約基準に準拠して適正に行われることにより、随意契約を行った相手方の選定理由が明らかであるか、契約価格が予定価格の作成を基とした適正な価格であるか等の検証のため、次の資料の閲覧、照合、担当者への質問により監査を実施した。

資料名

委託契約稟議書

見積書

見積予定価格調書

業務委託契約書

設備管理業務委託仕様書

随意契約理由書

遠隔監視制御システム説明書

平成19年度 市庁舎設備管理業務委託設計書

< 問題点 >

随意契約について

本契約は、随意契約運用基準の2の「契約の性質が、競争入札に適しないものをする場合」に該当するものと思われ、妥当なものと思われる。

株式会社山武ビルシステムカンパニーは、電子制御がメインの自動制御機器としての中央監視装置、熱源機器の制御装置、空調機器の制御装置等の機器の製造・設置元であり、中央監視装置による一括保守管理を行うとのことで、設備運転監視業務、設備遠方監視業務等全部で6業務を行っている。この中には、衛生環境管理業務も含まれているが、この業務は害虫及びねずみ駆除や汚水・排水槽清掃などの駆除清掃等の業務であり、この業務の委託料は税込・年額で6,237千円である。

株式会社山武ビルシステムカンパニーは、電子制御管理が専門であるため、駆除清掃業務は株式会社山武ビルシステムカンパニーから他の業者に外注されている。このため、株式会社山武ビルシステムカンパニーにこの業務も委託することは合理的ではないと考えられる。

この駆除清掃等の業務は他の業者も行えるとのことであり、別の随意契約である市庁舎の清掃業務への統合による合理化の可能性を検討すべきと思われる。

(24) 包括的アウトソース業務委託

<概要>

監査対象

1. 契約名称及び契約方法

包括的アウトソース業務委託（随意契約）

2. 契約金額

1,570,275,000 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 74,775,000 円）

3. 委託先

株式会社日立製作所 九州支社

4. 委託先に対する久留米市の出資比率

該当事項なし

5. 新規契約かまたは契約始期

平成19年1月1日から平成23年12月31日まで（5年間）

包括契約としては1期目の契約である。

ただし、久留米市は昭和43年10月に最初の電子計算機を導入して以来、汎用機についてはずっと株式会社日立製作所製を今日に至るまで使用している。

6. 再委託の有無

業務委託契約書第27条において、以下のように定められている。

「第27条 乙（株式会社日立製作所）は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲（久留米市）の承認を受けたときは、この限りでない。」

平成18年12月28日付で、オペレーション業務をB社、機器保守業務をC社

（いずれも株式会社日立製作所のグループ会社である）に再委託する承認の申請が行われている。

7. 委託の内容

「ホストコンピュータシステム」の稼働及び、委託業務の実施に必要となる機器等（ハードウェア、業務システムを除くソフトウェア）一式を久留米市庁舎5階総務部情報政策課他に設置し、ホストコンピュータシステム及び本委託業務の実施に必

要となる消耗品（プリンタトナー、プリンタ現像剤、汎用的に使用する用紙、磁気媒体等）一式を調達し、以下に示す業務を行う。

- (1) ホストコンピュータシステム稼働環境の提供
- (2) システムエンジニアリング業務
- (3) 機器操作等のオペレーション業務

8. 業務の必要性

現在、地方自治体においてはコンピュータシステムの導入が不可欠となっており、導入を行う場合にも、そのほとんどが外部の専門業者に委託して行われている。ただし、自治体によって業務ごとに個別的に契約を結んでいる場合と、包括的に契約している場合とがある。

9. 委託の必要性

システムの開発や運用は専門的知識が不可欠なことから、幅広く委託が行われているところである。ただし、本委託に際しては、総務部情報政策課が共同して業務を担っている。

10. 契約方法及び採用の理由とその妥当性

契約方法は随意契約となっている。

理由は以下のとおりである。

「今回の包括的アウトソースは現在運用している全ての業務システムに一切の変更を加えないで、不具合なく動作することを保証できることが前提条件である。

汎用機及びその周辺機器は、本市の運用に合わせて独自の環境設定がなされており、その設定等を維持・運用していくには日立製作所製中央処理装置（汎用機）の使用等に依存する特殊な技術、知識及び経験を必要とするとともに、本市独自の環境や運用等に精通している必要がある。

したがって、今回の包括的アウトソース業務委託においては、現在の汎用機運用を担っている日立製作所でなければ全ての業務について現行どおり不具合なく動作することを保証できない。

上記の点から、令167条の2第1項第2号により随意契約としたい。」

11. 委託先の選定の合理性

株式会社日立製作所は地方自治体の電算処理においては、実績もあり有名な会社である。久留米市とも長い間の取引があるが、必ずしも随意契約とする合理性はないと思われる。

1 2. 契約の継続性

昭和43年以来株式会社日立製作所と契約が行われているが、平成19年1月からは株式会社日立製作所との5年間の包括アウトソーシングとなっている。

1 3. 再委託

オペレーション業務については関係会社B社、機器保守業務については関係会社C社に委託して行っている。

1 4. 予定価格及び契約金額

平成18年以前は、一括の契約ではなく、業務ごとの契約が行われていた。

その内容については以下のとおりである。

(単位：円)

汎用機賃貸借契約	309,783,600
フィールドS E業務委託	2,205,000
オペレーション業務委託	10,634,400
Q言語賃貸借契約	2,835,000
S T A M P S 契約	462,420
汎用N I P紙	2,520,000
プリンタ用消耗品	2,203,950
合計	330,644,370

これに対し、見積は 24,925,000 円（消費税込で 26,171,250 円）となっている。

久留米市は前回までの価格である 330,644,370 円×(1-3%)=320,725,039 円を積算設計金額としていた。5年間の長期契約であることや、契約を集約することができるため、割引率を加味している。

見積(年額)は 26,171,250 円(1か月)×12か月= 314,055,000 円 である。
積算設計金額比 98%となっている。

1 5. その他特筆事項

なお、地方自治情報化センターによる「地方自治コンピュータ総覧」における「平成18年度類似都市情報化経費比較表」によれば、情報化経費の額は、人口20万人以上40万人の都市の中では久留米市は平均よりやや少ない程度である。

<監査手続>

下記の資料を閲覧し、必要に応じて質問を行った。

- ・ 包括的アウトソース業務委託の契約方法並びに見積書の徴取について（伺）
- ・ 包括的アウトソース業務委託契約の締結について（伺）
- ・ 業務委託契約書
- ・ 業務計画書（電子計算機スケジュール 平成19年4月から平成20年3月分）
- ・ 業務実績報告書（平成19年4月から平成20年3月分）
- ・ 要員体制等について（承認申請） 3件
- ・ 再委託の承認について（承認申請） 1件

<問題点>

「包括的アウトソース業務委託 業務委託仕様書」6 業務実績報告書の提出についてにおいて、受託者は月末の業務完了日から10日以内に業務実績報告書を提出しなければならないこととされている。ところが受付印が10日を過ぎているものが相当見られた。

また、株式会社日立製作所と随意契約を行っているが、同様の業務を行っている会社は他にもあり、現在の市役所の汎用機が同社製であることや、これまでの業務を通して市役所の業務に精通していることが随意契約とするに十分な説明足りえない。

そのような考え方を徹底すれば、久留米市の包括的アウトソース業務は未来永劫に同社が担うことになることになる。

次回の契約更新時には、現状のシステム利用状況を前提に複数の業者からの提案・見積を徴収することが望ましいと考えられる。

（25）こんにちは赤ちゃん事業

<概要>

1. 業務委託の内容について

業務委託の内容は次のとおりである。

- (1) 市の担当部署 子ども育成課
- (2) 契約名称 こんにちは赤ちゃん事業実施業務委託
- (3) 委託先 財団法人 久留米市総合管理公社

(4) 委託業務の目的及び内容

① 目的

この業務は、こんにちは赤ちゃん事業として、乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービスに結びつけることを目的としている。

② 訪問の対象者

久留米市に住所を有する産婦・新生児及び家族。ただし、産婦・新生児の訪問指導を受けた者は除く。

③ 訪問の回数

訪問の回数は、原則として1回である。

④ 訪問者

訪問者は、原則として保育士で、市に登録された者である。

⑤ 業務の実施

市の指示に従い、久留米市こんにちは赤ちゃん事業実施要綱及び久留米市こんにちは赤ちゃん事業実施要領に基づき、善良な管理者の注意を以て業務を行わなければならない。

⑥ 報告等

- 翌月の10日までに、訪問対象者名簿、活動内容集計表を子ども育成課に提出する。
- 支援が必要な場合は、市担当課に報告する。
- 虐待等の場合は、家庭子ども相談課に通告する。
- 出席を求められた場合は、ケース対応会議で報告を行う。

2. 委託先選定について

(1) 契約方法

令第167条の2第1項第2号による随意契約

(2) 随意契約理由

- 委託内容が公共的性格を有するため、目的性質が競争に適さない。
- 訪問事業の実績及びノウハウを有する財団法人久留米市総合管理公社以外では業務を円滑に遂行できないと考えられるためである。

3. 業務委託料について

- (1) 業務委託料（年額 税込） 47,135,170 円

(2) 決算書の概要

財団法人久留米市総合管理公社からのこんにちは赤ちゃん事業についての決算報告は次のとおりである。

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差異
受託事業運営費支出			
健康推進事業費支出	50,025,000	47,135,170	2,889,830
給料手当支出	38,627,000	38,626,905	95
福利厚生費支出	5,199,000	5,141,614	57,386
旅費交通費支出	14,000	13,200	800
通信運搬費支出	166,000	75,705	90,295
消耗品費支出	1,013,000	962,158	50,842
燃料費支出	756,000	136,205	619,795
賃借料支出	1,582,000	901,238	680,762
手数料支出	1,000	200	800
保険料支出	284,000	87,450	196,550
租税公課支出	2,383,000	1,190,495	1,192,505

(注) 保育士は7名である。

4. 実施状況

訪問対象件数	964 件
訪問件数	852 件
不在・拒否件数	112 件
訪問率	88.38%

財団法人久留米市総合管理公社の事業報告より

< 監査手続 >

随意契約が「久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領」及び随意契約運用基準に準拠して適正に行われることにより、随意契約を行った相手方の選定理由が明らかであるか、契約価格が予定価格の作成を基とした適正な価格であるか等の検証のため、次の資料の閲覧、照合、担当者への質問により監査を実施した。

資料名

事業起案稟議書

委託契約稟議書

見積書

見積予定価格調書

業務委託料支払額一覧表

業務委託契約書

平成19年度 こんにちは赤ちゃん事業仕様書

こんにちは赤ちゃん事業実施要綱

こんにちは赤ちゃん事業実施要領

平成19年度 こんにちは赤ちゃん事業訪問状況・相談内容表

平成19年度 委託料の収支決算書

平成19年度 財団法人久留米市総合管理公社事業報告及び決算

<問題点>

(1) 随意契約による委託先選定について

随意契約理由として、委託内容が公共的性格を有するため、競争に適さないとされている。

財団法人久留米市総合管理公社以外では訪問事業の実績及びノウハウを持つ業者をさがすのは現状ではむずかしいと思われるため、随意契約運用基準の大分類2の「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをする場合」に該当するものと思われる。

(2) 業務委託料について

① 予定価格について

随意契約の場合も予定価格の作成は必要とされるが、本件の場合、事業の起案書の段階で委託料総額の記載があり、その金額はその後の見積書の額と同額となっている。すなわち、予定価格及び委託料は財団法人久留米市総合管理公社からの受入金額そのままであり、それが契約金額となっている。

② 人件費について

業務委託料のうち健康推進事業費支出の中のこんにちは赤ちゃん事業の給料手当が決算書のとおり38,626,905円となっており、また、この事業の訪問者としての保育士は7名が登録されている。この給料手当は業務の実施状況や人数等から勘案して妥当な額といえるかは疑問である。

19年度からの新規の委託事業であるため、価格決定が甘くなっているのではないかと思われる。

(3) こんにちは赤ちゃん事業の業務内容について

① 実施要領と実際の事業との相違について

要領の訪問の対象者は、久留米市に住所を有する産婦及び乳児とされているが、財団法人久留米市総合管理公社において実際に実施されている訪問の

対象者は、生後概ね3ヶ月から5ヶ月までの第2子以降の乳児がいる家庭となっており、訪問対象者が同じではない。

② 他の委託事業との業務の重複の有無について

財団法人久留米市総合管理公社が行っている事業の中に次の業務がある。

- 江南子育て支援センター運営事業
育児不安等についての相談・指導
- 母子保健事業
 - i 乳幼児を持つ保護者を対象に発達、発育、栄養、生活指導、療養等の相談対応
 - ii 妊産婦や乳幼児の保護者への家庭訪問による指導・助言

上記の事業内容からみて、これらの事業とこんにちは赤ちゃん事業との間に重複する業務があるのではないかと思われる。

また、訪問による育児相談の内容によると、この事業の目的である様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行い、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行っていることが見受けられるが、一方、この目的と関係ないような相談もかなり見受けられるところである。

訪問の実施状況や相談内容等から、この事業を単独で行う必要があるか疑問である。

事業の見直しが必要と考える。

(参考) 財団法人久留米市総合管理公社の平成19年度の決算について

平成19年度の決算(部分)は次のようになっている。

正味財産増減計算書の当期経常増減額	28,870,818円
〃 の正味財産期末残高	111,001,364円
貸借対照表上の退職給付引当資産	106,496,000円
〃 の退職給付引当金	51,752,606円
差引 退職給付引当金資産の過大計上額	54,743,394円

公益法人の公益性、運営の透明性から不当に多額の剰余金の保留は好ましくないとされている。従来の公益法人の指導監督基準で考えられている内部留保の割合を超えているとはいえないが、しかし、当年度だけで28,870千円の剰余が生じている。

また、当期の正味財産期末残高は111,001千円であり、このうち

54,743千円は退職給付引当資産の積立過大額に相当する額である。

この正味財産残高が主に久留米市との取引から生じていることを考えれば、より一層見積価格の厳格な査定が必要と思われる。

(26) 下水道使用料徴収業務委託

<概要>

① 契約の種類：随意契約

② 業務委託の概略

上水道・下水道は従来別々に使用料の計算・徴収を行っていたが、事務手続の効率化の観点から平成9年度にそれらを一元化し、上水道の使用水量で下水道の使用料を計算し、さらに、上水道の料金徴収と併せて下水道使用料も徴収するシステムに変更した。

そこで、検針業務、賦課業務、徴収業務の3業務が下水道部から久留米市企業管理者（水道ガス部）に委託された。

<監査手続>

① 監査要点

業務委託契約に関して以下の観点から検討を実施

- 1 契約の方式決定及び相手方の選定は適法か。
- 2 委託理由に合理性はあるか。
- 3 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。
- 4 委託料の算定方法は適正か。
- 5 委託契約は適法であり、支払は正確か。
- 6 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。
- 7 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。
- 8 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。

② 調査の方法・概要

委託業務契約が適切に行われているかを所定の契約関係書類を査閲し、担当者に対する質問。また必要に応じ現場視察を実施し検討した。

また、契約事務手続きの効率化、委託先におけるコスト削減など委託業務コストの経済性への努力が行われているかを書類を査閲し検討した。

③ 査閲・入手した資料

- i. 下水道使用料徴収事務委任に関する協定書
- ii. 支出負担行為決定書
- iii. 業務完了報告書
- iv. 下水道使用料徴収業務委託契約書
- v. 下水道使用料徴収事務委任に関する協定書に基づく委託料計算書
(平成19年当初契約時)
- vi. 下水道使用料徴収業務委託変更契約書

④ 契約額：平成19年4月1日：63,619千円（予算63,973千円 予算比99.4%）

⑤ 変更契約・変更理由

平成20年3月31日：62,593千円（予算63,973千円 予算比97.8%）
前々年度の水道ガス部の人件費が下がったため。

— 参考 —

下水道使用料徴収業務契約額の推移：下水道部作成（単位：千円）

	委託料	人件費総額	担当 人数	一人当たり 人件費
平成12	61,443	144,268	14	10,305
平成13	63,462	142,704	14	10,193
平成14	62,131	142,112	15	9,474
平成15	68,057	148,948	15	9,930
平成16	65,415	145,431	15	9,695
平成17	68,769	148,389	14	10,599
平成18	69,697	146,017	15	9,734
平成19	62,593	129,469	14	9,248

人件費には、担当職員の退職金相当額の一部を含む。

<問題点>

- i. 業務委託費の算定に使用される計算式の中に根拠が明らかでない係数が使用されている部分がある。計算式をより一般化する必要がある。
- ii. 上記、計算式中の人件費部分が、企業局の人件費を基礎に算定されているため、どうしても高コストになりがちである。競争原理を働かせ、民間人の一般的な人件費を元にデータを取り、適正なコスト計算を実行すべきと考える。

(27) 田主丸浄化センター建設費

<概要>

- ① 契約の種類：随意契約
- ② 契約額・契約期間：1,035百万円（H17～H20の4年間）
- ③ 業務委託の概略

久留米市東方域の田主丸地区における浄化センターの建設工事に際し、日本下水道事業団（以下、事業団）に建設・建設事務の委託を行う。

事業団は地方公共団体の代表者の発意により国土交通大臣の認可を受けて設立され、地方公共団体の出資により業務運営が行われている地方共同法人である。その目的は、i 地方公共団体等の要請に基づき下水道の根幹施設及び維持管理、下水道に関する技術的支援を行うこと。ii 下水道技術者の養成ならびに下水道に関する技術の開発及び実用化を図ること。などにより、下水道の整備を促進し、生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に寄与することである。

事業団は下水道施設に関する設計、建設、技術者養成に関する豊富なノウハウを有している唯一の組織と言える。

事業団に施設の設計・建設を委託した場合のメリットとしては下記のものがある。

- i 事業団の経験・試験研究の成果・新技術を活かした施設の建設が期待できる。
- ii 久留米市単独で建設した場合、土木、建築機械、電気、機械設備等の各分野にわたる専門的技術者が必要になるが、事業団に委託することにより、4年間の事業期間内における一時的増員が避けられる。
- iii 建設後の最新設備に関する施設管理の技術者養成が必要になるが、事業団にその教育を委託することによりそのノウハウを活用でき質の高い管理が可能となる。

<監査手続>

- ① 監査要点
下水道使用料徴収業務委託に同じ。
- ② 調査の方法・概要
下水道使用料徴収業務委託に同じ。
- ③ 査閲・入手した資料
 - i. 基本協定書、概算事業費の見積
 - ii. 年度実施協定書
 - iii. 資金計画書
 - iv. 請求書
 - v. 支出負担行為決定書
 - vi. 日本下水道事業団の組織図、役員構成等説明資料
- ④ 変更契約・変更理由：
特記事項なし

<問題点>

事業の性質上、年度ごとの一般競争入札は馴染まない。ただ、今回事業団と単独の随意契約を行ったのは、事業団が当該設備の建設に関して豊富な経験とノウハウを持つ唯一の組織であるばかりでなく、合併前の旧田主丸町において下水道事業の全体計画策定から事業団に委託しており、既に基本設計及び実施計画の一部が作成されていたことから、引続き事業団に委託を継続することにより久留米市の事務負担を増加させること無く円滑な事業の継続が期待されたためである。

(28) 中央浄化センター運転管理業務委託

<概要>

- ① 契約の種類：
4年毎に指名競争入札（途中3年間は随意契約）
- ② 入札の状況（直近平成18年3月27日）
 - i 入札参加：7者
 - ii 設計金額：当初設計時：125,098千円（消費税別）
予定価格：122,596千円（消費税別）
 - iii 落札金額：115,000千円（消費税別）
 - iv 落札率：91.9%（93.8%対予定価格）

③ 業務委託の概略

中央浄化センターは現在、久留米市北部、中心部における下水処理を担い、久留米市民の日常の衛生的な生活には高く貢献していることは周知のことと考える。その中央浄化センターの運営管理を南部浄化センターの稼動開始にあわせ、平成6年度より民間への外部委託に移行した。

中央浄化センターは昭和47年の運転開始以来、約36年が経過し設備の老朽化が目立ち、新設備への更新が予定される一方、現有設備の保全・維持管理に多大な努力が払われている。

<監査手続>

① 監査要点

下水道使用料徴収業務委託に同じ。

② 調査の方法・概要

下水道使用料徴収業務委託に同じ。

③ 査閲・入手した資料

- i. 下水道施設維持管理積算要領2006年版 (社) 日本下水道協会
- ii. 維持管理業務委託の業者選定基準
- iii. 支出負担行為決定書
- iv. 維持管理業務委託契約書
- v. 業務着手届、従業員名簿、業務分担届
- vi. 委託伺、積算書
- vii. 随意契約伺、理由書
- viii. 月間業務報告書
- ix. 月例点検整備報告書
- x. 顧客所有物在庫管理表

④ 変更契約・変更理由:

特記事項なし

<問題点>

- i. 平成6年度より民間への外部委託に移行しているが4年おきに指名競争入札を実施している以外、3年間は、随意契約を採用している。

その理由を理由書より抜粋する。

「浄化センターの運転管理は、浄化センター毎に独自性があり、各々の施設に応じた運転管理、異常時の対応の習得には長時間を必要とするため、年度毎に委託業者が変更になれば、円滑な運転管理に支障をきたすこととなります。

現在運転管理を行っている委託業者は、適正かつ円滑な業務を遂行しているのみな

らず、積極的な施設改善の実施を行うなど、高い信頼性を有しています。」つまり基本的には、随意契約を実施したほうが、設備の特性を熟知していることにより日常の運転を円滑に遂行でき、また、引継ぎ等の事務負担が軽減でき効率的であるというものである。

では、4年おきに指名競争入札を実施している根拠についてはというと、明確な論拠は見出せなかった。

しかも外部委託開始後14年間に3度の指名競争入札を実施しているが、その間、委託業者が交代した事実はない。ということは4年毎の指名競争入札はもはや形骸化しているものと考えざるを得ない。

ii. 委託業者に対する技術面以外の財務面や人的面において信用調査がなされている形跡が認められなかった。

iii. 業績の評価基準が明確ではないので、当浄化センターにおいて、果たして効率的運営がなされているかの判断ができない。そこで、業務委託費の積算が基本的にほとんど人件費により構成されていることから、当浄化センター及びポンプ場も含めた業務委託費総額（消費税込み）の130,200千円を委託業者の人員総数、21名（業務総括責任者から事務員まで含む）にて除すと、一人当たりの人件費6,200千円（一人平均）にて管理・運営されているということもできる。実際の業務委託費には若干の間接経費部分も認めるのでこれより高くなることは無いと考えられる。換言すれば、行政側の一人当たり人件費が6,200千円（一人平均）を下回らないかぎり、一次的にはコスト削減の目標は達成できたことになる。後は、久留米市民の衛生的な生活を守る範囲内において、業務の効率化を図り無駄な作業を排除することにより、更なるコスト削減の努力を継続することが重要と考える。

iv. 中央浄化センターの現場視察を実施した結果、現場では老朽化した設備を適切に運転・管理した結果を、月間業務報告書、月例点検整備報告書にまとめ管理責任を全うし、また、それを行政側がにて査閲・管理していることを確認した。

久留米市の財産に属する、機械部品、消耗品等のたな卸資産も整然と管理されていたが、ただ、現物管理が全て委託業者任せになっており、たな卸時に立ち会うなどの手続きが行政側でとられていなかった。今後は、現物管理への対応も望まれるところである。

（29）南部浄化センター運転管理業務委託

<概要>

① 契約の種類：

4年毎に指名競争入札（途中3年間は随意契約）

② 入札の状況（直近平成18年3月27日）

- i 入札参加：7者（中央浄化センターと全く同じ業者が入札参加）
- ii 設計金額：当初設計時：100,204千円（消費税別）
 予定価格：98,200千円（消費税別）
- iii 落札金額：93,000千円（消費税別）
- iv 落札率：92.8%（94.7%対予定価格）

③ 業務委託の概略

南部浄化センターは現在、旧久留米市東部、南部の下水処理を担い、平成6年稼動開始と同時に運営管理を民間へ外部委託実施。

中央浄化センターに比べると、比較的設備は新しい部類に属する。

<監査手続>

① 監査要点

下水道使用料徴収業務委託に同じ。

② 調査の方法・概要

下水道使用料徴収業務委託に同じ。

③ 査閲・入手した資料

中央浄化センターと同じ

④ 変更契約・変更理由：

特記事項なし

<問題点>

- i. 平成6年度より民間への外部委託に移行しているが、4年おきの指名競争入札を実施していることは、途中3年間随意契約を採用している点も含め、中央浄化センターと同じである。

理由書における、その理由の内容もほとんど中央浄化センターと同じである。

やはり、外部委託開始後14年間に3度の指名競争入札を実施しているが、その間、業者が交代した事実はない。ということは中央浄化センター同様、4年毎の指名競争入札はもはや形骸化しているものと考えざるを得ない。

- ii. 委託業者に対する技術面以外の財務面や人的面において信用調査がなされている形跡が認められなかった。

- iii. 中央浄化センター同様、南部浄化センター及び汚水ポンプ場も含めた業務委託費総額（消費税込み）の111,300千円を委託業者の人員総数、19名（業務総括責任者から事務員まで含む）にて除すと、一人当たりの人件費5,857千円（一人平均）にて管理・運営されていると言うこともできる。実際の業務委託費には若干の間接経費部分も認めるので、これより高くなることは無いと考えられる。換言すれば、

行政側の一人当たり人件費が5,857千円（一人平均）を下回らないかぎり一次的にはコスト削減の目標は達成できたことになる。後は、久留米市民の衛生的な生活を守る範囲内において、業務の効率化を図り無駄な作業を排除することにより、更なるコスト削減の努力を継続することが重要なのは、中央浄化センターと同様と考える。

<総合意見>

業務委託における経費削減の考え方が、あくまで行政の視点に立つてのコスト削減という意味合いが強く、真に効率的な観点からは、今後さらに民間レベルの視点からよりいっそうの競争原理を働かせる必要がある。

第5 監査人の意見

1. 久留米市の入札においては、年々改善策が施されている結果、落札率は年々低下している。しかし、平成19年度には4件の談合情報が寄せられていることでも分かるように、談合は無くなっていると断言することはできない。ましてや談合とまではいえないが、業者組合の中で話し合いが持たれ談合紛いの調整が行われているとの噂もある。もともと密室による犯罪といわれる談合は、外見からは判断できずもっぱら談合参加者の通報によらざるを得ないという側面を持ち、不正・談合の根絶は非常に困難であるといわざるを得ない。事実、国・地方自治体によるさまざまな入札・契約制度改革の実施にもかかわらず、いまだに解決されていないのが現状である。談合防止策は今後も新たな対策が開発されるであろうが、それに対抗する新たな手段が考えだされるであろうことは明らかであると思われる。

今後不正・談合を防止するための新たな対策が考えられたとしても、それを運用する地方自治体の工夫努力がなければ、絵にかいた餅となるおそれがあることに注意しなければならない。

2. 昨年までの世界の景気は緩やかな上昇カーブを描いてきたのであるが、一昨年にアメリカで発生したサブプライムローンの破たんは、当初日本への波及はそれほどではないと思われたにもかかわらず、意に反して重大な影響があり、日本経済も不況の波を被っていることはご承知のとおりである。久留米市においても例外ではなく財政状態は厳しい状況に立たされているとのことである。このようなときこそ地方自治体は地元業者優先の前に買い手の立場、納税者の立場に立って行動すべきである。そして、このような状況においては入札する方もできるだけ利益を得たいと思うことは自然な成り行きであるから、談合を防止するためには現在考えられる不正や談合の防止策を実行し、また、新たな対策を講じる必要があるものとする。

3. 平成21年1月20日の読売新聞によれば、“都道府県工事の予定価格「入札後公表」に回帰”という見出しで、「都道府県が発注する公共工事の入札で、予定価格公表を「事前」から「事後」に切り替える動きが広がっている。そして識者の見解として「改革の流れに逆行」「品質維持のため必要」などと評価が二つに割れている。」と報じている。現在国は予定価格を事前公表していないし、地方公共団体での実施率は非常に低いようである。このことは入札改革が如何に試行錯誤の上で実施されているかを物語っている。今後の推移と研究が待たれるところである。

4. 久留米市の入札制度で入札に参加する機会をできるだけ多くし、だれでも参加で

きるような制度にするためには一般競争入札制度をできるだけ広く採用することが有効であることは明白である。そのための措置として今まで久留米市では一般競争入札の設計金額対象基準を、土木・建築・電気・造園については3,000万円以上、その他の工事については2,000万円以上からとっていたが、平成20年度からすべての工事について1,000万円以上に変更している。その効果として平成20年度では現在まで談合情報が1件もない結果になっている。一般競争入札や公募型といった新しい入札制度の導入は、入札談合防止対策の必要条件であって十分条件ではない。入札参加者の選定範囲の拡大、例えば市外業者の入札参加など入札談合を攪乱する要因を導入する必要がある。

5. 久留米市では最低制限価格制度を採用し、最低制限価格を予定価格の75%として公表している。その結果最低制限価格での入札者が多発して“くじ引き”による落札者の決定という異常事態が頻発している。これについては他の自治体の改革の実績を参考にして、監査人としての改善策を提案しているが、久留米市としては最低制限価格を事前公表せず、入札ごとに異なる最低制限価格を設定することによって解決しようと試みている。また、総合評価方式の採用を新たな試みとして現在試行中とのことである。今後の改善効果に期待したい。

6. 今回の監査においては、入札制度のほかに各部局で締結事務を行っている業務委託等に関する契約を調査した。その結果を以下に記載する。

(1) 契約方法は競争性の働かない随意契約（指定管理における公募の例外による指定を含む。）が大半を占めていること。そのため

(2) 契約金額と予定価格がほとんど同額であるケースが最も多かったこと。

(3) 競争入札手続が利用されていても長年にわたって同一業者が落札している例が見受けられるなど競争原理がほとんど働いていないと思われるものが多かったこと。

などが挙げられる。

7. 結論として、久留米市の落札率は年々低下しており、また入札制度においては平成20年度より一般競争入札の採用基準を1,000万円へ下げること、最低制限価格の非公表へのシフト、総合評価方式の採用の検討など、新たな方策の採用にも積極的であることがうかがわれる。

しかし、新しい入札制度を導入すれば、直ちに入札価格が下がるわけではない。制度運用が重要であるから、今後他の地方公共団体の事例を参考に工夫・努力し落札率の更なる低下を実現して、ひいては久留米市の財政の好転に貢献することができるようになることを希望する。

業務委託に関しては、各部局が独自に管理している関係もあってか、いろいろ問題があるように思われる。問題点を改め、改善措置を講じればさらなる財政改善に貢献できるものと思料するものである。

以上